

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 (第114期)

自 2017年4月1日

至 2018年3月31日

コニカミノルタ株式会社

第114期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

コニカミノルタ株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	5
3【事業の内容】	7
4【関係会社の状況】	9
5【従業員の状況】	12
第2【事業の状況】	13
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2【事業等のリスク】	14
3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	16
4【経営上の重要な契約等】	20
5【研究開発活動】	21
第3【設備の状況】	24
1【設備投資等の概要】	24
2【主要な設備の状況】	24
3【設備の新設、除却等の計画】	26
第4【提出会社の状況】	27
1【株式等の状況】	27
2【自己株式の取得等の状況】	54
3【配当政策】	55
4【株価の推移】	55
5【役員の状況】	56
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	63
第5【経理の状況】	77
1【連結財務諸表等】	78
2【財務諸表等】	139
第6【提出会社の株式事務の概要】	152
第7【提出会社の参考情報】	153
1【提出会社の親会社等の情報】	153
2【その他の参考情報】	153
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	154

監査報告書

2018年3月連結会計年度

2018年3月会計年度

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月20日
【事業年度】	第114期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
【会社名】	コニカミノルタ株式会社
【英訳名】	KONICA MINOLTA, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 山名 昌 衛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03(6250)2080
【事務連絡者氏名】	経理部会計グループリーダー 宮 下 浩 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03(6250)2080
【事務連絡者氏名】	経理部会計グループリーダー 宮 下 浩 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	国際会計基準（注1）				
	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
売上高（注2） （百万円）	935,214	1,002,758	1,031,740	962,555	1,031,256
税引前利益 （百万円）	37,736	65,491	58,029	49,341	49,124
親会社の所有者に帰属する当期利益 （百万円）	28,354	40,934	31,973	31,542	32,248
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 （百万円）	52,448	60,315	622	25,556	33,952
親会社の所有者に帰属する持分 （百万円）	498,542	535,976	514,285	524,331	524,513
資産合計 （百万円）	991,700	1,001,800	976,370	1,005,435	1,203,907
1株当たり親会社所有者帰属持分 （円）	968.15	1,067.97	1,037.96	1,057.92	1,060.72
基本的1株当たり当期利益 （円）	53.67	81.01	64.39	63.65	65.17
希薄化後1株当たり当期利益 （円）	53.54	80.79	64.21	63.47	64.96
親会社所有者帰属持分比率 （%）	50.3	53.5	52.7	52.1	43.6
親会社所有者帰属持分当期利益率 （%）	5.8	7.9	6.1	6.1	6.1
株価収益率 （倍）	17.9	15.1	14.8	15.6	14.0
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	90,058	101,989	59,244	68,659	65,367
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△54,143	△54,014	△110,788	△70,594	△133,737
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△63,672	△62,128	△20,571	△2,347	126,638
現金及び現金同等物の期末残高 （百万円）	188,489	177,496	99,937	92,628	149,913
従業員数 （人）	40,401	41,605	43,332	43,979	43,299

(注1) 第111期より国際会計基準（以下「IFRS」）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

(注2) 売上高には、消費税等は含んでおりません。

回次	日本基準	
	第110期	第111期 (注1)
決算年月	2014年3月	2015年3月
売上高(注2) (百万円)	943,759	1,011,774
経常利益 (百万円)	54,621	59,867
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	21,861	32,706
包括利益 (百万円)	47,016	51,245
純資産額 (百万円)	480,055	501,684
総資産額 (百万円)	966,060	970,485
1株当たり純資産額 (円)	929.04	995.48
1株当たり当期純利益金額 (円)	41.38	64.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	41.28	64.55
自己資本比率 (%)	49.5	51.5
自己資本利益率 (%)	4.6	6.7
株価収益率 (倍)	23.3	18.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	89,945	101,733
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△55,776	△54,308
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△61,954	△61,770
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	188,489	177,450
従業員数 (人)	40,401	41,598

(注1) 第111期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(注2) 売上高には、消費税等は含んでおりません。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月		2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
売上高(注1)	(百万円)	472,449	496,908	486,105	436,840	436,157
経常利益	(百万円)	40,148	30,743	24,743	15,815	7,655
当期純利益	(百万円)	136,719	22,054	9,828	11,724	12,756
資本金	(百万円)	37,519	37,519	37,519	37,519	37,519
発行済株式総数	(千株)	531,664	511,664	502,664	502,664	502,664
純資産額	(百万円)	364,173	360,914	347,257	349,234	343,086
総資産額	(百万円)	679,679	673,840	661,577	679,030	792,860
1株当たり純資産額	(円)	705.44	717.12	698.82	702.62	691.93
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)(注2)	(円)	17.50 (10.00)	20.00 (10.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)	30.00 (15.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	258.81	43.65	19.79	23.66	25.78
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	258.18	43.53	19.74	23.59	25.70
自己資本比率	(%)	53.4	53.4	52.3	51.3	43.2
自己資本利益率	(%)	44.6	6.1	2.8	3.4	3.7
株価収益率	(倍)	3.7	28.0	48.3	42.1	35.4
配当性向	(%)	6.8	45.8	151.6	126.8	116.4
従業員数	(人)	6,342	6,348	6,198	5,770	5,282

(注1) 売上高には、消費税等は含んでおりません。

(注2) 第110期の1株当たり中間配当額10円には、記念配当2円50銭が含まれております。

2 【沿革】

- 1873年4月 東京麹町の小西屋六兵衛店において、写真及び石版印刷材料の取扱いを開始。
- 1882年4月 東京市内に工場を作り、カメラ、台紙、石版器材の製造販売を開始。
- 1902年5月 東京淀橋（現在の西新宿）に工場六桜社を建設し、乾板、印画紙の製造販売を開始。
- 1921年10月 組織を改組し合資会社小西六本店と称す。
- 1929年10月 フィルムの製造販売を開始。
- 1936年12月 東京日本橋室町に株式会社小西六本店を設立。
- 1937年2月 社名を株式会社小西六と改称し、合資会社小西六本店を吸収合併。
- 7月 東京日野に感光材料の工場を建設。
- 1943年4月 社名を小西六写真工業株式会社と改称。
- 1944年3月 昭和写真工業株式会社を合併、小田原事業場とする。
- 1949年5月 東京証券取引所に上場。
- 1956年8月 米国にKonica Photo Corporationを設立。
- 1963年7月 東京八王子に工場を建設、淀橋の工場を移す。
- 1971年1月 電子複写機の製造販売を開始。
- 1972年4月 東京八王子の工場を電子複写機の工場として整備拡充を進めると共に、カメラ・レンズ類の生産について、株式会社山梨コニカ、株式会社甲府コニカ（現コニカミノルタオプトプロダクト株式会社、子会社）へ移管を始める。
- 1973年4月 ドイツにKonishiroku Photo Industry (Europe) GmbHを設立。
- 1978年6月 本社事務所を東京西新宿に移転。
- 1979年8月 兼松ユービックス販売株式会社の全株取得、同年11月社名を小西六ユービックス株式会社とする。
- 1986年1月 米国Royal Business Machines, Inc.の全株取得、社名をKonica Business Machines U.S.A., Inc.（現Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc.、子会社）とする。
- 1987年1月 ドイツにKonica Business Machines Manufacturing GmbH（現Konica Minolta Business Solutions Deutschland GmbH、子会社）を設立。
- 2月 米国に印画紙製造工場Konica Manufacturing U.S.A., Inc.を設立。
- 9月 米国にPowers Chemco, Inc.を設立。
- 10月 社名をコニカ株式会社と改称。
- 2002年10月 複写機及び現像処理機の生産拠点統合のために当社の機器生産統括部門及び国内機器生産子会社を統合し、コニカテクノプロダクト株式会社（現コニカミノルタテクノプロダクト株式会社、子会社）を設立。
- 2003年4月 全事業・機能を4事業会社、2共通機能会社に分社し、これらの分会社株式を保有する純粋持株会社へと移行。
- 6月 社外取締役を過半数、委員長とする監査委員会、指名委員会、報酬委員会で構成される「委員会等設置会社」へと移行。
- 8月 ミノルタ株式会社と株式交換により経営統合し、コニカミノルタホールディングス株式会社へと商号変更。
- 9月 本社事務所を東京丸の内に移転。
- 2003年10月 コニカ、ミノルタが有していた全ての事業を6事業会社、2共通機能会社に再編（6事業会社：コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社、コニカミノルタオプト株式会社、コニカミノルタエムジー株式会社、コニカミノルタセンシング株式会社、コニカミノルタフォトイメージング株式会社、コニカミノルタカメラ株式会社／2共通機能会社：コニカミノルタテクノロジーズセンター株式会社、コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社）。
- 情報機器の国内販売子会社であるコニカビジネスマシン株式会社とミノルタ販売株式会社が合併、コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社が発足。
- 情報機器の米国販売子会社であるKonica Business Technologies U.S.A., Inc.とMinolta Corporationの情報機器部門が合併、Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc.（子会社）が発足。
- フォトイメージングの米国販売子会社であるKonica Photo Imaging U.S.A., Inc.とMinolta Corporationのフォトイメージング事業が統合、Konica Minolta Photo Imaging U.S.A., Inc.が発足。

- 2003年10月 情報機器のドイツ販売子会社であるKonica Business Machines Deutschland GmbHとMinolta Europe GmbHの情報機器部門が合併、Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH (子会社)が発足。
 フォトイメージングのドイツ販売子会社であるKonica Europe GmbHとMinolta Europe GmbHのフォトイメージング部門が統合、Konica Minolta Photo Imaging Europe GmbHが発足。
 情報機器の中国生産子会社であるKonica Manufacturing (H.K.) Ltd.とMinolta Industries (HK) Ltd.が合併、Konica Minolta Business Technologies Manufacturing (HK) Limited (子会社)が発足。
- 2004年4月 コニカミノルタフォトイメージング株式会社がコニカミノルタカメラ株式会社と統合。
 12月 コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社(中国)が中国に情報機器の生産子会社Konica Minolta Business Technologies (WUXI) Co., Ltd. (子会社)を設立。
- 2005年1月 コニカミノルタ I J 株式会社を設立。
 10月 メディカル&グラフィックの米国販売子会社であるKonica Minolta Graphic Imaging U.S.A., Inc.が印刷用プレートメーカーのAmerican Litho Inc.を買収。
 11月 コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社(中国)が中国に情報機器の販売子会社Konica Minolta Business Solutions (CHINA) Co., Ltd. (子会社)を設立。
- 2006年1月 カメラ事業を2006年3月に終了すること、及びフォト事業を2007年9月に終了することを決定。
 3月 カメラ事業を終了。
- 2007年4月 コニカミノルタエムジー株式会社の医療用製品の国内販売子会社であるコニカミノルタメディカル株式会社、医療用機器の技術サービス子会社であるコニカミノルタエムジーテクノサポート株式会社及びコニカミノルタエムジー株式会社の医療用製品国内販売部門が統合、コニカミノルタヘルスケア株式会社(現コニカミノルタジャパン株式会社、子会社)が発足。
 9月 フォト事業を終了。
- 2008年6月 情報機器の米国販売子会社であるKonica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. (子会社)が米国販売会社のDanka Office Imaging Companyを買収。
- 2010年10月 コニカミノルタエムジー株式会社が、印刷関連事業をコニカミノルタビジネステクノロジー株式会社に移管。
 情報機器の国内販売会社であるコニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社が印刷関連事業の国内販売会社であるコニカミノルタグラフィックイメージング株式会社と統合。
- 2012年4月 グループ内組織再編を実施し、当社の新機能材料の事業化推進部門を、コニカミノルタオプト株式会社に移管し、またコニカミノルタオプト株式会社の光学事業を、計測機器事業を展開するコニカミノルタセンシング株式会社に移管。
 当組織再編に伴い、コニカミノルタオプト株式会社の商号をコニカミノルタアドバンストレイヤー株式会社、コニカミノルタセンシング株式会社の商号をコニカミノルタオプティクス株式会社へと変更。
- 2013年4月 グループ会社7社(コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社、コニカミノルタアドバンストレイヤー株式会社、コニカミノルタオプティクス株式会社、コニカミノルタエムジー株式会社、コニカミノルタIJ株式会社、コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社、コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社)を吸収合併。純粋持株会社から事業会社に移行し、コニカミノルタ株式会社へと商号変更。
- 2016年4月 国内販売機能の再編を目的とし、ヘルスケア事業の国内販売会社であるコニカミノルタヘルスケア株式会社が、情報機器事業の国内販売会社であるコニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社を吸収合併し、商号をコニカミノルタジャパン株式会社(子会社)へと変更。同時に、当社の産業用材料・機器事業の計測機器国内販売部門を同社へ移管。
- 2017年10月 米国遺伝子診断会社のAmbry Genetics Corporation(子会社)を買収。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社164社並びに持分法を適用した関連会社及び共同支配企業8社で構成されており、主な事業はオフィス事業、プロフェッショナルプリント事業、ヘルスケア事業、産業用材料・機器事業からなっております（2018年3月31日現在）。

当社グループの主な事業の内容及び当社と主要な関係会社の当該事業における位置づけは次のとおりであります。なお、以下の4事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記5 事業セグメント」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントを変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記5 事業セグメント」に記載のとおりであります。

オフィス事業／プロフェッショナルプリント事業

オフィス事業

複合機及び関連消耗品の開発・製造・販売、関連ソリューション・サービスの提供。

プロフェッショナルプリント事業

デジタル印刷システム・関連消耗品の開発・製造・販売、各種印刷サービス・ソリューション・サービスの提供。

[主な関係会社]

〈生産関係〉

(株)コニカミノルタサプライズ

Konica Minolta Business Technologies Manufacturing (HK) Limited

Konica Minolta Business Technologies (WUXI) Co., Ltd.

Konica Minolta Business Technologies (DONGGUAN) Co., Ltd.

Konica Minolta Business Technologies (Malaysia) Sdn. Bhd.

〈販売・サービス関係〉

コニカミノルタジャパン(株)

キンコーズ・ジャパン(株)

Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc.

Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH

Konica Minolta Business Solutions Deutschland GmbH

Konica Minolta Business Solutions France S.A.S.

Konica Minolta Business Solutions (UK) Limited

Konica Minolta Marketing Services EMEA Limited

Konica Minolta Business Solutions (CHINA) Co., Ltd.

Konica Minolta Business Solutions Australia Pty Ltd

ヘルスケア事業

画像診断システム（デジタルX線画像診断、超音波画像診断システム等）の開発・製造・販売・サービスの提供、医療のデジタル化・ネットワーク化・ソリューション・サービスの提供。

[主な関係会社]

〈生産関係〉

コニカミノルタテクノプロダクト(株)

〈販売・サービス関係〉

コニカミノルタジャパン(株)

Konica Minolta Healthcare Americas, Inc.

Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH

Konica Minolta Medical & Graphic (SHANGHAI) Co., Ltd.

産業用材料・機器事業

〈材料・コンポーネント分野〉

液晶ディスプレイに使用されるTACフィルム、有機EL照明、産業用インクジェットヘッド、産業・プロ用レンズ等の開発・製造・販売。

〈産業用光学システム分野〉

計測機器等の開発・製造・販売。

[主な関係会社]

〈生産関係〉

コニカミノルタオプトプロダクト(株)

Konica Minolta Opto (DALIAN) Co., Ltd.

〈販売・サービス関係〉

コニカミノルタジャパン(株)

コニカミノルタプラネタリウム(株)

Radiant Vision Systems, LLC

Instrument Systems GmbH

(その他)

[主な関係会社]

コニカミノルタビジネスアソシエイツ(株)

コニカミノルタエンジニアリング(株)

コニカミノルタ情報システム(株)

Ambry Genetics Corporation

Invicro, LLC

MOBOTIX AG

Konica Minolta Holdings U.S.A., Inc.

Konica Minolta (China) Investment Ltd.

(注) それぞれの会社の主要な事業の内容は、「4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

2018年3月31日現在の事業の系統図は次のとおりであります。

コ ニ カ ミ ノ ル タ 株 式 会 社	オフィス事業／プロフェッショナルプリント事業117社	
	生産関係 12社	
	(株)コニカミノルタサプライズ Konica Minolta Business Technologies Manufacturing (HK) Limited (香港) Konica Minolta Business Technologies (WUXI) Co., Ltd. (中国) Konica Minolta Business Technologies (DONGGUAN) Co., Ltd. (中国) Konica Minolta Business Technologies (Malaysia) Sdn. Bhd. (マレーシア) 他 7社	
	販売・サービス関係 105社	
	コニカミノルタジャパン(株) (注) キンコーズ・ジャパン(株) Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. (米国) Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH (ドイツ) (注) Konica Minolta Business Solutions Deutschland GmbH (ドイツ) Konica Minolta Business Solutions France S.A.S. (フランス) Konica Minolta Business Solutions (UK) Limited (イギリス) Konica Minolta Marketing Services EMEA Limited (イギリス) Konica Minolta Business Solutions (CHINA) Co., Ltd. (中国) Konica Minolta Business Solutions Australia Pty Ltd (オーストラリア) 他 95社	
	ヘルスケア事業13社	
	生産関係 3社	
	コニカミノルタテクノプロダクト(株) 他 2社	
	販売・サービス関係 10社	
	コニカミノルタジャパン(株) (注) Konica Minolta Healthcare Americas, Inc. (米国) Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH (ドイツ) (注) Konica Minolta Medical & Graphic (SHANGHAI) Co., Ltd. (中国) 他 6社	
産業用材料・機器事業21社		
生産関係 6社		
コニカミノルタオプトプロダクト(株) Konica Minolta Opto (DALIAN) Co., Ltd. (中国) 他 4社		
販売・サービス関係 15社		
コニカミノルタジャパン(株) (注) コニカミノルタプラネタリウム(株) Radiant Vision Systems, LLC (米国) Instrument Systems GmbH (ドイツ) 他 11社		
その他24社		
コニカミノルタビジネスアソシエイツ(株) コニカミノルタエンジニアリング(株) コニカミノルタ情報システム(株) Ambry Genetics Corporation (米国) Invicro, LLC (米国) MOBOTIX AG (ドイツ) Konica Minolta Holdings U.S.A., Inc. (米国) Konica Minolta (China) Investment Ltd. (中国) 他 16社		

(注) コニカミノルタジャパン(株)及びKonica Minolta Business Solutions Europe GmbHは、各事業の会社数に含めて記載しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合		関係内容 (注5)
				所有割合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) コニカミノルタジャパン(株) (注2)	東京都 港区	397	複合機、デジタル印刷システム、プリンター、ヘルスケア用機器、産業用測定機器及び関連消耗品等の国内における販売、及びそれらの関連ソリューションサービス	100	—	当社の土地及び建物を貸与 役員の兼任 1名
(注4)	<主要な損益情報等> (1) 売上高 140,557百万円 (外部顧客に対する売上高 137,625百万円) (2) 税前利益 1,977百万円 (3) 当期利益 1,152百万円 (4) 資本合計 15,833百万円 (5) 資産合計 77,890百万円					
キンコーズ・ジャパン(株)	東京都 港区	1,377	オンデマンドを軸とした印刷・製本・加工等のサービス提供	100	—	役員の兼任 無
(株)コニカミノルタサプライズ	山梨県 甲府市	200	複合機、デジタル印刷システム、プリンター関連消耗品等の製造・販売	100	—	当社の土地を貸与 役員の兼任 無
コニカミノルタテクノプロダクト(株)	埼玉県 狭山市	350	医療用機器等の製造・販売	100	—	役員の兼任 無
コニカミノルタオプトプロダクト(株)	山梨県 笛吹市	95	光学デバイス(ピックアップレンズ及びレンズユニット等)の製造・販売	100	—	当社の土地を貸与 役員の兼任 無
コニカミノルタブラネタリウム(株)	東京都 豊島区	100	ブラネタリウム機器及びコンテンツ等の製造・販売、ブラネタリウム建設及び運営サービス	100	—	当社の土地及び建物を貸与 役員の兼任 1名
コニカミノルタビジネスアソシエイツ(株)	東京都 日野市	100	不動産管理等各種サービスの提供	100	—	当社の土地及び建物を貸与 役員の兼任 無
コニカミノルタエンジニアリング(株)	東京都 日野市	50	設備工事並びに設備の保守・保全	100	—	当社の土地及び建物を貸与 役員の兼任 無
コニカミノルタ情報システム(株)	東京都 八王子市	100	システム開発、情報サービスの提供	100	—	当社の土地及び建物を貸与 役員の兼任 無

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合		関係内容（注5）
				所有割合 （%）	被所有 割合 （%）	
Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. (注2)	New Jersey, U.S.A.	千米ドル 40,000	複合機、デジタル印刷システム、プリンター及び関連消耗品等の米国における販売、及びそれらの関連ソリューションサービス	100 (100)	-	資金の貸付 役員の兼任 2名
Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH (注2)	Langenhagen, Germany	千ユーロ 88,101	複合機、デジタル印刷システム、プリンター、ヘルスケア用機器及び関連消耗品等の欧州他における販売、及びそれらの関連ソリューションサービス	100	-	資金の貸付 役員の兼任 1名
Konica Minolta Business Solutions Deutschland GmbH	Langenhagen, Germany	千ユーロ 10,025	複合機、デジタル印刷システム、プリンター及び関連消耗品等のドイツにおける販売、及びそれらの関連ソリューションサービス	100 (100)	-	役員の兼任 無
Konica Minolta Business Solutions France S.A.S. (注2)	Carrieres-sur-Seine, France	千ユーロ 29,365	複合機、デジタル印刷システム、プリンター及び関連消耗品等のフランスにおける販売、及びそれらの関連ソリューションサービス	100 (52.4)	-	役員の兼任 無
Konica Minolta Business Solutions (UK) Limited	Essex, United Kingdom	千英ポンド 21,000	複合機、デジタル印刷システム、プリンター及び関連消耗品等の英国における販売、及びそれらの関連ソリューションサービス	100	-	役員の兼任 1名
Konica Minolta Marketing Services EMEA Limited	Hertfordshire, United Kingdom	千英ポンド 440	欧州におけるプリントマネジメントサービス	100 (100)	-	役員の兼任 1名
Konica Minolta Business Solutions (CHINA) Co., Ltd.	上海市 中国	千中国元 96,958	複合機、デジタル印刷システム、プリンター及び関連消耗品等の中国における販売、及びそれらの関連ソリューションサービス	100	-	役員の兼任 無
Konica Minolta Business Technologies Manufacturing (注2) (HK) Limited	香港 中国	千香港ドル 195,800	複合機、プリンター及び関連消耗品等の製造・販売	100	-	役員の兼任 無
Konica Minolta Business Technologies (WUXI) Co., Ltd. (注2)	無錫市 中国	千中国元 289,678	複合機、デジタル印刷システム、プリンター及び関連消耗品等の製造・販売	100 (85.0)	-	役員の兼任 無
Konica Minolta Business Technologies (DONGGUAN) Co., Ltd.	東莞市 中国	千中国元 141,201	複合機、デジタル印刷システム、プリンター及び関連消耗品等の製造・販売	100 (100)	-	役員の兼任 無
Konica Minolta Business Technologies (Malaysia) Sdn. Bhd. (注2)	Melaka, Malaysia	千リングギット 135,000	複合機の製造・販売及び複合機、デジタル印刷システム、プリンター関連消耗品等の製造・販売	100 (100)	-	役員の兼任 無
Konica Minolta Business Solutions Australia Pty Ltd	New South Wales, Australia	千豪ドル 24,950	複合機、デジタル印刷システム、プリンター及び関連消耗品等のオーストラリアにおける販売、及びそれらの関連ソリューションサービス	100	-	役員の兼任 無

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合		関係内容（注5）	
				所有割合 （%）	被所有 割合 （%）		
Konica Minolta Healthcare Americas, Inc.	New Jersey, U. S. A.	千米ドル 5,300	医療用画像診断システム等の米国他における販売	100 (100)	—	役員の兼任	無
Konica Minolta Medical & Graphic (SHANGHAI) Co., Ltd.	上海市 中国	千中国元 4,138	医療用画像診断システム等の中国における販売	100	—	役員の兼任	無
Radiant Vision Systems, LLC	Washington, U. S. A.	千米ドル 15,578	ディスプレイ製品の検査機器、ソフトウェア等の製造・販売	100 (100)	—	役員の兼任	無
Instrument Systems GmbH	Munich, Germany	千ユーロ 600	LED光源・照明関連測定器等の製造、欧米、アジアにおける販売	100	—	役員の兼任	無
Konica Minolta Opto (DALIAN) Co., Ltd.	大連市 中国	千中国元 190,644	光学デバイス(ピックアップレンズ及びレンズユニット等)の製造・販売	100	—	役員の兼任	無
Ambry Genetics Corporation (注6)	California, U. S. A.	米ドル 102	がん領域を中心とした遺伝子検査サービス	60 (60)	—	役員の兼任	2名
Invicro, LLC (注6)	Massachusetts, U. S. A.	千米ドル 29,472	創業支援のための画像解析、医療画像データ分析サービス事業	95 (95)	—	役員の兼任	2名
MOBOTIX AG	Langmeil, Germany	千ユーロ 13,271	監視カメラ等の製造・販売	65.5	—	役員の兼任	2名
Konica Minolta Holdings U. S. A., Inc. (注2)	New Jersey, U. S. A.	千米ドル 968,264	米国持株会社	100	—	資金の貸付 役員の兼任	2名
Konica Minolta (China) Investment Ltd. (注2)	上海市 中国	千中国元 289,678	中国持株会社	100	—	役員の兼任	無
他連結子会社 133社	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)							
ネットイヤーグループ(株) (注3)	東京都 中央区	百万円 570	デジタルマーケティング施策の立案、ウェブサイト、アプリケーション等の制作、システム開発等	30.4 (30.4)	—	役員の兼任	無
他持分法を適用した関連会社 及び共同支配企業 7社	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 議決権の所有割合の()内の数は、間接所有割合で内数であります。

(注2) 特定子会社に該当いたします。

(注3) 有価証券報告書を提出しております。

(注4) コニカミノルタジャパン(株)及びKonica Minolta Business Solutions U. S. A., Inc.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は欄内に記載のとおりであります。

(注5) 当社との関係内容のうち資金面については、原則としてキャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。国内子会社については直接資金の貸付・借入を行っており、欧州及びアジアパシフィック地域の各子会社(中国を除く)についても、それぞれの地域の統括会社を介して、資金の貸付・借入を行っております。

(注6) 当連結会計年度において、Ambry Genetics Corporationについては、株式を取得したため、Invicro, LLCについては、持分を取得したため、連結の範囲に含めております。

(注7) 上記はIFRSで要求される開示の一部であり、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記36 他の企業への関与」で上記を参照しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）（注1）
オフィス事業	33,875
プロフェッショナルプリント事業	
ヘルスケア事業	2,147
産業用材料・機器事業	3,533
報告セグメント計	39,555
その他	2,780
全社（共通）	964
合計	43,299

(注1) 従業員数は就業人員数であります。

(注2) オフィス事業、プロフェッショナルプリント事業につきましては、総じて同一の従業員が両事業に従事しております。

(2) 提出会社の状況

2018年3月31日現在

従業員数（人）（注1）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）（注2）
5,282	45.1	20.8	7,438,470

セグメントの名称	従業員数（人）（注1）
オフィス事業	2,423
プロフェッショナルプリント事業	
ヘルスケア事業	459
産業用材料・機器事業	1,139
報告セグメント計	4,021
その他	297
全社（共通）	964
合計	5,282

(注1) 従業員数は就業人員数であります。

(注2) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金が含まれております。

(注3) オフィス事業、プロフェッショナルプリント事業につきましては、総じて同一の従業員が両事業に従事しております。

(3) 労働組合の状況

当社及び一部の子会社において労働組合が組織されております。

当社においては、コニカミノルタ労働組合があります。同組合は、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に加盟しております。労使間には労働協約が締結されており、労使における経営協議会を通じて円滑な意思疎通が図られております。2018年3月31日現在の組合員数は、5,145名であります。

また、一部の子会社における労働組合に関しましても、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

昨今、デジタル技術の進展があらゆる産業で変革を引き起こし、そのスピードが加速しております。

当社においては、デジタル画像を入力・処理・出力する強み技術や、多様なデータの蓄積・解析・活用ノウハウ、そして全世界約200万社のお客様との「つながり」という大切な資産を有しています。

2017年4月からの中期経営計画「SHINKA 2019」では、これらの強みと資産を結集して、お客様の業務上の課題や社会的課題の解決に積極的に取り組んでいます。

2018年度は、「SHINKA 2019」中間年度として特に次の2項目に注力いたします。

1. 基盤事業における抜本的な収益力強化
 - ・お客様起点の発想で使い勝手や魅力品質を追求した商品の上市
 - ・サプライヤー様を巻き込んだ省人化などモノづくり革新の成果出し
 - ・故障予知・遠隔サポート拡大によるサービス費用の低減
 - ・デジタル技術活用によるあらゆる分野での生産性向上
2. 新規分野における着実な事業成長
 - ・働き方改革につながる「ワークプレイス ハブ」事業の立ち上げ
 - ・産業印刷や産業光学分野における事業拡大
 - ・2017年度に大型の企業買収を実施した個別化医療の事業化推進

更に、お客様への課題提起を通じて、ビジネス社会や人間社会の課題解決や、社会の進化に貢献することが持続的な企業の成長に欠かせません。当社ではそのための競争力の源泉が人財力にあると考え、グローバルな視点で多様な人財を発掘・育成し、グループ一丸となって「新しい価値の創造」に引き続き挑戦してまいります。

以上のような取り組みにより、中期経営計画最終年度となる2019年度の経営目標「営業利益750億円以上、当期利益500億円、ROE9.5%」達成への確実な道筋といたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経済、市場、競合環境

当社グループは、複合機やデジタル印刷システム、ヘルスケア用機器製品、産業用光学システム製品・部材やディスプレイ材料及び関連サービス等を世界中のお客様に向けて提供しております。これらの事業の売上及び損益は各国市場の景気動向や事業環境に大きく影響を受けます。

世界経済においては、欧州における反グローバル主義の連鎖リスクは後退したものの、米国による保護主義政策の流れ、中東を中心とした地政学的要因や中国・新興国経済成長の停滞、広域経済圏の枠組や主要国での金融政策の見直し等が引き続きリスク要因として懸念されます。各国市場の景気後退は顧客の投資抑制や経費削減、消費低迷を引き起こし、結果として当社の予想を超えた在庫増加や競争激化に伴う販売価格下落、販売数量の減少に伴う新規設置減少等、将来にわたり当社グループの経営成績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

複合機やプリンター、デジタル印刷システム等の情報機器、ヘルスケア用機器の領域においては、ネットワーク化、多機能化等に対応した高付加価値製品への需要が拡大し、あわせてソリューションやサービスへのニーズも高まっています。特に情報機器業界においては、チャンネル再編や業容拡大のための買収・提携が進んでおり、このようなメーカーや流通を巻き込んだ業界内の競争が想定以上に激化した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

産業用材料・機器事業が部材や機器を提供する液晶テレビ・DVD・デジタルカメラ等のデジタル家電市場では、各メーカー間の熾烈な競争に伴い市場価格は低下傾向を続け、その影響は当社を含む部材・機器メーカーへも及んでおります。同時に、短命化した製品のライフサイクルの中で各社とも大量に生産した製品を短期間に販売しようとする傾向が強くなり、市場競争の結果、生産調整に伴う急激な需給変化が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、同事業が関連するパソコン、タブレット、スマートフォン等の情報端末市場の今後の成熟化の進展によっては、製品のライフサイクルの変化が起こる可能性があり、それに伴う急激な需給変化は販売数量の減少を招く恐れもあります。

当社グループの主要事業分野や今後当社グループが展開すべき新たな事業分野においては、他社に先んじた技術革新が重要な競争優位の源泉となっており、常に革新的技術開発に挑戦し、そのための研究開発投資及び設備投資も積極的に行っておりますが、競合他社が先行して類似技術や代替技術を出してくる可能性があります。また、IoT、AIに代表される技術革新に伴いデータの活用領域が拡大することで、様々な産業分野、ビジネスモデルに変化がもたらされることが想定されます。これらの変化に充分に対応できない場合、将来にわたり市場でのポジションを喪失する等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの当社グループの成長を支える有能な人財の確保が一層重要になってきております。人財に対する企業間の獲得競争が激化し、これらの有能な人財の確保及び雇用の維持ができない場合、当社グループの成長戦略の遂行に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替レートの変動

当連結会計年度の海外売上高比率（81.0%）が示すように、当社グループはグローバルに事業活動を展開しており、為替レート変動の影響を大きく受ける状況にあります。

この影響を軽減するため、米ドル、ユーロ等の主要通貨では為替予約を中心としたヘッジを行っております。また米ドルにつきましては、米ドル建て調達と米ドル建ての販売地域での売上を相殺することにより影響を軽減しております。しかしながらユーロにつきましては、為替レートの変動が直接損益に影響を与える状況となっております。米ドル、ユーロともに円高の状況は当社グループの業績に悪影響を及ぼし、円安は好影響を与えることとなります。

(3) 各国、各地域の規制

当社グループの事業活動の多くの部分は、北米、欧州及びアジア諸国といった日本の国外で行われており、その国や地域固有の法制、規制や承認手続きの影響を受けております。2018年度に入り顕在化した米国通商法301条に基づく制裁措置による米国と中国の貿易摩擦の動きをはじめ、それらの動向には常に十分な注意を払っておりますが、将来、各国の政府や国際的枠組による規制、例えば税制、輸出入規制、通貨規制、個人情報保護規制、その他各種規則等が新規に導入されたり、変更されたりした場合には、これらに対応するための費用が発生したり、事業活動に支障をきたす可能性があります。また、このような予期しない事態に対応できない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

グループ会社間の国際的な取引価格につきましては、当社グループ税務方針に基づき、適用される日本及び相手国の移転価格税制を遵守しておりますが、税務当局から取引価格が不適切であるとの指摘を受ける可能性や、協議が不調となった場合に二重課税や追徴課税を受ける可能性があります。

当社グループのヘルスケア事業では、事業活動を行っている各国の様々な医療制度や許認可手続きの影響を受けております。医療制度改革等によって、予測できない大規模な医療行政の方針変更が行われ、当事業がその環境変化に速やかに対応できない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 環境規制

当社グループは、大気汚染、水質汚濁、有害物質の除去、廃棄物処理、製品リサイクル、土壌・地下水汚染等に関する様々な環境法及び規制の適用を受けており、それらの遵守のために必要な経営資源を投入しておりますが、現在及び過去の生産活動に関わる環境責任に伴う費用負担や賠償責任が発生する可能性があります。加えて、環境関連の法規制が将来さらに厳格化した場合には、遵法のための追加的義務及び費用が発生する恐れがあり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他社との提携、協力関係、企業買収等について

当社グループは、事業競争力の強化あるいは効率化の観点から、技術提携や業務提携、合弁、企業買収等、他社との協業を進めております。

お客様のニーズに対応した新しい製品やサービスをタイムリーに提供するためには、他社との提携や買収によって相互に技術やノウハウを補完し合うことは極めて有用な手段ではありますが、経営上あるいは財務等の要因によってこのような協業関係を継続できない場合や、期待した成果が得られない場合には、当社グループの成長戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、企業買収に伴うのれん及び無形資産を計上しており、定期的に減損テストを実施しております。事業環境の変化に伴い買収対象会社に係る将来キャッシュ・フローの低下が見込まれた場合等には、減損損失を認識する可能性があります。当社グループの経営成績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 調達・生産等

当社グループは、特定の製品、部品や材料、及びエネルギーを外部のサプライヤーから調達しております。これらの資材につきましては適切なバックアップ体制を整えておりますが、それらのサプライヤーに不測の事態が発生した場合、当社グループの生産及び供給能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの生産活動において使用する鉄やアルミニウム等の金属製品、原油を原料とする石油化学製品、レアアース等の希少天然資源等の原材料価格、及びエネルギー価格の高騰が業績に影響を及ぼす可能性があります。このような原材料価格の上昇分につきましてはコストダウンと製品価格への転嫁に努めておりますが、すべてをカバーできる保証はなく、また販売価格の値上げは販売数量の減少を招く恐れもあります。

当社グループの主力事業であるオフィス事業、プロフェッショナルプリント事業及び産業用材料・機器事業では、コスト競争力強化と市場への迅速な製品供給のために海外での生産活動の拡充に注力しており、重要な活動拠点のひとつに中国があります。中国におきましては経済発展とともに法制面改革やインフラ整備等も進んでおりますが、法的な変化、労務政策の難しさ、人件費の上昇、人民元の切上げ、輸出入規制や税制の変更等予測困難な事態が発生する可能性があります。主力事業の生産活動の多くを中国で行っている当社グループにとって、これらのリスクに対処できない場合は、当社グループの業績及び成長戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティ

当社グループは、様々な事業活動を通じてお客様やお取引先の個人情報あるいは機密情報を入手することがあります。これらの情報管理につきましては、サイバー攻撃等による不正アクセスや改ざん、データの破壊、紛失、漏洩等を防ぐために適切な技術的対策や社内管理体制の整備、従業員教育等の対策を講じておりますが、不測の事情により外部へ流出する可能性があります。万が一、情報漏洩が発生した場合には、被害を受けた関係者に対する賠償責任が発生する恐れがあり、当社グループの信用やイメージにも悪影響が及ぶ可能性があります。

また、技術、契約、人事等に関する当社グループの機密情報が第三者に漏洩、不正使用された場合も、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権等

当社グループは、事業競争力の優位性を確保するため、製品開発の中で多くの差別化技術あるいはノウハウを蓄積し、それら知的財産権の保護に努めております。しかしながら、一部の地域では法的な制約のために知的財産として十分に保護されない場合があり、第三者が当社グループの知的財産を使って類似製品を製造、販売することを防止できない可能性があります。

また、当社グループでは、他社の権利を侵害しないように製品の開発を進めておりますが、見解の相違等により他社の知的財産権を侵害しているとされ、当社グループが事業上重要な技術を使用できない可能性や多額の損害賠償責任を負う可能性があります。

さらには、現在当社グループがライセンスを受けている第三者の知的財産権の使用が将来差し止められる、あるいは不当な条件に変更されるという可能性があります。

(9) 製造物・品質責任

当社グループは、国内外のグループ会社や生産委託先にて厳格な品質保証体制を構築し、お客様に対して高い性能と信頼性を備えた製品及びサービスを提供しております。万が一、当社グループの製品あるいはサービスに欠陥が発生した場合、その欠陥に起因した損害に対して当社グループは賠償責任を負う可能性があり、またその欠陥に対して多大な対策費用が発生する可能性があります。さらに当該問題に関する報道により、当社グループの事業やイメージに悪影響が及ぶ可能性があります。

(10) 自然災害・戦争・テロ・事故等

当社グループは研究開発・調達・生産・販売等の拠点を世界各国に置き、グローバルに事業活動を展開しております。地震、火災、台風、洪水等の災害や新型インフルエンザのような大規模な疫病の発生、また戦争、テロ行為、サイバー攻撃等が起こった場合、当社グループの設備等が被害を受け、一時的に操業が停止し生産及び出荷が遅れる可能性があります。また、電気・ガス・水道等ライフラインの寸断又は使用制限、サプライヤー被災による部品や原材料の供給不足、物流の停滞、及び市場の混乱が発生する可能性があります。そのような状況においては、売上が当初計画から減少し、さらには損害を被った設備の修復のため多額の費用が発生する等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営者の視点による当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びにこれらの状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度（以下「当期」）における経済情勢を振り返りますと、米国では堅調な個人消費を背景に底堅く経済成長を継続し、欧州経済も個人消費に加え輸出を中心に堅調に成長しました。中国は財政政策と個人消費が下支えして安定した成長を維持し、インドやASEANなどの新興国経済も引き続き成長しました。我が国経済は堅調な世界経済に支えられて企業収益が改善し、緩やかな回復基調を示しました。

こうした経営環境の下、当期における当社グループの連結売上高は、1兆312億円（前期比7.1%増）となり、全ての事業セグメントで増収となりました。オフィス事業はカラー複合機が北米での堅調な販売に加え、中国での販売が大きく伸長し、プロフェッショナルプリント事業はカラーデジタル印刷システムの販売が中国で大きく増加したことに加え、欧州においても伸長、産業印刷も北米を中心に販売が拡大しました。ヘルスケア事業は北米でのデジタル製品の販売が伸長、産業用材料・機器事業は、計測機器ユニットが当期を通して好調を継続して大幅な増収を達成しました。

中期経営計画「SHINKA 2019」の方針に沿って業容転換を加速するため、国内で53億円、海外では46億円の構造改革費用を計上しました。また、企業不動産戦略として「ファシリティ（土地・建物）の活用最適化」を実施し、資産流動化による収益を203億円計上することにより、構造改革費用や大型買収に係る経費を含む新規事業への投資を補いました。

これらの結果、営業利益は538億円（前期比7.4%増）となりました。全ての事業セグメントで増益となり、当社グループ全体としても増益となりました。

税引前利益は491億円（前期比0.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は322億円（同2.2%増）となりました。

当社は高収益企業になることを目指し、中期経営計画「SHINKA 2019」において次の3領域での事業育成に積極的に取り組んでおります。

1. モノとモノがつながるIoT時代にふさわしい高付加価値サービス
2. 本格的な商業・産業印刷のデジタル化推進
3. プレジジョン・メディシン（個別化医療）分野への本格参入

本中期経営計画の初年度である当期におきましては、当社の提供するエッジIoTプラットフォームである「Workplace Hub（ワークプレイス ハブ）」の開発をパートナー企業と継続して実施しており、顧客価値検証を進め、着実に製品化に向けて進捗しております。商業・産業印刷のデジタル化推進では、商業印刷においては当社独自の機能を提供するユニットを含め新製品の投入、産業印刷におきましても、当社の提供する付加価値製品が市場

に幅広く浸透し販売を加速しました。プレジジョン・メディシン（個別化医療）分野では、10月にAmbry Genetics Corporation、続く11月にInvicro, LLCの買収を完了し、両社の強みと当社の固有技術であるタンパク質高感度定量検出技術（HSTT）とを統合した事業推進体制が発足したことにより、当社独自のバイオヘルスケア事業の確立に向けて動き出しました。

また、業容転換の加速のため、本中期経営計画に沿って継続的な人財シフト、拠点の集約や固定費の変動費化などの構造改革を推進し、また、製造原価やサービス原価の低減を進めることで収益力の改善を進める一方、将来の収益の柱となる新規事業への積極的な投資を継続しています。

これらの取り組みにより、「SHINKA 2019」の最終年度となる2019年度の経営目標に向けて計画どおり進捗しました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記5 事業セグメント」に記載のとおりであります。

①オフィス事業

オフィスユニットでは、A3複合機の販売台数はカラー機、モノクロ機ともに市場成長を上回り前期比で増加しました。特にカラー機では新製品を投入した高速機が高い伸長率を示しました。地域別では、欧州は大型案件の設置があった前期から販売台数は減少しましたが、当期後半にはカラー高速機を中心に販売を伸ばしました。北米では期初から好調な販売を維持、中国も前期比で大幅に販売台数を伸ばしました。また、グローバルに事業を展開する大手企業向けの販売では、既存顧客への販売が堅調に推移したのに加え、新規の大口案件が増加し、総契約金額が大幅に増加しました。

ITサービスユニットでは、米国では新規連結効果に加えて高採算のセキュリティソリューションの販売拡大が寄与して増収となり、欧州でも当期後半に買収した会社が収益貢献し始め、サービス体制改善により採算が改善した「Managed Content Services(マネージドコンテンツサービス)」の販売が拡大するなど、ITサービスユニット全体としても前期比増収となりました。

これらの結果、当事業の売上高は5,838億円（前期比4.6%増）、営業利益は449億円（同1.3%増）となりました。

②プロフェッショナルプリント事業

プロダクションプリントユニットは、先進国を中心に市場が伸び悩み、北米では販売台数が前期比で微減となりましたが、欧州では最上位機種を中心に販売が拡大しました。中国では大幅に販売台数が増加し、全体としては前期比増収となりました。当社独自の機能である、出力調整を自動化する品質最適化ユニット「IQ-501」の提供するお客様のワークフロー効率化という価値が広く受け入れられ、競合製品に対する優位性を向上させています。

産業印刷ユニットでは、米欧を中心にインクジェットデジタル印刷機の「AccurioJet（アキュリオジェット）KM-1」やラベル印刷機、MGI社製のデジタル加飾印刷機の販売が加速し、販売台数が大幅に拡大しました。

マーケティングサービスユニットでは、キンコーズブランドで展開するオンデマンドプリントが伸びましたが、マーケティングプリントにつきましては当期前半における大口顧客のマーケティング費用抑制の影響が残り前期比減収となりました。

これらの結果、当事業の売上高は2,142億円（前期比5.0%増）、営業利益は92億円（同12.4%増）となりました。

③ヘルスケア事業

ヘルスケアユニットでは、DR(デジタルラジオグラフィ)は、X線装置メーカーとの協業強化と大型案件の獲得により米国を中心に販売数量が増加しました。超音波画像診断装置は、日本での販売が好調を維持し、中国、欧米の各地域で販売数量が増加、当期後半に発売した新製品も寄与して、大きく販売数量を伸ばしました。

医療ITユニットでは、米国での販売増が収益に寄与し、保守サービスも順調に拡大しました。

これらの結果、当事業の売上高は965億円（前期比7.3%増）、営業利益は55億円（同94.6%増）となりました。

④産業用材料・機器事業

材料・コンポーネント分野では、機能材料ユニットが液晶TVの大画面化を背景として、耐水型新VA-TACフィルムや、IPS向けZeroTACフィルムなど高付加価値製品への転換戦略が奏功し、価格圧力を受けながらも増収となりました。光学コンポーネントユニットは増収、IJコンポーネントユニットも堅調な販売が持続し増収となりました。

産業用光学システム分野では、計測機器ユニットがディスプレイ製品のイノベーションに応えるソリューションを提供することで複数の顧客需要の波を捉えて、大幅な増収となりました。

これらの結果、当事業の売上高は1,182億円（前期比16.4%増）、営業利益は234億円（同6.4%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	増減
資産合計 (億円)	10,054	12,039	1,984
負債合計 (億円)	4,712	6,683	1,970
資本合計 (億円)	5,341	5,355	14
親会社の所有者に帰属する持分合計 (億円)	5,243	5,245	1
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,057.92	1,060.72	2.80
親会社所有者帰属持分比率 (%)	52.1	43.6	△8.5

当連結会計年度末（以下「当期末」）の資産合計は、前期末比1,984億円（19.7%）増加し1兆2,039億円となりました。これは主に、のれん及び無形資産の増加1,231億円、現金及び現金同等物の増加572億円、営業債権及びその他の債権の増加202億円によるものであります。

負債合計については、前期末比1,970億円（41.8%）増加し6,683億円となりました。これは主に、社債及び借入金の増加1,081億円、その他の金融負債の増加569億円、営業債務及びその他の債務の増加179億円、その他の負債の増加109億円によるものであります。

資本合計については、前期末比14億円（0.3%）増加し5,355億円となりました。

親会社の所有者に帰属する持分合計は、前期末比微増の5,245億円となりました。これは主に、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上322億円、資本剰余金の減少177億円、剰余金の配当による減少148億円によるものであります。

これらの結果、1株当たり親会社所有者帰属持分は1,060.72円となり、親会社所有者帰属持分比率は8.5ポイント減少の43.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当期の連結キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー653億円の収入と、子会社株式の取得を中心とした投資活動によるキャッシュ・フロー1,337億円の支出の結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは683億円のマイナスとなりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは1,266億円のプラスとなりました。

その他に、現金及び現金同等物に係る為替変動の影響があり、当期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末比572億円増加の1,499億円となりました。

当期における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税引前利益491億円、減価償却費及び償却費562億円、営業債務及びその他の債務の増加による増加115億円等によるキャッシュ・フローの増加と、有形固定資産及び無形資産除売却損益198億円の調整、営業債権及びその他の債権の増加による減少76億円、法人所得税の支払い140億円等によるキャッシュ・フローの減少により、営業活動によるキャッシュ・フローは653億円のプラスとなりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形固定資産の取得による支出269億円、無形資産の取得による支出110億円、子会社株式の取得による支出1,169億円、有形固定資産及び無形資産の売却による収入234億円等があり、投資活動によるキャッシュ・フローは1,337億円のマイナスとなりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは683億円のマイナス（前期は19億円のマイナス）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

社債の発行及び長期借入れ1,457億円、非支配株主からの払込み354億円等の収入と、短期借入金の純減少額151億円、社債の償還及び長期借入金の返済233億円、配当金の支払い148億円等の支出により、財務活動によるキャッシュ・フローは1,266億円のプラス（前期は23億円のマイナス）となりました。

(4) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	前期比
	百万円	%
オフィス事業	319,909	101.1
プロフェッショナルプリント事業		
ヘルスケア事業	24,366	118.7
産業用材料・機器事業	112,385	114.7
報告セグメント計	456,661	105.0
その他	8,042	105.8
合計	464,704	105.0

(注1) 金額は、売価換算値で表示しております。

(注2) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(注3) オフィス事業、プロフェッショナルプリント事業につきましては、共通の設備にて生産を行っておりますので、当該生産拠点における生産実績を記載しております。

(注4) 前期比の数値につきましては、前期のセグメント情報を、当期のセグメント区分に変更したものと比較を行っております。

②受注実績

当社グループは見込み生産を主としておりますので、記載を省略しております。

③販売実績

販売状況については、「(1) 経営成績の状況」において各セグメントの業績に関連付けて示しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、以下のとおりであります。

①資金需要

当社グループの主な資金需要は、製造費用、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに当社グループの設備新設、改修等に係る投資や、将来の成長及び企業価値向上を目的としたM&Aによる投資であります。

②資金の源泉

当社グループの資金の主な源泉は、営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入や社債の発行による資金調達であります。

③流動性

当社グループは、従来から営業活動により多額のキャッシュ・フローを得ており、今後も引き続き重要な資金源になると見込んでおります。また、複数の金融機関との間で2022年9月末を期限とする1,000億円のコミットメントライン契約を締結し、効率的な資金の調達を行っている他、アンコミットメントベースの融資枠、国内社債発行登録枠を有しています。なお、当社の既発行社債の債券格付、発行登録予備格付はともに株式会社格付投資情報センター (R&I) 及び株式会社日本格付研究所 (JCR) からA格を取得しています。

当社グループ内の資金の効率化については、日本・北米・欧州・アジアパシフィックの各統括拠点においてCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) を導入しており、各地域の余剰資金を当社へ集中し一元的に管理を行うことにより、資金効率の向上と金融費用の極小化及びガバナンスの向上を図っております。なお、一時的な余剰資金は、安全性が極めて高い金融資産で運用しております。

(6) 経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。以下「日本基準」という。）により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

(のれんの償却)

日本基準では、のれんの償却については償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSではIFRS移行日以降の償却を停止しております。

この影響により、IFRSでは日本基準に比べて、当連結会計年度において販売費及び一般管理費が19,241百万円減少しております。

(表示組替)

日本基準では、営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失に表示していた項目を、IFRSではその他の収益、その他の費用、金融収益及び金融費用に表示しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループは、2017年7月6日に、Ambry Genetics Corporation（以下「Ambry社」）の株式を株式会社産業革新機構と共同で取得し子会社化することを決定し、Ambry社との間で合併契約を締結しました。なお、本契約に係る買収手続は2017年10月18日に完了しております。

当社子会社とAmbry社との合併については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記6 企業結合」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

当社グループは、経営理念である「新しい価値の創造」及び「Giving Shape to Ideas」というお客様への約束を掲げ、材料・光学・微細加工・画像の4分野のコア技術に関わる研究開発はもとより、コア技術を高度化し更に複合化・融合化することによるお客様本位の新品・新技術の開発を進めております。

当連結会計年度においては、中期経営計画「SHINKA2019」に基づいた中期経営戦略基本方針に対応して、「継続的なイノベーション創出」、「技術競争力の実践的強化」の技術戦略の基本方針を定め推進してまいりました。

IoTビジネス領域では、オフィスのITインフラを1つに統合する画期的な企業向けITプラットフォームである「Workplace Hub（ワークプレイス ハブ）」の開発をパートナー企業と実施しております。顧客価値検証を進め、着実に製品化に向けて進捗しております。商業・産業印刷分野では、出力枚数が多く、特に多彩な用紙への対応力と高い生産性が求められるヘビープロダクションプリント領域へ、コニカミノルタ独自のサービス展開と合わせて業容を広げております。さらに、デジタル加飾印刷機メーカーでは業界トップのフランスのMGI社との連携強化により、ラベル・パッケージ業界のデジタル化を加速させる製品ラインアップの拡充を図り、産業印刷分野の強化を推進しております。バイオヘルスケア分野では、米国の遺伝子診断技術をもつAmbry社、創薬支援事業を展開するInvicro社を買収し、当社の保有するタンパク質高感度定量検出技術（HSTT）、Ambry社のグローバルトップレベルの遺伝子診断技術、Invicro社が持つ数値解析技術、バイオマーカー探索技術、画像処理技術、製薬企業への提案力を統合し、新薬開発の飛躍的な生産性向上、そして患者のQOL（Quality of Life）向上、国民が負担する医療費高騰の抑制に貢献してまいります。

また、持続可能な地球・社会の実現をめざし、「環境」をメインテーマとして、省エネルギー、リサイクル可能な環境配慮型製品の開発も進めております。その結果、持続可能な経済を実現させる活動を行う国際NGOのCDP（注1）により最高評価の「気候変動Aリスト」企業として2年連続で認定されました。2050年を見据えた長期環境ビジョン「エコビジョン2050」のもと、新たに「カーボンマイナス」という概念を追加し、より意欲的な目標としました。また、「エコビジョン2050」からのバックキャスト（注2）により、自社製品のライフサイクル全体におけるCO2排出量について2030年までに2005年度比で60%削減という中間目標を設定し、この目標が、国際的なイニシアチブである「Science Based Targets（SBT）イニシアチブ（注3）」より、科学的根拠に基づいた目標として承認されました。長年培った多様な環境技術やノウハウを取引先や顧客に提供し、協働で社会全体のCO2排出量削減に努めるとともに、コストダウンや売上貢献といった事業貢献と両立した施策を、ワールドワイドで着実に推進しています。なお、製品ライフサイクルにおけるCO2排出量の2017年度実績は約104万トンで、2050年に2005年度比で80%削減するという長期環境ビジョン「エコビジョン2050」に対して、49.8%削減まで到達しています。

（注1）CDPは、企業や都市の重要な環境情報を測定、開示、管理し、共有するためのグローバルシステムを提供するイギリスの国際的な非営利団体です。

（注2）バックキャストは、未来のある時点で目標を設定し、そこから逆算して現在すべきことを考える手法です。

（注3）SBTイニシアチブは、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるための科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出削減目標の達成を推進するために、CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）の4団体が2015年に共同で設立したものです。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は770億円となりました。そのうち、オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業に係る研究開発費が418億円、ヘルスケア事業に係る研究開発費が50億円、産業用材料・機器事業に係る研究開発費が125億円、バイオヘルスケア分野を含むその他事業及び基礎研究費用が175億円でありま。各事業部門別の研究の目的、主要課題及び研究成果は以下のとおりであります。

（1）オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業

オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業においては、主に複合機やデジタル印刷システムの情報機器から資材、各種ソフトウェア、システムソリューションに至るまで幅広く研究開発を実施し、個々のお客様の働き方に合わせたクラウド利用サービス、ワークフローソリューションのご提案を合わせて行っております。

当連結会計年度においては、オフィスユニットでは、モバイル連携を強化し、顧客のワークフロー改善に貢献するA4カラー複合機「bizhub（ビズハブ）C3851」を発売。現行のA3カラー複合機と共通のソリューションプラットフォームを採用することで、印刷管理や認証、メンテナンスや操作性の統一化が可能となり、お客様の業務の利便性と効率化に貢献するとともに、お客様毎に異なる業務の課題に対して幅広く柔軟なソリューションを提供することが可能となりました。A3複合機としては、ハイボリュームオフィスで高いパフォーマンスを発揮するA3モノクロ複合機658eシリーズ5機種と、オフィスの高度な印刷業務を効率化するフラッグシップA3カラー複合機C759シリーズ3機種を発売し、従来機から培ってきた操作性やソリューション連携能力、大量印刷と連続給紙に耐える堅牢性を備え、オフィスの高度な印刷業務の効率化と生産性向上に貢献しております。

プロダクションプリントユニットでは、クラス最高レベルの厚紙対応や長尺印刷などの新機能により用途を拡大し、生産性を向上させたデジタル印刷システム「AccurioPress（アキュリオプレス）C6100」シリーズを開発・商品化したしました。従来のライトプロダクションプリント（LPP）領域でのユーザーに加えて、生産性と用紙対応力を強化して使用用途を広げ、より多様な印刷を志向するユーザーへの展開拡大を推進しております。また、コニカミノルタの総合力で分光濃度計・測色計と画像処理技術を組み合わせた「IQ-501」を開発・商品化し、「AccurioPress C6100」シリーズにプラスし、デジタル箔押し機やワークフローソフトウェアなどとともに、高い付加価値と生産性を高信頼性で実現するソリューションの提案を印刷企業に対して行っております。

産業印刷ユニットにおいては、従来の捺染印刷（スクリーン印刷）機同様の高い生産性を実現したシングルパス方式インクジェットテキスタイルプリンター「ナッセンジャー SP-1」を拡販し、お客様の業容拡大に貢献しました。さらに、B2サイズの両面印刷を可能にした商業印刷用インクジェットプリンター「AccurioJet（アキュリオジェット）KM-1」は、その画質の良さが高い評価を受け、拡販を続けています。プリントヘッドとインクジェット出力に最適なインク、さらにプリンターの“三位一体”の開発・展開を最大の特長として、拡大し続ける様々なアプリケーション（出力用途）への対応や、各市場からの高画質・高生産性ニーズに対応する研究開発を強化・推進しております。

環境性能面では、再生プラスチックの採用拡大や、業界トップクラスのスリープ待機電力0.5Wを実現しTEC値（注1）を従来機から大幅に削減、加えてCO2排出量の大幅な削減等、環境負荷低減に成功し、お客様のTCO（トータル・コスト・オブ・オーナーシップ）削減にも効果的な製品開発を推進しています。

また「エコビジョン2050」達成に向けて、製品開発活動において省エネ技術、軽量化技術、石油由来資源削減技術、高耐久化技術等を開発してまいりました。2018年1月に上市したA3カラー複合機「bizhub C759 / C659 / C759 Premium」（3機種合わせて、以下「bizhub C759」シリーズ）では、省電力性能を強化し、国際エナジースタープログラムVer. 2.0のTEC値基準を大幅にクリアしたうえ、従来機よりもさらに約12-20%の電力削減を実現しました。スリープモード時にCPUの電源をオフにすることで消費電力を従来機の半分となる0.5Wまで低減し、CO2排出量の削減にも貢献しています。また、コニカミノルタ独自のケミカルプロセッシング技術をさらに進化させ、PCR比率（注2）を約70%まで増加させた再生PC/PETを採用しました。これにより、この再生素材の使用量は、本体で使用している総樹脂量の重量比で約30%、表面積比では約64%まで高まりました。再生素材の積極的な採用で資源の有効活用にも貢献し企業の環境保全を推進します。

デザイン面では、「bizhub C759」シリーズにおいても「bizhub」シリーズの統一デザインコンセプトである「INFO-Palette（インフォ パレット）」を共通に展開し、シリーズ全体での高い操作性を継承しています。操作パネルを従来から大型化することで、さらなる見やすさ、使いやすさの向上に努めています。A4カラー複合機「bizhub C3851」はA3カラー複合機と共通のファームウェアを採用し、小型操作パネルにおける操作性を統一できました。これにより機種が混在するオフィスにおいてもさらなる利便性と効率化の向上を可能にしています。

ユニバーサルデザインの観点においても、モバイル端末から複合機の遠隔操作や操作パネルのカラーユニバーサルデザインなどのソフト面と、給紙カセットの上下アクセス可能などのハード面の取り組みを従来から継続し、オフィスで働く様々なユーザーに配慮しています。また、モバイル端末から複合機にデータを入出力するアプリケーション「KONICA MINOLTA MobilePrint」はデザインをリニューアルし、モバイルアプリケーションに求められる軽快で明快なUI（ユーザーインターフェース）を提供し、クラウドと連携したプリント、データスキャン操作を高いユーザビリティで実現しています。また、プロダクションプリンターのフラッグシップマシンである「AccurioPress C6100 / C6085」においては、シリーズ統一デザインコンセプトである「Grid & Solid（グリッドアンドソリッド）」を共通に展開し、商業・産業印刷機シリーズ全体での高いブランド性を継承しています。高品位で力強く、安心して使える製品をデザインすることに加え、商業・産業印刷領域でブランドを強固にし、よりマシンの顧客満足度を高めるよう努めております。いずれの製品も、高い操作性や合理的で無駄のない外観形状が高く評価されております。

アプリケーション面においても、UIを共通展開し、操作性の共通化を図っています。クラウド色管理システム「AccurioPro（アキュリオプロ）Cloud Eye」でのインターフェース上の印刷機色再現状態確認を、より簡便でより明確に、「AccurioPro Conductor」では、複数の印刷機を一元管理し、各オペレーションを自動化することで、作業効率の向上、分散印刷処理を可能とし、生産性、印刷稼働率の向上を行っております。

（注1）TEC値とは「Typical Electricity Consumption」の略で、財団法人省エネルギーセンターの「国際エネルギースタープログラム」に適合するための基準となる値です。

（注2）PCR（post-consumer recycling）比率：再生素材中で使用される市中回収材料の割合です。

（2）ヘルスケア事業

ヘルスケア事業においては、デジタルX線撮影装置「AeroDR（エアロディーアール）」のラインナップ拡充や電子カルテ、情報システムと連携した医療機関のIT化を図るシステムソリューションビジネスの強化に加え、超音波

画像診断装置のシリーズ拡充等により、大規模病院と地域の診療所等との医療連携、地域連携の実現やヘルスケア事業の中長期的拡大を図る研究開発を実施しております。

当連結会計年度においては、ヘルスケアユニットでは、2011年の発売以来多くの医療現場で高い評価をいただいておりますワイヤレスタイプカセット型DR「AeroDR」シリーズのフラッグシップモデルである「AeroDR fine」にフルサイズ（17×17インチ）モデルと四切（10×12インチ）モデルを追加ラインアップいたしました。「AeroDR fine」は、センサーパネルの画素サイズ100 μ mを実現することで、世界最高レベルの解像度を達成しており、従来の半切（14×17インチ）モデルに加え、立位・臥位専用機や救急ポータブル撮影に最適なフルサイズモデルと、整形・小児領域における利便性向上が期待できる四切モデルの追加により、より幅広い使用シーンでのご利用が可能となりました。また、新たに開発した画像処理エンジン「REALISM（リアリズム）」を組み合わせることで、黒つぶれや白とび等の課題を抑制し、より立体的で奥行き感に優れた高画質化を実現、診断精度の向上に寄与いたしました。「AeroDR fine」の高度な軽量・堅牢・ハンドリング性と高画質性能とを両立させたデザインは多くのご評価をいただき、2017年度グッドデザイン賞を受賞いたしました。また、今後は「AeroDR」システムを活用した動態解析技術（連続画像から肺換気や血流動態に関する情報を取得する技術）の開発に注力し、単なるモノ売りから付加価値を提供する事業へと、その軸足を変えていきます。

超音波画像診断装置では、コンパクトサイズでありながらワンクラス上の画像性能を実現する超音波画像診断装置「SONIMAGE（ソニマージュ）MX1」、「SNiBLE（スナイブル）yb」（以下「SONIMAGE MX1」シリーズ）を発売いたしました。「SONIMAGE MX1」シリーズは、整形外科領域で高いシェアを占め、麻酔領域でも高い評価を得ている2014年発売の「SONIMAGE HS1」シリーズのテクノロジーを継承し、さらに超音波の音響ノイズを抑制して伝達効率を向上させる新技術「Dual Sonic（デュアルソニック）」により軽量・コンパクトでありながらも高精細な画像表示を実現しました。超音波診断措置を手軽に持ち運べることで、場所を選ばない的確な診療をサポートいたします。また、シーメンスヘルスケア株式会社から国内経路超音波事業を譲受し、日本国内向け経路用超音波画像診断装置「SONOVISTA（ソノビスタ）FX premium edition」の販売を開始いたしました。本診断装置の販売はウーマンズヘルスケア分野への事業展開を加速するための足がかりの一つと考えており、Ambry社、Invicro社買収によるプレジジョン・メディシン戦略とも融合することで、患者のQOL向上に貢献していきます。

医療ITユニットでは、「連携BOXサービス」や「遠隔読影支援サービス」等の機能を有するクラウド型サービスプラットフォーム「infomity（インフォミティ）」、及び独自の画像処理機能による画像診断・管理をサポートする医用画像管理システム「NEOVISTA I-PACS（ネオビスタ アイパックス）」シリーズの機能向上開発を継続的に行いました。また、パナソニックヘルスケア株式会社から、PACS（医療用画像保管・転送システム）を中核とした病院及びクリニック向けソリューション事業を展開するパナソニックメディカルソリューションズ株式会社の株式を譲受し、コニカミノルタメディカルソリューションズ株式会社として事業活動を開始いたしました。これにより次世代ITソリューション事業の国内展開拡大を加速し、医療IT市場でのプレゼンスを高めるとともに、画像診断機器とITとを組み合わせたソリューション提供による一層の診療の質向上と効率化に貢献していきます。

（3）産業用材料・機器事業

材料・コンポーネント分野における機能材料ユニットにおいては、液晶画面の基幹部材となる偏光板用保護フィルムにおいて耐水型新VA-TACフィルムを開発・販売しました。TACに加えて、新樹脂をプラットフォームにした幅広い要求に応えられる商品で事業拡大を推進しております。また有機ELディスプレイ向けには円偏光反射防止フィルム、インクジェット部材、有機EL素材等を組み合わせた顧客価値提供に向けた提案取り組みを展開しております。当連結会計年度においては、ディスプレイ分野で最大の学会であるSociety for Information Display (SID)が主催する国際学会にて当社の電極補助材料について発表を行い、IDW '17 Best Paper Awardを受賞いたしました。

光学コンポーネントユニットにおいては、長年培ってきたコンポーネント技術やユニット技術を活用した、車載関連・光通信関連などの製品化に注力し、新規事業の立上げに取り組んでおります。

産業用光学システム分野における計測機器ユニットにおいては、ディスプレイ・光源色測定におけるトップメーカーとして、高品質な製品を提供してまいりました。当連結会計年度においては、有機ELなど進化し続けるディスプレイの測定ニーズに対応したカラーアナライザー「CA-410」を発売いたしました。ドイツのInstrument Systems社からはイメージング色彩輝度計LumiTop2700を発表し、アメリカのRadiant社からはイメージング色彩輝度計PrometricシリーズのAR/VR評価用新レンズの発売を行い、主たる測定分野において、さらなる製品拡充を図りました。

また、世の中でニーズが高まっている安全運転支援システムやその実現の為にキーとなる構成製品の開発も行っております。安全運転支援システムの実現に欠かせない主要構成部品の一つとして、車のフロントガラスに三次元で運転手に必要な情報を表示できる全く新しい3D AR HUD（三次元拡張現実ヘッドアップディスプレイ）を開発しておりますが、車載対応の為にさらなる高性能化・高品質化を実現すべく他社との共同開発体制も開始し開発を加速させております。こうした製品やシステムにより、車に限らず、あらゆる移動体での安全運転支援ソリューションの提供を目指してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資につきましては、新製品の開発対応、生産能力増強等を主目的に、特に当社グループの中核事業であるオフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業並びに産業用材料・機器事業に重点的に投資を実施いたしました。この結果、当連結会計年度の設備投資の総額は、38,739百万円となりました。

主な投資対象は、オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業の機械装置、金型、その他工具器具備品、産業用材料・機器事業の機械装置、本社における建物及び研究開発設備であります。

所要資金につきましては、いずれの投資も主に自己資金にて充ていたしました。

重要な設備の売却、撤去又は減失はありません。

セグメントの名称	設備投資金額（百万円）	主な設備投資の目的・内容
オフィス事業	26,758	生産能力増強、新製品対応、IT関連
プロフェッショナルプリント事業		
ヘルスケア事業	2,137	新製品対応、IT関連
産業用材料・機器事業	4,697	新製品対応、生産能力増強
報告セグメント計	33,593	
その他	901	業務用設備拡充、研究開発設備、IT関連
全社（共通）	4,244	管理業務用設備拡充、研究開発設備、IT関連
合計	38,739	

（注1）オフィス事業、プロフェッショナルプリント事業につきましては、共通の設備を使用しているため合算しております。

（注2）上記金額には、消費税等は含んでおりません。

2【主要な設備の状況】

（1）提出会社

2018年3月31日現在

セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数（人）	
		建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	その他（注3）	合計		
オフィス事業	生産・研究開発・営業用設備	809	2,144	—	12,491	15,444	2,423	
プロフェッショナルプリント事業				(—)				
ヘルスケア事業		214	185	—	5,339	5,738		459
産業用材料・機器事業		709	14,617	—	4,598	19,925		1,139
報告セグメント計	—	1,733	16,947	—	22,428	41,109	4,021	
全社（共通）（注4）	事業用土地・建物、研究開発用設備	45,784	1,292	27,300 (681)	4,462	78,839	1,261	
合計	—	47,518	18,239	27,300 (681)	26,890	119,949	5,282	

（注1）現在休止中の主要な設備はありません。

（注2）オフィス事業、プロフェッショナルプリント事業につきましては、共通の設備を使用しているため合算しております。その他の事業は、主に他の事業と共通の設備を使用しているため記載を省略しております。

（注3）帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産及び無形資産の合計であります。なお、金額には消費税等は含んでおりません。

（注4）全社（共通）の従業員数には、その他の事業の従業員297名を含めております。

（注5）連結会社以外からの賃借設備で主要なものは、提出会社における東京サイトの一部の土地であり、その賃借料は年間461百万円、面積は153千㎡であります。

(2) 国内子会社

2018年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人) (注3)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他 (注2)	合計	
㈱コニカミノルタ サブライズ (山梨県甲府市)	オフィス事業 及びプロフェ ッショナルプ リント事業	情報機器用 消耗品 生産設備	2,491	1,558	554 (46)	107	4,712	216 (25)
コニカミノルタ メカトロニクス㈱ (愛知県豊川市)	オフィス事業 及びプロフェ ッショナルプ リント事業	情報機器用 消耗品等 生産設備	860	1,220	534 (10)	374	2,989	265 (108)
コニカミノルタ ジャパン㈱ (東京都港区)	オフィス事業 及びプロフェ ッショナルプ リント事業等	営業用設備	770	36	782 (10)	12,169	13,759	3,249
コニカミノルタ テクノプロダクト㈱ (埼玉県狭山市)	ヘルスケア 事業	ヘルスケア 用機器等 生産設備	699	366	20 (1)	239	1,326	187 (30)
コニカミノルタ オプトプロダクト㈱ (山梨県笛吹市)	産業用材料 ・機器事業	光学 デバイス等 生産設備	1,126	307	353 (16)	226	2,014	221 (23)
コニカミノルタ ケミカル㈱ (静岡県袋井市)	産業用材料 ・機器事業	産業用材料 生産設備	209	718	742 (63)	91	1,763	69 (7)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、建設仮勘定、賃貸用資産及び無形資産の合計であります。なお、金額には消費税等は含んでおりません。

(注3) 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

(3) 在外子会社

2018年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他 (注2)	合計	
Konica Minolta Business Technologies (DONGGUAN) Co., Ltd. (東莞市 中国)	オフィス事業 及びプロフェ ッショナルプ リント事業	情報機器 生産設備	1,241	557	- (-)	1,765	3,564	1,884
Konica Minolta Business Technologies (WUXI) Co., Ltd. (無錫市 中国)	オフィス事業 及びプロフェ ッショナルプ リント事業	情報機器 生産設備	1,361	971	- (-)	2,215	4,548	2,140
Konica Minolta Business Technologies (Malaysia) Sdn. Bhd. (Melaka, Malaysia)	オフィス事業 及びプロフェ ッショナルプ リント事業	情報機器 生産設備	4,780	2,217	823 (104)	862	8,683	1,475
Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. (New Jersey, U.S.A.)	オフィス事業 及びプロフェ ッショナルプ リント事業	営業用設備	1,471	-	210 (127)	10,141	11,823	7,446
Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH (Langenhagen, Germany)	オフィス事業 及びプロフェ ッショナルプ リント事業等	営業用設備	2,949	36	498 (51)	5,015	8,499	471
Konica Minolta Opto (DALIAN) Co., Ltd. (大連市 中国)	産業用材料 ・機器事業	光学 デバイス等 生産設備	1,090	1,494	- (-)	389	2,973	1,166

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、建設仮勘定、賃貸用資産及び無形資産の合計であります。なお、金額には消費税等は含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、生産計画、需要予測、利益に対する投資割合等を総合的に勘案して計画しております。特に、オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業並びに産業用材料・機器事業に重点的に設備投資を行っていく所存であります。

2018年3月31日現在において計画している当連結会計年度後1年間の重要な設備投資計画（新設・拡充）は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資計画金額（百万円）	主な設備投資の目的・内容
オフィス事業	32,000	複合機、プロダクションプリント機器及び関連消耗品生産設備の拡充、新製品対応、IT関連
プロフェッショナルプリント事業		
ヘルスケア事業	1,700	新製品対応、IT関連
産業用材料・機器事業	14,000	TACフィルム、産業用インクジェットヘッド、計測機器、産業・プロ用レンズ及び有機EL照明等の生産設備の拡充、新製品対応
報告セグメント計	47,700	
その他	4,000	新規事業の業務用設備及び生産設備の拡充
全社（共通）	3,300	研究開発設備及び管理業務用設備の拡充
合計	55,000	

（注1） オフィス事業、プロフェッショナルプリント事業につきましては、共通の設備を使用しているため合算しております。

（注2） 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2018年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2018年6月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	502,664,337	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	502,664,337	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

新株予約権

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定並びに2005年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を2005年8月23日に無償で発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2005年6月24日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役23名、合計26名 尚、執行役23名のうち、取締役兼執行役は5名	
新株予約権の数（個）（注1）	25	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	12,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2005年8月23日～ 2025年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。</p> <p>② 前記①にかかわらず、2024年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。</p>	

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。</p> <p>④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。
 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定並びに2006年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく2006年8月16日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2006年9月1日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2006年8月16日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役20名、合計23名 尚、執行役20名のうち、取締役兼執行役は6名	
新株予約権の数（個）（注1）	20	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2006年9月2日～ 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,454 資本組入額 727	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要するもの としております。但し、新株 予約権者が死亡した際の当該新 株予約権の相続人又は受遺者へ の移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、2025年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定並びに2007年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく2007年8月7日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2007年8月22日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2007年8月7日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は6名	
新株予約権の数（個）（注1）	28	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	14,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2007年8月23日～ 2027年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,635 資本組入額 818	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2026年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2026年7月1日より2027年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定並びに2008年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく2008年7月22日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2008年8月18日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2008年7月22日	
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名(社外取締役を除く)及び執行役22名、合計25名 尚、執行役22名のうち、取締役兼執行役は6名	
新株予約権の数(個)(注1)	48	39
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	24,000	19,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2008年8月19日～ 2028年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,419 資本組入額 710	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2027年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2027年7月1日より2028年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、2009年8月4日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2009年8月19日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2009年8月4日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役22名、合計25名 尚、執行役22名のうち、取締役兼執行役は5名	
新株予約権の数（個）（注1）	136	123
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	68,000	61,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2009年8月20日～ 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 776 資本組入額 388	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2028年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2028年7月1日より2029年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、2010年8月11日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2010年8月27日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2010年8月11日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は4名	
新株予約権の数（個）（注1）	157	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	78,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2010年8月28日～ 2030年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 664 資本組入額 332	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2029年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2029年7月1日より2030年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、2011年8月8日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2011年8月23日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2011年8月8日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は4名	
新株予約権の数（個）（注1）	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	150,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2011年8月24日～ 2031年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 428 資本組入額 214	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2030年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2030年7月1日より2031年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、2012年8月7日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2012年8月22日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2012年8月7日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役22名、合計25名 尚、執行役22名のうち、取締役兼執行役は4名	
新株予約権の数（個）（注1）	446	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	223,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2012年8月23日～ 2032年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 518 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2031年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2031年7月1日より2032年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、2013年8月7日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2013年8月22日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2013年8月7日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役24名、合計27名 尚、執行役24名のうち、取締役兼執行役は4名	
新株予約権の数（個）（注1）	469	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	234,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり500 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月23日～ 2043年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 678 資本組入額 339	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2042年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年7月1日より2043年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、2014年8月27日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2014年9月11日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2014年8月27日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役18名、合計21名 尚、執行役18名のうち、取締役兼執行役は4名	
新株予約権の数（個）（注1）	1,583	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	158,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり100 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2014年9月12日～ 2044年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,068 資本組入額 534	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2043年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年7月1日より2044年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、2015年8月3日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2015年8月18日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2015年8月3日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役19名、合計22名 尚、執行役19名のうち、取締役兼執行役は4名	
新株予約権の数（個）（注1）	1,058	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	105,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり100 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月19日～ 2045年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,148 資本組入額 574	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2044年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2044年7月1日より2045年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、2016年8月16日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役及びグループ業務執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を2016年8月31日に発行しております。

	事業年度末現在 (2018年3月31日)	提出日の前月末現在 (2018年5月31日)
決議年月日	2016年8月16日	
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名（社外取締役を除く）、執行役19名及びグループ業務執行役員5名、合計27名 尚、執行役19名のうち、取締役兼執行役は3名	
新株予約権の数（個）（注1）	1,901	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	190,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	1個当たり100 (1株当たり1)	同左
新株予約権の行使期間	2016年9月1日～ 2046年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 687 資本組入額 344	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

(注2) 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- (注3) (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役又はグループ業務執行役員のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合（但し、②については、(注4)の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- ①2045年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2045年7月1日より2046年6月30日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

(注4) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為に係る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定しております。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

(注5) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株) (注)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年8月29日	△20,000,000	511,664,337	—	37,519	—	135,592
2015年6月30日	△9,000,000	502,664,337	—	37,519	—	135,592

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5)【所有者別状況】

2018年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の 状況 (株) (注2) (注3)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関 (注1)	金融商品 取引業者	その他の 法人 (注2)	外国法人等		個人 その他 (注3)		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	114	50	374	589	28	41,817	42,973	—
所有株式数 (単元)	6	2,431,141	163,730	173,219	1,625,896	521	628,213	5,022,726	391,737
所有株式数の 割合 (%)	0.00	48.40	3.26	3.45	32.37	0.01	12.50	100.00	—

(注1) 「金融機関」には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式1,274,000株 (12,740単元) が含まれております。

(注2) 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ159単元及び36株含まれております。

(注3) 自己株式6,901,975株は、「個人その他」の欄に69,019単元及び「単元未満株式の状況」の欄に75株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2018年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	44,284	8.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	32,845	6.63
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	15,112	3.05
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NONTREATY 1 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING-POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内2-7-1)	15,060	3.04
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	13,945	2.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	12,863	2.59
株式会社SMB C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都港区西新橋1-3-1	11,875	2.39
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区浜松町2-11-3)	10,809	2.18
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2-2-2	10,801	2.18
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川 インターシティA棟)	9,145	1.84
計	—	176,742	35.65

(注1) 2016年10月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関係会社である株式会社三菱東京UFJ銀行他3名の共同保有者が2016年10月5日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2018年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等の保有割合 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (共同保有)	東京都千代田区丸の内2-7-1	52,264	10.40

(注2) 公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、以下の会社が当社の株式を相当数保有している旨の記載があるものの、当社として2018年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日はブラックロック・ジャパン株式会社（共同保有）が2017年6月15日、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが2017年8月31日、野村證券株式会社（共同保有）が2017年1月31日、三井住友信託銀行株式会社（共同保有）が2016年2月15日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数（千株）	株券等の保有割合（%）
ブラックロック・ジャパン株式会社（共同保有）	東京都千代田区丸の内1-8-3	30,922	6.15
イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール共和国マリーナ・ブルバード10、#32-10、マリーナ・ベイ・フィナンシャルセンター・タワー2	27,467	5.46
野村證券株式会社（共同保有）	東京都中央区日本橋1-9-1	26,082	5.19
三井住友信託銀行株式会社（共同保有）	東京都千代田区丸の内1-4-1	25,378	5.05

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 6,901,900	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 495,370,700	4,953,707	—
単元未満株式	普通株式 391,737	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	502,664,337	—	—
総株主の議決権	—	4,953,707	—

(注1) 役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式が、「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に1,274,000株（議決権12,740個）含まれております。

(注2) 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に15,900株（議決権159個）、「単元未満株式」欄の普通株式に36株含まれております。

(注3) 当社所有の自己保有株式が、「単元未満株式」欄の普通株式に75株含まれております。

② 【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) コニカミノルタ株	東京都千代田区丸の内2-7-2	6,901,900	—	6,901,900	1.37
計	—	6,901,900	—	6,901,900	1.37

(注) 上記のほか、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式1,274,000株を財務諸表上、自己株式として処理しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(中期業績連動株式報酬制度の概要)

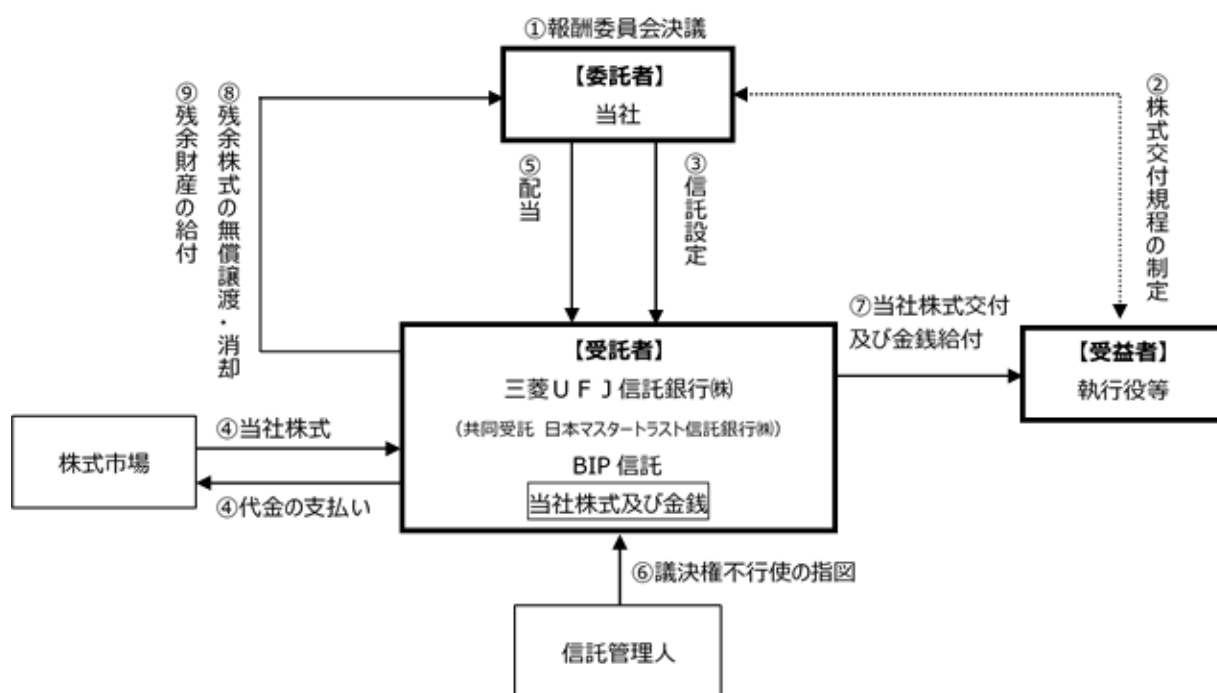
当社は、2017年5月11日開催の報酬委員会において、当社執行役員及び取締役（社外取締役を除く）へのインセンティブプランとして、信託を活用した中期業績連動株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議いたしました。2017年7月28日に、報酬委員会により当社執行役員及び取締役（社外取締役を除く）を、また、代表執行役社長によりグループ業務執行役員及び技術フェローを対象とした本制度に係る取得株式の総額、信託の設定時期等を決定いたしました。

当社は、2017年度から2019年度までの3か年を対象とする中期経営計画「SHINKA 2019」の実現に向け、その中で掲げた業績目標と当社執行役員、取締役（社外取締役を除く）、グループ業務執行役員及び技術フェロー（以下「執行役等」）の報酬を連動化することを目的として本制度を導入しております。

本制度については、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」）と称される仕組みを採用しております。当社は、執行役等の役位及び中期経営計画の業績目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」）を執行役等に交付又は給付（以下「交付等」）いたします。

本制度に基づき設定する本信託の信託期間は、2017年8月7日から2020年8月末日（予定）までの約3年間とします。

本制度の導入に伴い、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。



- ① 当社は、本制度の導入に関し、執行役等の報酬に係る報酬委員会の決議を得ます。
- ② 当社は、報酬委員会において、本制度に係る株式交付規程を制定いたします。
- ③ 当社は、①の報酬委員会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に拠出し、受益者要件を満たす執行役等を受益者とするBIP信託（以下「本信託」）を設定いたします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得いたします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。
- ⑦ 信託期間中、株式交付規程に従い、執行役等は役位及び中期経営計画に応じたポイントの付与を受けます。執行役等が受益者要件を満たした場合、本信託から、当該ポイントに応じた株数の当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 執行役等に交付等する予定の株式の総数は、1,274,000株（上限）であります。
- ⑨ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は本信託を継続利用しない場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑩ 本信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内で当社に帰属予定であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式 (注1)	5,020	4,964
当期間における取得自己株式 (注1) (注2)	670	626

(注1) 当事業年度及び当期間 (2018年4月1日～2018年5月31日) における取得自己株式には、役員報酬BIP信託に係る信託口が取得した当社株式は含まれておりません。

(注2) 当期間 (2018年4月1日～2018年5月31日) における取得自己株式には、2018年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (注1)		当期間 (注1) (注2)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求に応じ処分した取得自己株式)	127	166	—	—
その他 (新株予約権の権利行使に応じ処分した取得自己株式)	144,000	188,426	11,000	14,392
保有自己株式数	6,901,975	—	6,891,645	—

(注1) 当事業年度及び当期間 (2018年4月1日～2018年5月31日) における保有自己株式には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式は含まれておりません。

(注2) 当期間 (2018年4月1日～2018年5月31日) における保有自己株式数には、2018年6月1日から有価証券報告書提出日までの自己株式の取得及び処分による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

剰余金の配当等の決定に関する方針といたしましては、連結業績や成長分野への戦略投資の推進等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ積極的に利益還元することを基本としております。配当額の向上と機動的な自己株式の取得を通じて、株主還元の充実に努めてまいります。

また、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。配当の回数につきましては会社として基本的な方針を定めておりませんが、定款上、毎年3月31日、9月30日及びその他の基準日に剰余金の配当ができることとしております。

当事業年度の剰余金の期末配当は、1株当たり15円の配当としております。第2四半期末配当15円と合わせた年間配当金は、1株当たり30円となりました。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2017年10月30日 取締役会決議	7,435	15.00
2018年5月14日 取締役会決議	7,436	15.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(単位：円)

回次	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
最高	1,140	1,477	1,652	1,226	1,160
最低	630	830	849	698	836

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

(単位：円)

月別	2017年 10月	11月	12月	2018年 1月	2月	3月
最高	1,013	1,097	1,125	1,160	1,115	987
最低	915	1,000	1,057	1,073	922	885

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性32名 女性1名（役員のうち女性の比率3.0%）

（1）取締役の状況（提出日現在）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役会議長 指名委員	松崎正年	1950年7月21日生	1976年4月 当社入社 1998年5月 情報機器事業本部システム開発統括部第一開発センター長 2003年10月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 取締役 2005年4月 当社執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター(株) 代表取締役社長 2006年4月 当社常務執行役 2006年6月 取締役兼常務執行役 2009年4月 取締役兼代表執行役社長 2014年4月 取締役兼取締役会議長(現)	(注2)	87
取締役	—	山名昌衛	1954年11月18日生	1977年4月 ミノルタカメラ(株)入社 2002年7月 ミノルタ(株)執行役員経営企画部長 2003年8月 当社常務執行役 2003年10月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 常務取締役 2006年6月 当社取締役兼常務執行役 2011年4月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 代表取締役社長 2013年4月 当社取締役兼専務執行役 2014年4月 取締役兼代表執行役社長(現)	(注2)	63
取締役	指名委員長 監査委員	友野宏	1945年7月13日生	1971年4月 住友金属工業株式会社入社 1998年6月 同社取締役 1999年6月 同社常務執行役員 2003年6月 同社取締役専務執行役員 2005年4月 同社代表取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長 2012年10月 新日鐵住金株式会社代表取締役社長兼COO 2014年4月 同社代表取締役副会長 2015年4月 同社取締役相談役 2015年6月 同社相談役(現) 2015年6月 当社取締役(現)	(注2)	—
取締役	報酬委員長 指名委員	能見公一	1945年10月24日生	1969年4月 農林中央金庫入庫 1999年6月 同金庫常務理事 2002年6月 同金庫専務理事 2004年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長 2006年6月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長 2007年2月 同行代表取締役会長兼CEO 2009年7月 株式会社産業革新機構代表取締役社長CEO 2015年7月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問(現) 2016年6月 当社取締役(現)	(注2)	2
取締役	監査委員長 報酬委員	八丁地隆	1947年1月27日生	1970年4月 株式会社日立製作所入社 2003年6月 同社執行役常務 2004年4月 同社執行役専務 2006年4月 同社代表執行役 執行役副社長 2007年6月 株式会社日立総合計画研究所代表取締役社長 2009年4月 株式会社日立製作所代表執行役 執行役副社長 2011年4月 日立アメリカ社取締役会長 2011年6月 株式会社日立製作所取締役 2015年6月 同社アドバイザー 2016年6月 同社アドバイザー退任 2017年6月 当社取締役(現)	(注2)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員 監査委員 報酬委員	藤原 健嗣	1947年2月19日生	1969年4月 旭化成工業株式会社入社 2000年6月 同社取締役 2003年6月 同社常務執行役員 2003年10月 旭化成ケミカルズ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員 2009年4月 旭化成株式会社副社長執行役員 2009年6月 同社取締役兼副社長執行役員 2010年4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2014年4月 同社取締役副会長 2014年6月 同社副会長 2015年6月 同社常任相談役(現) 2018年6月 当社取締役(現)	(注2)	—
取締役	指名委員 監査委員 報酬委員	程 近 智	1960年7月31日生	1982年9月 アクセンチュア株式会社入社 2005年9月 同社代表取締役 2006年4月 同社代表取締役社長 2015年9月 同社取締役会長 2017年9月 同社取締役相談役(現) 2018年6月 当社取締役(現)	(注2)	—
取締役	監査委員 報酬委員	塩 見 憲	1954年12月12日生	1977年4月 ミノルタカメラ(株)入社 2008年6月 コニカミノルタセンシング(株)取締役経営管理部長 2012年4月 当社執行役員 2013年4月 コニカミノルタオプティクス(株)取締役 2015年6月 当社執行役員 取締役(現)	(注2)	31
取締役	指名委員 監査委員 報酬委員	伊 藤 豊 次	1955年12月20日生	1979年4月 当社入社 2008年10月 コニカミノルタテクノロジーセンター(株)モノづくり技術センター長 2011年6月 同社取締役 2013年4月 当社執行役員 生産統括部長 2015年4月 常務執行役員 2017年4月 経営品質推進部長 2018年6月 取締役(現)	(注2)	21
取締役	—	畑 野 誠 司	1959年12月17日生	1982年4月 株式会社三菱銀行入行 2011年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行退職 2011年7月 当社入社 2013年4月 執行役員 経営戦略部長 2014年4月 常務執行役員 2014年6月 取締役兼常務執行役員(現) 2016年4月 経営企画部長	(注2)	15
取締役	—	腰 塚 國 博	1955年9月30日生	1981年4月 当社入社 2004年6月 コニカミノルタエムジー(株)開発センター長 2008年6月 同社取締役 2012年4月 当社執行役員 技術戦略部長 2013年4月 開発統括本部技術戦略部長 2014年4月 常務執行役員 開発統括本部長 2015年4月 事業開発本部長 2015年6月 取締役兼常務執行役員(現)	(注2)	22

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	大 幸 利 充	1962年11月30日生	1986年4月 2002年4月 2005年4月 2012年6月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年1月 2018年4月 2018年6月	ミノルタカメラ(株)入社 Minolta QMS Printing Solutions USA Inc. E. V. P コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 事業統括本部事業戦略部長 同社取締役経営企画部長兼業務革新統括部 長 Konica Minolta Business Solutions U. S. A., Inc. CEO 当社執行役 情報機器事業事業企画本部長 プロフェッショナルプリント事業本部長 オフィス事業本部長(現) 常務執行役 取締役兼常務執行役(現)	(注2)	10
計							255

(注1) 友野宏、能見公一、八丁地隆、藤原健嗣、程近智の5氏は、「社外取締役」であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

(注2) 取締役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(注3) 当社は指名委員会等設置会社であります。各委員会の委員は下表のとおりで、2018年6月19日開催の当社取締役会にて選定されております。(◎：委員長)

指名委員会	監査委員会	報酬委員会
◎友野 宏	◎八丁地 隆	◎能見公一
能見公一	友野 宏	八丁地 隆
藤原健嗣	藤原健嗣	藤原健嗣
程 近 智	程 近 智	程 近 智
松崎正年	塩見 憲	塩見 憲
伊藤豊次	伊藤豊次	伊藤豊次

(2) 執行役の状況 (提出日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長 兼 CEO	ダイバーシティ 推進担当	山 名 昌 衛	1954年11月18日生	(1) 取締役の状況参照	(注)	63
専務執行役	ヘルスケア事業本 部長 兼 Ambyr Genetics Corporation会長	藤 井 清 孝	1957年2月10日生	1981年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1986年9月 The First Boston Corporation入社 1993年6月 日本ブーズ・アレン・ハミルトン株式会社 取締役副社長 1997年9月 日本ケイデンス・デザイン・システムズ社 代表取締役社長 2000年1月 SAPジャパン株式会社代表取締役社長 2006年5月 LVJグループ株式会社代表取締役社長 2008年10月 ベタープレイス・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2012年4月 オリナス株式会社 社外取締役 2012年8月 ヘイロー・ネットワーク・ジャパン株式会 社代表取締役社長 2014年4月 ザ・リアルリアル株式会社代表取締役社長 2016年1月 当社入社 2016年4月 執行役 ヘルスケア事業本部長(現) 2017年4月 常務執行役 2017年10月 Ambyr Genetics Corporation会長(現) 2018年4月 専務執行役(現)	(注)	2
常務執行役	人事、総務 担当	若 島 司	1958年3月8日生	1981年4月 当社入社 2009年4月 人事部長 2011年4月 執行役 2014年4月 常務執行役(現) 人事統括部長 2015年4月 人事部長	(注)	16
常務執行役	技術担当	腰 塚 國 博	1955年9月30日生	(1) 取締役の状況参照	(注)	22
常務執行役	特命担当	大 須 賀 健	1963年3月4日生	1985年4月 ミノルタカメラ(株)入社 2011年4月 Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH 社長 2012年6月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 取締役 2013年4月 当社執行役 2014年4月 常務執行役 2014年6月 取締役兼常務執行役 2015年4月 経営管理部長 2016年4月 情報機器事業管理本部長 2016年6月 常務執行役(現) 2017年4月 オフィス事業本部長	(注)	25
常務執行役	経営管理、経理、 財務、リスクマネ ジメント 担当	畑 野 誠 司	1959年12月17日生	(1) 取締役の状況参照	(注)	15
常務執行役	生産本部長	浅 井 真 吾	1956年10月13日生	1979年4月 ミノルタカメラ(株)入社 2008年4月 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 機器開発本部長 2008年6月 同社取締役 2012年4月 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 常務取締役 2013年4月 当社情報機器事業生産本部長 2015年4月 常務執行役(現) 2017年4月 生産本部長(現)	(注)	19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務執行役	材料・コンポーネント事業本部長兼 開発統括本部長	葛原 憲 康	1966年1月6日生	1990年4月 2010年4月 2012年10月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月	当社入社 コニカミノルタオプト(株)機能材料事業部開発統括部長 コニカミノルタアドバンストレイヤー(株)機能材料事業本部副本部長 当社アドバンストレイヤーカンパニー機能材料事業部長 執行役 機能材料事業本部長 常務執行役(現) 材料・コンポーネント事業本部長(現) 開発統括本部長(現)	(注)	7
常務執行役	産業光学システム事業本部長 兼 BIC(ビジネスイノベーションセンター)、渉外担当	市村 雄 二	1960年10月26日生	1984年4月 2012年10月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月	日本電気株式会社入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)入社 販売本部サービス事業統括部長 当社情報機器事業マーケティング本部副本部長 執行役 事業開発本部副本部長 事業開発本部長兼情報機器事業事業企画本部副本部長 産業光学システム事業本部長(現) 常務執行役(現)	(注)	6
常務執行役	品質本部長 兼 サステナビリティ推進担当	内田 雅 文	1959年1月22日生	1983年4月 2012年4月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2018年4月	当社入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)生産技術統括部長 当社生産本部副本部長 社会環境部長 執行役 環境経営・品質推進部長 常務執行役(現) 品質本部長(現)	(注)	5
常務執行役	情報機器事業管掌兼 オフィス事業本部長	大 幸 利 充	1962年11月30日生	(1) 取締役の状況参照		(注)	10
常務執行役	デジタルワークプレイス事業、IT担当	仲川 幾 夫	1958年6月14日生	1982年4月 2009年4月 2011年4月 2014年4月 2018年4月	ミノルタカメラ(株)入社 Konica Minolta Holdings U.S.A., Inc. 社長 Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. 上級副社長 Konica Minolta Business Solutions (China) Co. Ltd. 董事長総経理 当社執行役 Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH 社長 常務執行役(現)	(注)	18
常務執行役	経営企画部長 兼 IR、広報ブランド推進、One KM推進担当、関西支社長	秦 和 義	1959年3月28日生	1981年4月 2001年6月 2003年5月 2004年7月 2006年4月 2007年4月 2009年4月 2011年4月 2014年4月 2015年4月 2018年4月	ミノルタカメラ(株)入社 F&Mイメージングテクノロジー(株)取締役 ミノルタ(株)企画本部経営企画部長 コニカミノルタフォトイメージング(株)カメラ事業部事業企画部長 当社経営戦略室長 経営戦略部長 執行役 コニカミノルタエムジー(株)常務取締役 当社ヘルスケアカンパニー長 ヘルスケア事業本部長 常務執行役(現) 経営企画部長兼関西支社長(現)	(注)	18

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役	経営監査室長	鈴木博幸	1957年3月16日生	1979年4月 2004年4月 2009年6月 2012年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) MFP海外販売部中国販売推進室長 当社経営監査室長(現) 執行役(現)	(注)	10
執行役	生産本部副本部長	竹本充生	1960年7月31日生	1981年4月 2007年4月 2012年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 生産本部調達センター長 同社生産本部副本部長 当社執行役(現) 調達部長兼情報機器事業生産本部副本部長 情報機器事業生産本部副本部長 生産本部副本部長(現)	(注)	7
執行役	情報機器開発本部長	武井一	1963年1月9日生	1986年4月 2013年4月 2015年12月 2016年4月 2017年4月	ミノルタカメラ(株)入社 当社マーケティング統括部マーケティング 企画部長 開発本部開発イノベーションセンター長 執行役(現) 情報機器事業開発本部長 情報機器開発本部長(現)	(注)	7
執行役	Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. CEO	Richard K. Taylor	1957年1月16日生	1979年6月 1991年10月 1995年9月 2008年2月 2011年4月 2016年4月	Xerox Corporation入社 Better Office Systems President Toshiba America Business Solutions Inc. President & CEO Konica Minolta Business Solutions, U.S.A., Inc. Senior Executive Vice President & COO 同社 President & COO 同社 CEO(現) 当社執行役(現)	(注)	—
執行役	経営管理部長	伊藤孝司	1962年3月7日生	1984年4月 2010年4月 2013年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 生産本部生産管理センター長 当社業務革新統括部長 経営品質推進部長 執行役(現) 経営企画部長 経営管理部長(現)	(注)	5
執行役	IoTサービスPF開 発統括部長	江口俊哉	1962年7月3日生	1986年4月 2014年11月 2014年4月 2016年4月 2017年4月	赤井電機株式会社 入社 当社入社 開発統括本部システム技術開発センター長 事業開発本部システム技術開発部長 執行役(現) IoTサービスPF開発統括部長(現)	(注)	4
執行役	プロフェッショナル プリント事業本 部長	杉江幸治	1963年12月15日生	1987年4月 2011年4月 2013年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株) 第2事業開発部長 当社販売本部ICT・サービス統括部サー ビス事業推進部長 経営管理部長 執行役(現) プロフェッショナルプリント事業本部副本 部長兼産業印刷事業部長 プロフェッショナルプリント事業本部長 (現)	(注)	9
執行役	法務部長 兼 知的 財産、コンプライ アンス、危機管理 担当	松枝哲也	1962年12月5日生	1985年4月 2016年4月 2017年4月	当社入社 法務部長(現) 執行役(現)	(注)	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役	秘書室長 兼 カンパニーセクレタリー担当	愛 宕 和 美	1961年6月1日生	1984年4月 2011年7月 2013年4月 2016年4月 2018年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタビジネステクノロジーズ(株)管理部長 当社法務総務部長 秘書室長(現) 執行役(現)	(注)	9
執行役	産業光学システム事業本部センシング事業部長	亀 澤 仁 司	1963年2月4日生	1985年4月 2004年7月 2011年4月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月	ミノルタカメラ(株)入社 コニカミノルタセンシング(株)3次元事業推進室長 同社開発部長 当社オプティクスカンパニー センシング事業部開発部長 センシング事業本部長 グループ業務執行役員 産業光学システム事業本部センシング事業部長(現) 執行役(現)	(注)	4
執行役	ヘルスケア事業本部副本部長 兼 同本部ヘルスケア事業部長	長 谷 川 亨	1960年2月28日生	1982年4月 2000年5月 2003年10月 2007年4月 2008年4月 2011年4月 2012年6月 2013年4月 2016年4月 2018年4月	当社入社 Konica Medical Imaging Inc. 副社長 Konica Minolta Medical Imaging U.S.A., Inc. 社長 コニカミノルタエムジー(株)ヘルスケア事業企画室長 同社経営企画部長 同社販売本部長 同社取締役 当社グループ業務執行役員 ヘルスケアカンパニー販売統括部長 ヘルスケア事業本部 副本部長 執行役(現) ヘルスケア事業本部副本部長兼同本部ヘルスケア事業部長、X線事業統括部長(現)	(注)	6
執行役	Konica Minolta Business Solutions France S.A.S. 社長	Jean-Claude Cornillet	1953年2月27日生	1974年6月 1986年9月 2003年10月 2007年4月 2018年4月	Rank Xerox入社 Minolta France S.A.S General Manager, Service and Logistics Konica Minolta Business Solutions, France S.A.S. V.P. and COO Konica Minolta Business Solutions, France S.A.S. President(現) 当社執行役(現)	(注)	—
計							303

(注) 執行役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の後最初に開催の取締役会終結の時から、2019年3月期に係る定時株主総会終結の後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスの体制

1) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するコーポレート・ガバナンスには、経営の執行における適切なリスクテイクを促す一方、執行に対する実効性の高い監督機能を確立し運用することが必要と考え、監督側の視点からコーポレート・ガバナンスの仕組みを構築しました。会社法上の機関設計としては、「委員会等設置会社」（現「指名委員会等設置会社」）を2003年に選択するとともに、属人性を排したシステムとして、コニカミノルタ流のガバナンスをこれまで追求してきました。

当社のガバナンス体制に関する基本的な考え方は以下のとおりであります。

- ・経営の監督と執行を分離し、企業価値向上に資するべく経営の監督機能を確保する。
- ・株主の目線からの監督を担うことができる独立社外取締役を選任する。
- ・これらにより経営の透明性・健全性・効率性を向上する。

2) コーポレート・ガバナンスの体制の概要

i) 取締役会

取締役会は、当社の業務を決定し、かつ取締役及び執行役の職務の執行を監督するものでありますが、その役割及び責務に関して、「コーポレートガバナンス基本方針」において、以下のとおりまとめております。

- ・取締役会は、経営の監督を強化することにより、当社の持続的成長、企業価値の向上を実現していく。これらを通じて、執行役の適切なリスクテイクを支援する。
- ・取締役会は、経営理念及び経営ビジョンの下、戦略的な方向付けを行うことが主要な役割及び責務と考え、経営の基本方針等の建設的な議論に十分な時間を投入する。
- ・取締役会は、指名委員会等設置会社として法令上許される範囲で業務の決定を執行役に大幅に委任して機動的な業務執行を図る。取締役会は経営の基本方針等法令上取締役会の専決事項とされている事項に加え、一定金額以上の投資案件等グループ経営に多大な影響を与える限られた事項のみを決定する。

なお、上述のガバナンス体制に関する基本的な考え方を具現化するべく、以下のような対応をしております。

- ・独立社外取締役を取締役総数の3分の1以上にするとともに、執行役を兼務しない取締役を取締役総数（12名）の過半数とする。
- ・経営の監督機能をより充実させるとともに、独立社外取締役との連携及び執行役との連絡・調整を強化するため、執行役を兼務しない社内取締役を複数名置く。
- ・経営上重要な意思決定における審議をより充実させるため、代表執行役社長の他、主要な職務を担当する執行役数名を取締役とする。
- ・取締役の知識・経験・能力のバランス、多様性については「産官学の分野における組織運営経験、又は技術、会計、法務等の専門性を有していること」「社外取締役については、出身の各分野における実績と識見を有していること」を選任基準において定める。
- ・執行役を兼務しない取締役から取締役会議長を選定する。

ii) 指名委員会・監査委員会・報酬委員会

指名委員会等設置会社として法定の指名、監査、報酬の三委員会を設置しており、上述のガバナンス体制に関する基本的な考え方を具現化するべく、以下のような対応をしております。

- ・各委員会共に社外取締役4名と社内取締役2名で構成する。
- ・各委員会の委員長は、社外取締役の中から選定する。
- ・代表執行役社長を含めた全ての執行役を兼務する取締役は、指名委員、監査委員又は報酬委員のいずれにも選定しない。
- ・執行役を兼務しない社内取締役を常勤の監査委員に選定し、監査委員会において一定の監査の質を確保する。

iii) 経営審議会

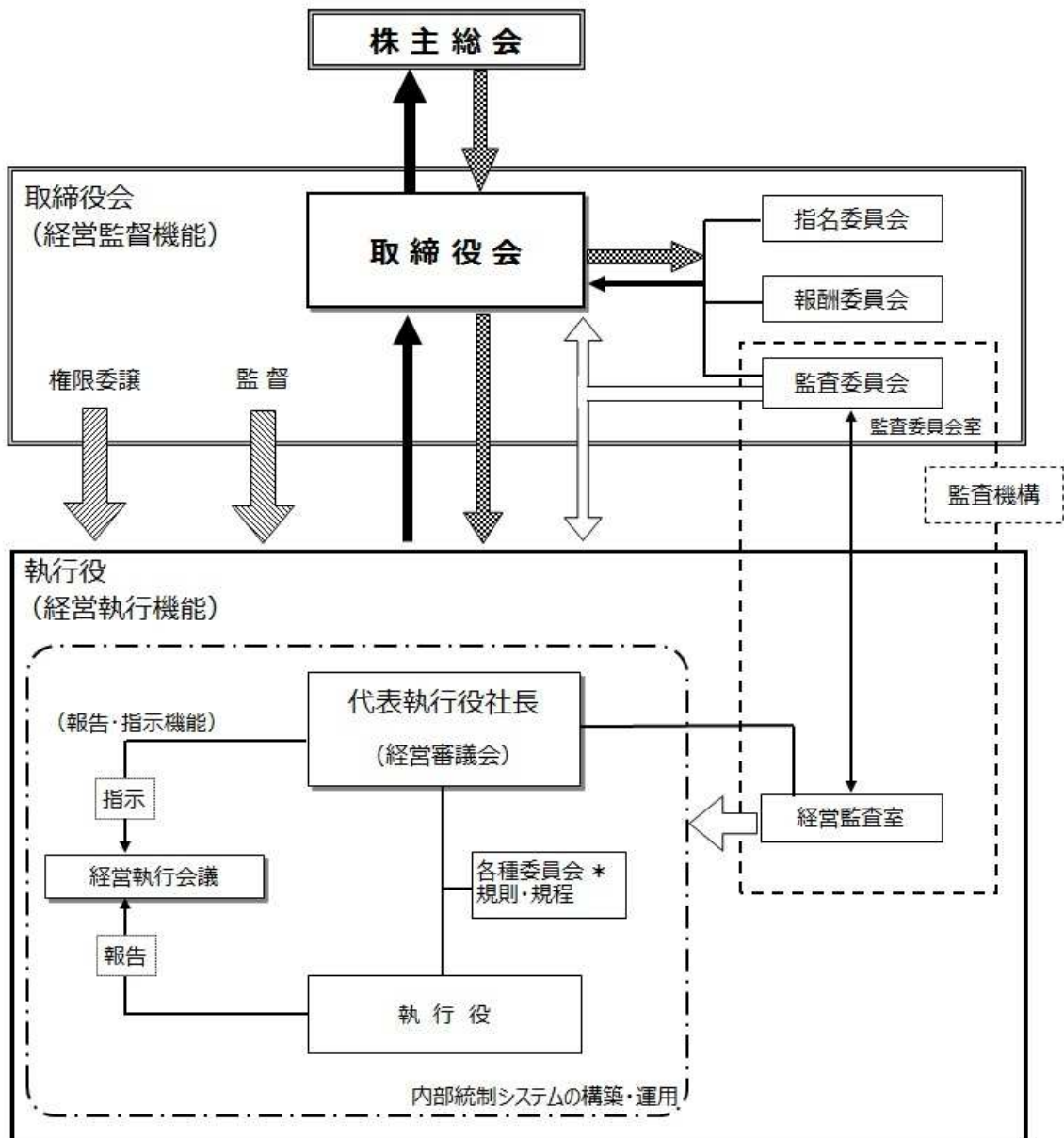
代表執行役社長は、取締役会より委譲された権限のもとで経営執行のための意思決定を行います。経営審議会はその代表執行役社長の意思決定をサポートする機関として、グループ経営上の重要事項の審議を行います。代表執行役、コーポレート部門を担当職務とする役付執行役全員と経営企画部長及び経営管理部長を常任メンバーとし、原則隔週1回定例開催することとしております。

iv) 各種委員会

当社にとって経営横断的な事項につきましては、機能別に各種委員会を設置しております。グループの内部統制については、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、企業情報開示委員会を設置しております。

なお、個々の事業ごとに常にその位置付けを最適化し、グループ全体の持続的安定的な成長に向けて、事業ポートフォリオ経営を推進するため、投資評価会議、事業評価会議を設置し、株主から託された資本を有効に使い、その投資に対するリターンを最大化する視点でのモニタリングを行っております。併せて、当社グループの競争力を強化するため、技術戦略会議並びに生産戦略会議等を設置し、グループ戦略を推進しております。

コーポレート・ガバナンス体制



*【内部統制に関連する委員会等】

- リスクマネジメント委員会
- コンプライアンス委員会
- 企業情報開示委員会
- 投資評価会議
- 事業評価会議



3) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法に定める「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」（会社法第416条第1項第1号ロ）、及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第416条第1項第1号ホ）に関して、取締役会において決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

i) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- a) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、常勤の使用人を配置した「監査委員会室」を設置し、監査委員会の事務局にあたるほか、監査委員会の指示に従いその職務を行う。また、その旨を社内規則に明記し、周知する。
- b) 前号の使用人の執行役からの独立性及び同使用人が監査委員会から受ける指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、懲戒等の人事権に関わる事項は、監査委員会の事前の同意を得る。
- c) 当社の経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の当社グループの内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に、かつ報告すべき緊急の事項が発生した場合や監査委員会から要請があった場合は遅滞なく、その業務の状況を報告する。また、当社子会社の内部監査部門、リスク管理部門及びコンプライアンス部門並びに監査役は、当社監査委員会から要請があった場合は遅滞なく、その業務の状況を報告する。
- d) 当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため必要かつ妥当な額の予算を確保して運用する。
- e) 当社は、監査委員会が選定した監査委員に対し、経営審議会をはじめとする主要な会議に出席する機会を提供する。また、経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役は、当該監査委員から調査・報告等の要請があった場合は遅滞なく、これに応ずる。

ii) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- a) 各執行役は、執行役の文書管理に関する規則及びその他の文書管理に関する社内規則類の定めるところに従い、経営審議会をはじめとする主要な会議の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を適切に保存し閲覧が可能なように管理する。
- b) 当社は、当社グループの事業活動に関する諸種のリスク管理を所管するリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役が以下を含むリスク管理体制の構築と運用にあたる。
 - ・当社グループの事業活動に関する事業リスク及びオペレーショナルリスクについては、執行役の職務分掌に基づき各執行役がそれぞれの担当職務ごとに管理することとし、リスクマネジメント委員会はそれぞれを支援する。また、リスクマネジメント委員会は、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行う。
 - ・取締役会で指名された危機管理担当執行役は、企業価値に多大な影響を与えることが予想される事象であるクライシスによる損失を最小限にとどめるための対応策や行動手順であるコンティンジェンシープランの策定にあたる。
 - ・当社グループ各社におけるリスクマネジメント体制の構築と運用の強化を支援する。
- c) 当社は、事業活動全般の業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から評価・改善するために、当社グループの内部監査を担当する経営監査室を置き、内部監査規則に従い、内部監査体制の構築と運用にあたる。
- d) 当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システム及びその運用の有効性を評価する体制の構築と運用にあたる。
- e) 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築と運用を所管するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役が以下を含むコンプライアンス体制の構築と運用にあたる。
 - ・当社グループにおけるコンプライアンスとは、企業活動にあたって適用ある法令はじめ、企業倫理、社内規則類を遵守することと定義づけ、このことを当社グループで働く一人ひとりに対して周知徹底させる。
 - ・コニカミノルタグループ行動憲章を定め、これを当社グループ全体に浸透させるとともに、この理念に基づき、コンプライアンス行動指針等を制定する。
 - ・当社グループ各社におけるコンプライアンス推進体制を構築させ、運用させる。
 - ・当社グループのコンプライアンスの違反を発見又は予見した者が通報できる内部通報システムを構築し、運用するとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取り扱いの禁止を社内規則に明示し周知する。また、内部通報システムの担当部署は、通報の内容・状況について定期的に監査委員会に報告する。
- f) 当社は、経営組織基本規則を定め、前各号の体制を含み、当社及び当社グループの経営統治機構を構築する。また当社は、経営審議会その他の会議体及び権限規程等の社内規則類を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の構築と運用に努め、更に当社グループの事業活動の全般にわたる管理・運営の制度を必要に応じて見直すことによって業務遂行の合法性・合理性及び効率性の確保に努める。また、当社は、権限規程等の社内規則類等に基づき、子会社の重要な業務執行、経理・財務執行、人事その他重要な情報について、経営審議会その他の会議体等を通じて当社への定期的な報告又は事前承認申請をさせる。

4) 当事業年度における取締役会及び委員会の活動状況

取締役会（当事業年度14回開催）では、中期経営計画「SHINKA 2019」の初年度にあたり、各事業戦略と重要施策の進捗状況の監督を行いました。また、プレジジョン・メディシン（個別化医療）分野への本格参入のための買収案件を決定するにあたり、取締役会では中間報告における審議を含め、慎重に審議を行うとともに、買収の完了後にはPMI（買収後統合計画）の進捗報告を受け、監督を行いました。

指名委員会（当事業年度10回開催）において、取締役候補者の選定は、年齢や在任年数に関する制限の原則等を定めた取締役選任基準及び社外取締役の独立性基準に沿って行いました。特に、社外取締役候補は指名委員及び他の社外取締役並びに代表執行役社長からの推薦を集約した後、男女の区別は選定条件とせず、出身業種や主な経営経験及び得意分野等のバランスを考慮し、絞り込みました。特に、当事業年度においては、中期経営計画において取り組んでいるバイオヘルスケア事業やIoT・デジタルビジネスの領域に豊富な経営経験や幅広い知見を持ち、有益な助言・監督ができることを基本に候補者を選定しました。執行役の選任にあたっては、取締役会決議の前に指名委員会は選定プロセス・選定理由等について報告を受け、チェックを行いました。また、適宜後継者選定計画に関する報告を代表執行役社長に要請し、継続的に監督を行なっております。

監査委員会（当事業年度13回開催）は毎月開催し、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実のチェック、構築・運用されている内部統制システムの監視・検証を行うとともに、会計監査人監査についても独立の立場を保持し適正な監査を実施しているかのレビュー等を厳格に行いました。

報酬委員会（当事業年度8回開催）では、役員個人の報酬の決定に先立ち、報酬体系及び報酬水準の妥当性を確認しました。また、2017年度報酬決定方針及び役員報酬スキームの改定に続く検討課題として、執行役を兼務しない社内取締役の報酬体系の在り方の審議等を行いました。

5) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において、当社は社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において限定する契約（一定の範囲に限定する契約）を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、社外取締役は当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

任期中に社外取締役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なくその任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えたときは、会社法施行規則第113条に定める金額の合計額に「2」（会社法第425条第1項第1号のハ）を乗じて得た額をもって、損害賠償責任の限度額とする。

②監査委員会監査及び内部監査の状況

1) 監査委員会について

当社は、指名委員会等設置会社であるため、監査役ではなく「監査委員会」を設置しております。監査委員会は、6名の取締役によって構成され、うち4名は社外取締役であります。

監査委員会は、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、内部統制システムの監視・検証、会計監査人の監査の方法及び結果のレビュー、会計監査人の選任・解任の有無の決定を行っております。

また、監査委員会を補佐する独立した事務局として、常勤の使用人を配置した「監査委員会室」を設置しております。

2) 内部監査について

当社は、代表執行役社長直轄の組織として、当社のみならずグループ全体の内部監査機能を担う「経営監査室」を設置しております。

経営監査室は、当社の「内部監査規則」に則り、監査計画を作成した上で、財務報告の信頼性、業務の効率性・有効性、法令遵守の観点からのリスクアプローチによる監査を実施しております。また、監査指摘事項に対してどのような改善取り組みを行っているかを確認するフォローアップ監査や、海外の子会社に対する現地の統括スタッフによる監査や経営監査室のスタッフによる現地往査を実施しております。

3) 監査委員会監査、内部監査及び会計監査人監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について

i) 監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会は、会計監査人と年間相当な回数の会合を持ち、会計監査人の監査方針や監査計画について詳細な説明や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに、監査委員会からも重点監査項目について要望を伝えるなど積極的に意見・情報交換を行い、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。また監査法人としての審査体制や内部統制の状況についてもヒアリングを行い、確認をしております。監査委員会は、会計監査人の監査の方法及び結果に関する詳細な監査報告を受けるのみならず、都度、監査実施報告書を受領し会計監査人の監査の実施状況の把握に努めております。監査委員会が把握している事実と照合することもあわせ、会計監査人監査の相当性の判断を行っております。

ii) 監査委員会と内部監査の連携状況

当社は、指名委員会等設置会社で監査委員会を設置しておりますが、国内子会社は、全て監査役設置会社であります。監査委員会は、内部監査部門としての経営監査室に加え、各社監査役と、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

経営監査室は、内部監査に関する監査報告書と定期の監査活動報告書・モニタリング報告書をまとめ、代表執行役社長に報告すると同時に監査委員会にも報告を行っております。

なお、監査委員会は、経営監査室に対し、特別監査を指示できることを規定しております。

iii) 監査委員会監査と執行役の関係

監査委員会が選定した監査委員は、経営審議会等の重要会議に出席し、執行役が策定する中期経営計画並びに年度計画大綱及び年度予算の審議プロセスを監督し、経営目標の妥当性を確認しております。また、それら計画の重要な経営課題の遂行状況や当該年度予算の執行状況を、取締役会における執行役からの業務執行状況報告等を通して監督しております。

経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に業務の状況を報告しております。一方で、監査委員会は、経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役に対して、調査・報告等を要請することができます。

③ 社外取締役

1) 社外取締役の員数

社外取締役は5名であります。

2) 社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について

2018年6月定時株主総会で選任された社外取締役5氏と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係は以下のとおりであります。

友野宏氏は新日鐵住金株式会社の相談役であります。同社と当社の取引関係は両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

能見公一氏は株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーションの顧問であります。同社と当社との間に取引関係はなく、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

八丁地隆氏は株式会社日立製作所の元代表執行役執行役副社長であります。同社と当社の取引関係は両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

藤原健嗣氏は旭化成株式会社の常任相談役であります。同社と当社の取引関係は両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

程近智氏はアクセンチュア株式会社の取締役相談役であります。同社と当社の取引関係は両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役はいずれも株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

3) 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、一般株主の目線に基づく監督機能を充実することが重要と考え、指名委員会が定めた独立性基準及び株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の基準に沿って独立性の高い社外取締役を選任しております。日常的な役割としては、経営陣や特定のステークホルダー（大株主・取引先・関係会社等）から独立した一般株主の視点に立ち、特に株主と経営陣との間で利益相反を生じるケースにおいて、一般株主の保護並びに株主共同の利益の確保のために経営の監督を担っております。社外取締役は取締役会の中で、執行役からの提案、あるいは重要課題の検討状況報告に対して、一般株主の視点に立ち発言することに加え、豊富な企業経営経験に基づいて適宜、助言を行い、経営戦略の高度化及び経営の効率性の向上に貢献しております。また、指名・監査・報酬の三委員会の全てにおいて、社外取締役が委員長を務めることにより透明性の向上に貢献しております。

なお、社外取締役として有用な人材を迎え入れて、期待される役割が十分に発揮できるよう、当社は社外取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。（前述「①コーポレート・ガバナンスの体制5）責任限定契約の内容の概要」をご参照ください。）

4) 社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容について

当社指名委員会は2007年に社外取締役の独立性基準を定めました。2018年6月定時株主総会で選任された社外取締役5氏につきましては、当社指名委員会の独立性基準をはじめ、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の基準を満たしております。

当社指名委員会が定めた「社外取締役の独立性」運用基準は以下のとおりであります。

〔「社外取締役の独立性」運用基準〕

次の事項に該当する場合は『独立取締役』とは言えないと判断する。当社指名委員会は、これらの事項に該当せず、独立性の高い社外取締役候補者を選定する。

i) コニカミノルタグループ関係者

- ・本人がコニカミノルタグループ出身者
- ・過去5年間において、家族（配偶者・子供、2親等以内の血族・姻族）がコニカミノルタグループの取締役・執行役・監査役・経営幹部の場合

ii) 大口取引先関係者

- ・コニカミノルタグループ及び候補者本籍企業グループの双方いずれかにおいて、連結売上高の2%以上を占める重要な取引先の業務執行取締役・執行役・従業員の場合

- iii) 専門的サービス提供者（弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントなど）
 - ・ コニカミノルタグループから過去2年間に年間5百万円以上の報酬を受領している場合
- iv) その他
 - ・ 当社の10%以上の議決権を保有している株主（法人の場合は業務執行取締役・執行役・従業員）の場合
 - ・ 取締役の相互派遣の場合
 - ・ コニカミノルタグループの競合企業の取締役・執行役・監査役・その他同等の職位者の場合、又は競合企業の株式を3%以上保有している場合
 - ・ その他の重要な利害関係がコニカミノルタグループとの間にある場合

5) 社外取締役の選任状況に関する当社の考え方について

社外取締役の候補者選定におきましては、取締役選任基準及び社外取締役の独立性基準を満たすことに加え、出身分野における実績と識見を有すること、経営課題に関する戦略的な方向付けを行うために必要な資質・能力を有すること、並びに取締役会及び委員会の職務につき十分な時間が確保できることを重視しております。社外取締役5氏は、当社に対する独立性とともに、企業経営者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会及び三委員会を通してコーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考えております。

6) 社外取締役による監査と監査委員会監査、内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について

当社の監査委員会の過半数（4名）は社外取締役であります。

これら社外監査委員は、監査委員会において、監査担当の社内監査委員から執行役の業務の執行状況について、内部監査部門及び会計監査人から監査結果について、内部統制を所管する執行役から各業務の状況について、それぞれ報告を受けております。また、必要に応じ内部統制を所管する執行役に調査・報告等を要請することができます。

監査委員会の活動状況、内部監査及び会計監査との連携状況、内部統制部門との関係については、前述「②監査委員会監査及び内部監査の状況」をご参照ください。

7) 社外取締役の活動状況

当事業年度に在任していた社外取締役 釜和明、友野宏、能見公一、八丁地隆氏の4氏の取締役会及び三委員会への出席率は99%であり、経営の監督及び助言のための積極的な発言をもって参画しております。併せて、適宜、監督・監査の一環として開発・生産・販売などの現場視察や、代表執行役社長・取締役会議長その他の取締役と取締役会運営をはじめ様々な観点から意見交換を行っております。

8) 社外取締役へのサポート体制

社外取締役への資料の事前配布を事務局が行い、また必要な場合には議題の事前説明を当該議題の担当執行役が行うことにより、取締役会における活発な議論と円滑な運営を支えています。また、監査委員会事務局としての「監査委員会室」と同様に、取締役会と指名・報酬委員会の事務局として「取締役会室」を設置し、それぞれのスタッフが社外取締役をサポートすることにより、取締役会及び各委員会が適切に機能するよう努めております。

④役員報酬等

1) 取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の概要

当社は、指名委員会等設置会社として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を置き、社外取締役を委員長とすることにより透明性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しております。当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様への期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社企業グループ全体の価値の増大に資するものとしたします。報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標といたします。報酬委員会は、この趣旨に沿い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定するものであります。

当社は、2017年3月31日開催の報酬委員会において報酬決定方針の改定を決議し、新たにスタートする中期経営計画に合わせて2017年度から中期業績に連動させる株式報酬を導入しました。改定した報酬決定方針の内容は以下のとおりであります。

i) 報酬体系

- a) 取締役（執行役兼務者を除く）については、経営を監督する立場にあることから短期的な業績反映部分を排し、基本報酬として「固定報酬」と、中期の株主価値向上に連動する「中期株式報酬」で構成する。なお、社外取締役については「固定報酬」のみとする。
- b) 執行役については、「固定報酬」の他、年度経営計画のグループ業績及び担当する事業業績を反映する「年度業績連動金銭報酬」と中期経営計画の業績達成度を反映するとともに中期の株主価値向上に連動する「中期業績連動株式報酬」で構成する。
- ii) 総報酬及び「固定報酬」は、定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位別に妥当な水準を設定する。
- iii) 「年度業績連動金銭報酬」は、当該年度の業績水準（連結営業利益）及び年度業績目標の達成度に基づき、各執行役の重点施策の推進状況も反映し、支給額を決定する。年度業績目標の達成度に従う部分は標準支給額に対して0%～150%の幅で支給額を決定する。目標は、業績に関わる重要な連結経営指標（営業利益・営業利益率・ROA等）とする。執行役の重点施策にはESG（環境・社会・ガバナンス）等の非財務指標に関わる取り組みを含める。

- iv) 株式報酬については次のとおりとする。
 - a) 取締役に対する「中期株式報酬」は、中期経営計画の終了後に役割及び在任年数に基づき当社株式を交付するものとし、株主価値向上への貢献意欲を高めるとともに自社株保有の促進を図る。
 - b) 執行役に対する「中期業績連動株式報酬」は、中期経営計画の終了後に目標達成度に応じて0%～150%の範囲で当社株式を交付するものとし、中期経営計画の目標達成へのインセンティブを高めるとともに自社株保有の促進を図る。中期の業績目標は、中期経営方針を勘案し重要な連結経営指標（営業利益・ROE等）とする。
 - c) 年度ごとの基準株式数は、中期経営計画の初年度に役位別に設定する。
 - d) 株式の交付時には、一定割合について株式を換価して得られる金銭を給付する。
 - e) 株式報酬として取得した当社株式は、原則退任後1年が経過するまで継続保有することとする。
- v) 執行役に対する「固定報酬」「年度業績連動金銭報酬」「中期業績連動株式報酬」の比率は、最高経営責任者である執行役社長において50：25：25を目安とし、他の執行役は固定報酬の比率を執行役社長より高めに設定する。
- vi) 国内非居住者の報酬については、法令その他の事情により上記内容とは異なる取扱いを設けることがある。
- vii) 報酬委員会は、重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、業績に連動する報酬の修正につき審議し、必要な場合は報酬の支給制限又は返還を求める。
- viii) 経営環境の変化に対応して報酬水準、報酬構成等について適時・適切に見直しを行っていく。

2005年6月に廃止された従来の退任時報酬は、報酬委員会において当社における一定の基準による相当額の範囲内で個人別金額を決定いたしました。当該廃止時点以前より在任している各役員は退任時に支給する予定であります。

2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分		報酬額								
		合計 (百万円)	固定報酬		業績連動報酬 (注3)		株式報酬 (注4)		株式報酬型 ストック・オプション (注5)	
			人員 (名)	金額 (百万円)	人員 (名)	金額 (百万円)	人員 (名)	金額 (百万円)	人員 (名)	金額 (百万円)
取締役	社外	48	5	48	—	—	—	—	—	—
	社内	157	3	127	—	—	3	23	3	6
	計	205	8	175	—	—	3	23	3	6
執行役		897	23	529	23	181	23	160	18	24

(注1) 2018年3月31日現在、社外取締役は4名、社内取締役(執行役非兼務)は3名、執行役は24名であります。

(注2) 社内取締役は、上記の3名のほかに3名(執行役兼務)おりますが、その者の報酬等は執行役に含めて記載しております。

(注3) 業績連動報酬につきましては、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。

(注4) 株式報酬につきましては、取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対して付与されるポイントの見込み数に応じた将来の当社株式交付等の報酬見込額を算定し、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。

(注5) 株式報酬型ストック・オプションは第12回2016年度をもって終了しましたが、新株予約権の公正価値を算定し、当事業年度において費用計上すべき金額を記載しております。

3) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

(単位：百万円)

役職・氏名	会社区分	合計	固定報酬	業績連動報酬 (注2)	株式報酬 (注3)	株式報酬型 ストック・オプション (注4)
取締役 代表執行役社長兼CEO 山名 昌衛	提出会社	115	65	21	24	3
執行役 Richard K. Taylor (注1)	連結子会社 Konica Minolta Business Solutions U. S. A., Inc.	173	88	85	—	—

(注1) 執行役Richard K. Taylorは、連結子会社Konica Minolta Business Solutions U. S. A., Inc. のCEOであります。

(注2) 業績連動報酬につきましては、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。

(注3) 株式報酬につきましては、付与されるポイントの見込み数に応じた将来の当社株式交付等の報酬見込額を算定し、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。

(注4) 株式報酬型ストック・オプションは第12回2016年度をもって終了しましたが、新株予約権の公正価値を算定し、当事業年度において費用計上すべき金額を記載しております。

⑤株式の保有状況

当社及び子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりであります。

1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
61銘柄 26,565百万円

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
オムロン(株)	543,000	2,719	情報機器事業における販売先である発行会社のグループ会社との取引関係の維持・強化のため
丸紅(株)	3,570,000	2,559	情報機器事業における販売提携先である発行会社との協力関係の維持・強化のため
ローム(株)	217,300	1,634	情報機器事業における調達先である発行会社からの安定的な調達のため
三菱倉庫(株)	864,000	1,415	情報機器事業における物流業務委託先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
(株)T&Dホールディングス	753,600	1,331	発行会社傘下の金融機関との保険取引の円滑化のため
(株)百十四銀行	3,078,000	1,214	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	283,600	1,214	発行会社傘下の金融機関との資金調達等金融取引の円滑化及び国内外情報の収集のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	314,117	1,188	発行会社傘下の金融機関との保険取引の円滑化のため
(株)SCREENホールディングス	143,354	1,110	情報機器事業における開発・販売提携先である発行会社のグループ会社との取引関係の維持・強化のため
大日本印刷(株)	906,020	1,108	産業用材料・機器事業における販売先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
(株)めぶきフィナンシャルグループ	2,281,500	1,091	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
NOK(株)	408,600	1,072	情報機器事業における調達先である発行会社からの安定的な調達のため
(株)ニコン	454,800	763	産業用材料・機器事業における発行会社との協力関係の維持・強化のため
サカティンクス(株)	470,000	731	情報機器事業における販売先である発行会社のグループ会社との取引関係の維持・強化のため
日産化学工業(株)	187,000	643	産業用材料・機器事業における調達先である発行会社からの安定的な調達のため
(株)きんでん	401,446	630	当社グループの建設・保全業務の委託先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
(株)千葉銀行	723,500	552	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
レンゴー(株)	660,000	427	当社グループの調達先である発行会社からの安定的な調達のため
(株)上組	400,000	417	情報機器事業における物流業務委託先である発行会社との取引関係の維持・強化のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
持田製薬(株)	44,000	380	発行会社とのヘルスケア事業における市場情報収集のため
(株)みなと銀行	170,000	375	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
清水建設(株)	325,450	335	当社グループの建設・保全業務の委託先である発行会社との協力関係の促進のため
(株)小森コーポレーション	200,000	303	情報機器事業における開発・販売提携先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
(株)シーイーシー	155,800	301	情報機器事業における開発・販売提携先である発行会社との協力関係の維持・強化のため
(株)静岡銀行	254,000	242	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
SOMPOホールディングス(株)	56,100	239	発行会社傘下の金融機関との保険取引の円滑化のため
(株)愛知銀行	31,900	209	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	評価額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,949,900	6,961	議決権行使指図権限
(株)群馬銀行	1,928,200	1,120	議決権行使指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	104,000	420	議決権行使指図権限

(注) 上記みなし保有株式は全て、当社が退職給付信託に拠出しているものであります。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
オムロン(株)	543,000	3,378	オフィス事業における販売先である発行会社のグループ会社との取引関係の維持・強化のため
丸紅(株)	3,570,000	2,763	オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業における販売提携先である発行会社との協力関係の維持・強化のため
ローム(株)	217,300	2,324	オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業における調達先である発行会社からの安定的な調達のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	283,600	1,286	発行会社傘下の金融機関との資金調達等金融取引の円滑化及び国内外情報の収集のため
(株)T&Dホールディングス	753,600	1,277	発行会社傘下の金融機関との保険取引の円滑化のため
(株)百十四銀行	3,078,000	1,093	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	314,117	1,037	発行会社傘下の金融機関との保険取引の円滑化のため
三菱倉庫(株)	432,000	1,004	オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業における物流業務委託先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
大日本印刷(株)	453,010	992	産業用材料・機器事業における販売先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
(株)めぶきフィナンシャルグループ	2,281,500	943	発行会社傘下の金融機関との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
(株)ニコン	454,800	917	発行会社との産業用材料・機器事業における協力関係の維持・強化のため
NOK(株)	408,600	873	オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業における調達先である発行会社からの安定的な調達のため
日産化学工業(株)	187,000	793	産業用材料・機器事業における調達先である発行会社からの安定的な調達のため
サカティンクス(株)	470,000	703	オフィス事業における販売先である発行会社のグループ会社との取引関係の維持・強化のため
(株)きんでん	401,400	694	当社グループの建設・保全業務の委託先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
レンゴー(株)	660,000	618	当社グループの調達先である発行会社からの安定的な調達のため
(株)千葉銀行	723,500	616	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
(株)上組	200,000	462	オフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業における物流業務委託先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
(株)みなと銀行	170,000	350	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
持田製薬(株)	44,000	328	発行会社とのヘルスケア事業における市場情報収集のため
清水建設(株)	325,450	310	当社グループの建設・保全業務の委託先である発行会社との協力関係の促進のため
(株)小森コーポレーション	200,000	272	プロフェッショナルプリント事業における開発・販売提携先である発行会社との取引関係の維持・強化のため
(株)静岡銀行	254,000	260	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
SOMPOホールディングス(株)	56,100	230	発行会社傘下の金融機関との保険取引の円滑化のため
(株)伊予銀行	241,000	196	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
(株)愛知銀行	31,900	169	発行会社との資金調達等金融取引の円滑化及び地域情報の収集のため
(株)りそなホールディングス	285,700	165	発行会社傘下の金融機関との資金調達等金融取引の円滑化及び国内情報の収集のため

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	評価額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,949,900	6,935	議決権行使指図権限
(株)群馬銀行	1,928,200	1,164	議決権行使指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	104,000	463	議決権行使指図権限

(注) 上記みなし保有株式は全て、当社が退職給付信託に拠出しているものであります。

⑥会計監査の状況

当社は、会社法監査と金融商品取引法監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士)

指定有限責任社員 業務執行社員 小 林 茂 夫

指定有限責任社員 業務執行社員 染 葉 真 史

指定有限責任社員 業務執行社員 山 邊 道 明

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士20名、その他40名の計60名となっております。

⑦その他

1) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

3) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める旨を定款で定めたことと平仄を合わせるため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

4) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

5) 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	205	18	230	6
子会社	79	—	79	141
計	285	18	309	147

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対する当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は、子会社で652百万円であり、また非監査業務に基づく報酬は、当社が65百万円、子会社が194百万円、合計で260百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対する当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は、子会社で655百万円であり、また非監査業務に基づく報酬は、当社が12百万円、子会社が259百万円、合計で272百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務・税務デューデリジェンス業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務・税務デューデリジェンス業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、具体的な定めはありませんが、過年度実績や世間相場を踏まえ、監査項目、監査時間数、報酬単価等を勘案した上で、監査委員会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」）に基づいて作成しております。

なお、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を以下のとおり行っております。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、社内規定等を整備することにより、内部で情報を共有しております。また、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、同機構の行う四半期報告書及び有価証券報告書作成講習会等に適宜参加し、内部で情報を共有しております。

(2) IFRSに準拠した連結財務諸表等を作成するために、国際会計基準審議会が公表する基準書等により最新の情報を随時入手・理解すると共に、グループ会計方針書の整備及び情報基盤の構築等、社内体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	32	92,628	149,913
営業債権及びその他の債権	7, 14, 32	243,195	263,453
棚卸資産	8	136,020	139,536
未収法人所得税		1,878	4,327
その他の金融資産	9, 32	6,924	1,427
その他の流動資産		18,799	23,018
流動資産合計		499,446	581,676
非流動資産			
有形固定資産	10, 12	190,580	192,941
のれん及び無形資産	11, 12	209,577	332,699
持分法で会計処理されている投資	13	3,489	3,601
その他の金融資産	9, 32	47,542	47,507
繰延税金資産	15	48,129	37,540
その他の非流動資産		6,668	7,942
非流動資産合計	5	505,988	622,230
資産合計		1,005,435	1,203,907

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	16, 32	156, 090	173, 996
社債及び借入金	14, 17, 32	41, 294	33, 136
未払法人所得税		5, 554	5, 038
引当金	19	5, 659	8, 472
その他の金融負債	20, 32	372	1, 874
その他の流動負債		41, 275	48, 888
流動負債合計		250, 246	271, 407
非流動負債			
社債及び借入金	14, 17, 32	144, 218	260, 530
退職給付に係る負債	21	61, 267	51, 599
引当金	19	1, 136	4, 288
その他の金融負債	20, 32	4, 362	59, 781
繰延税金負債	15	5, 222	12, 558
その他の非流動負債		4, 833	8, 152
非流動負債合計		221, 040	396, 911
負債合計		471, 286	668, 318
資本			
資本金	22	37, 519	37, 519
資本剰余金	22	202, 631	184, 841
利益剰余金	22	276, 709	298, 366
自己株式	22	△9, 214	△10, 189
新株予約権	31	998	934
その他の資本の構成要素	22	15, 685	13, 041
親会社の所有者に帰属する持分合計		524, 331	524, 513
非支配持分		9, 818	11, 075
資本合計		534, 149	535, 588
負債及び資本合計		1, 005, 435	1, 203, 907

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	5, 24	962, 555	1, 031, 256
売上原価	27	502, 616	541, 453
売上総利益		459, 938	489, 803
その他の収益	25	14, 147	24, 856
販売費及び一般管理費	27	416, 622	443, 996
その他の費用	12, 26, 27	7, 328	16, 819
営業利益	5	50, 135	53, 844
金融収益	28	2, 724	3, 778
金融費用	28	3, 451	7, 851
持分法による投資利益 (△は損失)	13	△66	△647
税引前利益		49, 341	49, 124
法人所得税費用	15	17, 856	16, 916
当期利益		31, 485	32, 207
当期利益の帰属			
親会社の所有者		31, 542	32, 248
非支配持分		△56	△41
1株当たり当期利益	29		
基本的1株当たり当期利益 (円)		63. 65	65. 17
希薄化後1株当たり当期利益 (円)		63. 47	64. 96

③【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期利益		31,485	32,207
その他の包括利益			
損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定 (税引後)	30	1,519	2,985
公正価値で測定する金融資産の純変動 (税引後)	30	3,958	1,044
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分 (税引後)	13,30	△0	0
損益に振り替えられることのない項目合計		5,477	4,030
損益に振り替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動 (税引後)	30	697	232
在外営業活動体の換算差額 (税引後)	30	△12,324	△1,854
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分 (税引後)	13,30	△18	26
損益に振り替えられる可能性のある項目合計		△11,645	△1,595
その他の包括利益合計		△6,168	2,435
当期包括利益合計		25,317	34,642
当期包括利益合計額の帰属先			
親会社の所有者		25,556	33,952
非支配持分		△239	690

④【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	新株 予約権	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2016年4月1日時点の残高		37,519	203,397	258,562	△9,408	1,009	23,204	514,285	696	514,981
当期利益		-	-	31,542	-	-	-	31,542	△56	31,485
その他の包括利益	30	-	-	-	-	-	△5,985	△5,985	△182	△6,168
当期包括利益合計		-	-	31,542	-	-	△5,985	25,556	△239	25,317
剰余金の配当	23	-	-	△14,865	-	-	-	△14,865	-	△14,865
自己株式の取得及び処分	22	-	-	△62	194	-	-	131	-	131
株式報酬取引	31	-	-	-	-	△10	-	△10	-	△10
子会社の異動による 非支配持分の変動額		-	-	-	-	-	-	-	9,805	9,805
非支配株主との資本取引等		-	177	-	-	-	-	177	340	517
非支配株主へ付与された プット・オプション		-	△943	-	-	-	-	△943	△784	△1,728
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	22	-	-	1,533	-	-	△1,533	-	-	-
所有者との取引額等合計		-	△765	△13,395	194	△10	△1,533	△15,510	9,361	△6,149
2017年3月31日時点の残高		37,519	202,631	276,709	△9,214	998	15,685	524,331	9,818	534,149
当期利益		-	-	32,248	-	-	-	32,248	△41	32,207
その他の包括利益	30	-	-	-	-	-	1,703	1,703	731	2,435
当期包括利益合計		-	-	32,248	-	-	1,703	33,952	690	34,642
剰余金の配当	23	-	-	△14,850	-	-	-	△14,850	-	△14,850
自己株式の取得及び処分	22	-	-	△89	△975	-	-	△1,065	-	△1,065
株式報酬取引	31	-	144	-	-	△63	-	80	-	80
子会社の異動による 非支配持分の変動額		-	-	-	-	-	-	-	35,924	35,924
非支配株主との資本取引等		-	△135	-	-	-	-	△135	61	△73
非支配株主へ付与された プット・オプション	6	-	△17,799	-	-	-	-	△17,799	△35,419	△53,218
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	22	-	-	4,348	-	-	△4,348	-	-	-
所有者との取引額等合計		-	△17,790	△10,592	△975	△63	△4,348	△33,770	566	△33,203
2018年3月31日時点の残高		37,519	184,841	298,366	△10,189	934	13,041	524,513	11,075	535,588

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		49,341	49,124
減価償却費及び償却費		51,804	56,257
減損損失及びその戻入益		379	592
持分法による投資利益(△は益)		66	647
受取利息及び受取配当金		△2,688	△3,201
支払利息		2,848	5,043
有形固定資産及び無形資産除売却損益(△は益)		1	△19,889
営業債権及びその他の債権の増減(△は増加)		1,806	△7,665
棚卸資産の増減(△は増加)		△12,446	△169
営業債務及びその他の債務の増減(△は減少)		1,171	11,546
貸貸用資産の振替による減少		△6,831	△6,856
退職給付に係る負債の増減(△は減少)		△3,045	△4,786
その他		△5,145	139
小計		77,263	80,783
配当金の受取額		525	605
利息の受取額		2,007	2,041
利息の支払額		△2,792	△4,010
法人所得税の支払額又は還付額		△8,343	△14,052
営業活動によるキャッシュ・フロー		68,659	65,367

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△32,731	△26,941
無形資産の取得による支出		△8,733	△11,014
有形固定資産及び無形資産の売却による収入		1,873	23,486
子会社株式の取得による支出		△25,453	△116,942
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		—	△741
投資有価証券の取得による支出		△178	△1,610
投資有価証券の売却による収入		111	2,357
貸付による支出		△123	△46
貸付金の回収による収入		139	122
事業譲受による支出		△3,845	△1,060
その他		△1,651	△1,345
投資活動によるキャッシュ・フロー		△70,594	△133,737
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	18	3,140	△15,187
社債の発行及び長期借入れによる収入	18	36,833	145,712
社債の償還及び長期借入金の返済による支出	18	△27,829	△23,325
自己株式の取得による支出		△3	△1,164
配当金の支払による支出	23	△14,858	△14,848
非支配株主からの払込みによる収入		—	35,419
その他		370	32
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,347	126,638
現金及び現金同等物に係る為替変動の影響額		△3,029	△980
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△7,309	57,285
現金及び現金同等物の期首残高		99,937	92,628
現金及び現金同等物の期末残高		92,628	149,913

【連結財務諸表注記】

1 報告企業

コニカミノルタ株式会社は日本に所在する企業であり、東京証券取引所市場第一部に上場しております。当社グループの連結財務諸表は2018年3月31日を期末日とし、当社及び子会社、並びに関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されております。当社グループの主な事業は、オフィス事業、プロフェッショナルプリント事業、ヘルスケア事業及び産業用材料・機器事業であります。各事業の内容については、「注記5 事業セグメント」に記載しております。

当社グループの2018年3月31日に終了する年度の連結財務諸表は、2018年6月19日に当社取締役代表執行役社長兼CEO山名昌衛によって承認されております。

2 作成の基礎

(1) 準拠の表明

当社は、「連結財務諸表規則」第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、連結財務諸表を同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「注記3 重要な会計方針」に記載されている公正価値で測定されている金融商品、退職後給付制度に係る負債又は退職後給付制度に係る資産等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 表示通貨及び表示単位

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示されており、単位を百万円としております。また、百万円未満の端数は切捨てで表示しております。

(4) 会計方針の変更

当社グループは、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一のものを適用しております。

なお、一部の基準書において軽微な変更がありましたが、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響はありません。

(5) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

当社グループの連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針は次のとおりであります。

連結決算日現在において、当社グループはこれらの基準書等を適用しておりません。当社グループ適用開始時期が2019年3月期である基準書等を適用することによる連結財務諸表への影響は重要ではないと判断しております。また、当社グループ適用開始時期が2020年3月期以降である基準書等を適用することによる連結財務諸表への影響は検討中であります。

基準書及び解釈指針	強制適用開始時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用開始時期	概要
IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益の認識に関する会計処理の改訂
IFRS第9号 金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	減損及びヘッジ会計の改訂
IFRS第2号 株式に基づく報酬	2018年1月1日	2019年3月期	株式報酬取引の分類及び測定の明確化
IFRS第16号 リース	2019年1月1日	2020年3月期	リースに関する会計処理の改訂

3 重要な会計方針

当社グループの重要な会計方針は次のとおりであり、連結財務諸表が表示されている全ての期間について適用しております。

(1) 連結の基本方針

当社グループの連結財務諸表は、当社及び子会社、並びに関連会社及び共同支配企業の財務諸表に基づき、統一された会計方針を用いて作成しております。

子会社、関連会社及び共同支配企業が採用する会計方針が当社グループの会計方針と異なる場合には、必要に応じて各社の財務諸表に調整を加えております。

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業であります。支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動に晒され、かつ投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を与える能力を有する場合をいいます。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含まれております。子会社に対する当社グループ持分の一部を処分した後も支配が継続する場合には、当社グループの持分の変動を資本取引として会計処理しており、非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

② 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業であります。

共同支配企業とは、当社グループを含む複数の当事者が、事業活動の重要な意思決定に関し全員一致の合意を必要とする契約上の取決めに基づき共同支配を有し、当該取決めの純資産に対する権利を有する企業であります。

関連会社及び共同支配企業への投資は持分法によって会計処理しております。持分法を適用した関連会社及び共同支配企業（以下「持分法適用会社」）に対する投資は当初取得原価で認識されます。重要な影響力又は共同支配を有することとなった日から重要な影響力又は共同支配を喪失する日まで、持分法適用会社の損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分は、持分法適用会社に対する投資額の変動として認識しております。

(2) 企業結合

当社グループは、取得法に基づき企業結合の会計処理をしており、取得日の公正価値で測定された支払対価と被取得企業に対する非支配持分の金額の合計を取得原価としております。非支配持分は、その公正価値又は被取得企業の識別可能資産及び負債の公正価値に対する持分割合相当額で測定しております。非支配株主に対してプット・オプションを付与した場合は、当該プット・オプションに係る非支配持分の認識を中止し、当該プット・オプションの償還金額の現在価値を金融負債として認識するとともに、差額を資本剰余金として処理しております。

支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分及び取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価値を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しております。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価値を下回る場合、その差額を利得として損益に認識しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については資本取引として会計処理しており、当該取引からののれんは認識しておりません。

仲介手数料、弁護士費用、デューデリジェンス費用及びその他の専門家報酬、コンサルティング料等の、企業結合に関連して発生した取得費用は発生時に費用として処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合には、完了していない項目を暫定的な金額で計上しております。取得日時点で存在し、なおかつそれを知っていたならば取得日で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況に関する情報を、認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。この新たに得た情報により資産と負債の追加での認識が発生する場合があります。測定期間は最長で1年間であります。

(3) 外貨換算

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。当社グループの在外営業活動体においては、主として現地通貨を機能通貨としておりますが、その企業の活動する経済環境が主に現地通貨以外である場合には、現地通貨以外を機能通貨としております。

② 外貨建取引

外貨建取引、すなわち各企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、連結決算日の為替レートにより機能通貨に換算し、換算差額は、損益として認識しております。

但し、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の換算により発生した差額、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。また、取得原価により測定されている外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートを使用して換算しております。

③ 在外営業活動体

連結財務諸表作成に際し、日本円以外を機能通貨としている在外営業活動体の資産及び負債は、連結決算日時点の為替レートで、損益及びキャッシュ・フローは、取引日の為替レート、又はそれに近似する期中平均為替レートで日本円に換算しております。この結果生じる換算差額はその他の包括利益で認識し、その累積額はその他の資本の構成要素として認識しております。

なお、在外営業活動体の持分全体の処分や支配の喪失を伴う持分の一部の処分といった事実が発生した場合、処分した期に当該累積換算差額をその他の包括利益から損益に振り替えております。

④ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

当社グループは、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクの一部をヘッジする目的で、金融商品を用いたヘッジ取引を実施し、ヘッジ会計を適用しております。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定されている金融商品の公正価値変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は損益で認識しております。その他の包括利益に認識したヘッジ有効部分は、ヘッジ対象となる在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配の喪失を伴う持分の一部の処分といった事実が発生した場合、処分した期にその他の包括利益から損益に振り替えております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資から構成されております。

(5) 金融商品

当社グループは、当社が当該金融商品の契約当事者となった取引日に金融商品を金融資産・負債として当初認識しております。

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

金融負債については、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に認識を中止しております。

金融資産及び金融負債は、当社グループがそれらの残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格等を参照しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

① 非デリバティブ金融資産

当社グループは、非デリバティブ金融資産として、償却原価で測定する金融資産、損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しております。

1) 償却原価で測定する金融資産

当社グループは、当社グループが事業モデルにおいて当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有し、かつ当該金融資産の契約条件が、元本及び元本残高に対する利息の支払によるキャッシュ・フローのみである金融資産については償却原価で測定しております。

当該金融資産は、当初認識時に公正価値に取引コストを加算した額で測定し、当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。また、当社グループは、債務者又は債務者グループの重大な財政状態の悪化、支払に対する債務不履行や延滞、債務者の破産等といった減損の兆候を示す客観的な証拠が存在するかについての確認を四半期ごとに行っております。

当該金融資産の当初認識後に損失事象が発生したことが客観的な証拠によって示され、かつ、当該損失事象によってその金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぶことが合理的に予測できる場合には減損損失の測定を行っております。

個別に重要な金融資産は個別に減損の評価を行い、個別に重要でない金融資産はリスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。全体として減損を評価する際は、過去の発生損失に関する傾向等を考慮しております。

償却原価で測定する金融資産の減損損失は、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定し、貸倒引当金勘定を通じて損益で認識しております。その後、当該金融資産について回収不能であると判断した場合には、帳簿価額を貸倒引当金と相殺して直接減額しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益で戻入しております。減損損失の戻入れ額は、減損損失を認識しなかった場合の償却原価を超えない金額を上限として測定しております。

2) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、資本性金融商品を除く非デリバティブ金融資産で上記の1)の償却原価で測定する区分の要件を満たさないもの、及び資本性金融商品のうち、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択を行ったものを除き、公正価値で測定し、その変動を損益として認識しております。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関する取引コストは発生時に損益で認識しております。

3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、取引先との取引関係の維持又は強化による収益基盤の拡大を目的として保有する資本性金融商品については、その評価差額をその他の包括利益に認識することを当初認識時に選択しております。その他の包括利益を通じて認識することを選択する場合には、その指定を行い、取消不能なものとして継続的に適用しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を利益剰余金に振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、金融収益として損益で認識しております。

② 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、公正価値から取引コストを控除した金額で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。但し、金融負債である条件付対価については公正価値で再測定し、その変動を損益として認識しております。

③ デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ金融商品を保有しております。デリバティブ取引は、実需に見合う取引に限定し、投機的な取引は一切行わない方針としております。

デリバティブ金融商品は、公正価値で当初認識され、関連する取引コストを発生時に損益として認識しております。当初認識後は、公正価値で再測定し、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品がヘッジ会計の要件を満たすかにより、その変動を以下のように会計処理しております。なお、当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品についてヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しております。

1) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品

当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品の公正価値の変動を損益として認識しております。但し、非支配株主へ付与されたプット・オプションの公正価値の変動については資本剰余金として認識しております。

2) ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたって、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略等のヘッジ手段とヘッジ対象の関係、及びヘッジ関係の有効性の評価方法についてヘッジ開始時に正式に文書化しております。また、ヘッジ手段として指定したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために極めて有効であるかどうかについて、ヘッジ開始時及びその後も継続的に評価を実施しております。

ヘッジ手段から生じる公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は直ちに損益で認識しております。その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額はヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与えるのと同じ期に、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から損益に振り替えております。

ヘッジ手段が失効、売却、終了又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、予定取引の発生がもはや見込まれない場合、又はヘッジの指定を取り消した場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全ての原価が含まれております。

棚卸資産は当初認識後において取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、正味実現可能価額が取得原価を下回る場合にはその差額を評価減として費用認識しております。原価の算定に当たっては、加重平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれております。

有形固定資産の当初認識後の測定においては、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地（一部を除く）及び建設仮勘定を除き、各資産の残存価額控除後の取得原価は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、連結決算日に見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として見積りを変更した期間、及び将来の期間において適用されます。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間において認識しております。

主要な資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	： 3年～50年
機械装置及び運搬具	： 2年～15年
工具器具及び備品	： 2年～20年
賃貸用資産	： 3年～5年

(8) のれん

のれんは、子会社又は事業譲受時に非支配持分の取得価額が被取得企業又は事業の識別可能な取得資産及び負債の純額を上回る場合の超過額を示しております。当初認識時におけるのれんの測定等の詳細は「(2) 企業結合」に記載しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資産、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎期及び減損の兆候を識別した時に、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は損益として認識されますが、戻入は行っておりません。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(9) 無形資産

当初認識時において、個別に取得した無形資産は取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産は、取得日における公正価値で測定しております。

自己創設無形資産については、資産認識の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。資産の認識基準を満たす自己創設無形資産は、認識基準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

無形資産の事後測定においては、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

① 耐用年数を確定できる無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っております。また、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、連結決算日に見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として見積りを変更した期間、及び将来の期間において適用されます。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間において認識しております。

主要な資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

カスタマー・リレーションシップ	： 3年～21年
ソフトウェア	： 3年～10年
テクノロジー	： 8年～18年
その他	： 3年～10年

② 耐用年数を確定できない無形資産

耐用年数を確定できない無形資産は、償却を行わず、毎期及び減損の兆候を識別した時に、減損テストを実施しております。

(10) 研究開発費

研究関連支出については、発生時に費用認識しております。開発関連支出については、信頼性をもって測定することができ、かつ製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産計上しております。それ以外の支出は、発生時に費用認識しております。

(11) リース

当社グループは、実質的にすべてのリスク及び経済的便益が借手に移転するリース契約をファイナンス・リースに分類し、それ以外のリース契約をオペレーティング・リースとして分類しております。

① 借手

ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で連結財政状態計算書に有形固定資産又は無形資産並びに社債及び借入金として計上しております。リースにより使用する資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。また、リース料は、実効金利法に基づきリース債務の返済額と金融費用とに配分し、金融費用は連結損益計算書で認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、支払リース料を連結損益計算書における費用としてリース期間にわたって定額法により認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

② 貸手

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収額を連結財政状態計算書に営業債権及びその他の債権として計上しております。未稼得金融収益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する期間に収益認識しております。

オペレーティング・リース取引の受取リース料は、連結損益計算書における収益としてリース期間にわたって定額法により認識しております。

(12) 非金融資産及び持分法で会計処理されている投資の減損

当社グループは、各連結会計年度において非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産及び退職後給付資産を除く）及び持分法で会計処理されている投資についての減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。但し、のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、每期及び減損の兆候を識別した時に減損テストを実施しております。

減損テストでは、回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行います。資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引引くことにより算定しております。

減損テストの結果、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には減損損失を認識しております。のれんを含む資金生成単位の減損損失の認識に当たっては、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

減損損失の戻入は、過去の期間に認識した減損損失を戻入する可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻入金額は、戻入が発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合における帳簿価額を上限としております。なお、のれんに係る減損損失は戻入は行っておりません。

持分法で会計処理されている投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識せず、持分法で会計処理されている投資を単一の資産として減損の対象としております。

(13) 売却目的で保有する非流動資産又は処分グループ

継続的使用ではなく、売却により回収が見込まれる非流動資産又は処分グループのうち、現在の状態で即時に売却可能で、1年以内に売却する可能性が非常に高い場合には、売却目的で保有する資産又は売却目的で保有する資産に直接関連する負債を処分グループとして他の資産及び負債と区分し、連結財政状態計算書に計上しております。

(14) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

1) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

退職後給付制度に係る資産又は退職後給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した額を連結財政状態計算書に認識しております。また、退職後給付制度の制度資産に係る利息収益、確定給付制度債務に係る利息費用、及び当期勤務費用は純額で損益に認識しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益に一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。また過去勤務費用は発生時に全額損益に認識しております。

2) 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(15) 株式に基づく報酬

① ストック・オプション制度

当社グループは、当社の執行役、取締役（社外取締役を除く）及びグループ業務執行役員に対する報酬制度として、持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。なお、ストック・オプション制度は2016年8月に発行された第12回をもってストック・オプションの新規の付与を行わないことといたしました。

② 業績連動型株式報酬制度

当社グループは、当社の執行役、取締役（社外取締役を除く）、グループ業務執行役員及び技術フェローに対する報酬制度として、持分決済型の役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託を採用しております。また、同信託が有する当社株式は自己株式として認識しております。なお、受け取ったサービスの対価は当社株式の付与日における公正価値を参照して測定し、付与日から権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本剰余金として認識しております。

(16) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の振戻しは金融費用として認識しております。

(17) 収益

通常の営業活動における物品の販売による収益は、返品、値引き及び割戻し控除後の受領する対価の公正価値で測定しております。物品の所有に伴う重要なリスク及び便益が買い手に移転し、物品に関しての継続的な管理上の関与を有しておらず、収益の金額が信頼性をもって測定することができ、対価の回収可能性が高く、関連する原価を合理的に見積ることができる場合に収益を認識しております。

サービスの提供による収益は、収益の金額を信頼性をもって測定でき、取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、期末日における取引の進捗度、取引に関して発生する費用及び取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できる場合に、期末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

物品の販売及びサービスの提供に係る収益の認識基準は、通常個々の取引ごとに適用されますが、個々の取引に複数の識別可能な要素が含まれる場合においては、取引の実質を反映させるため、個々の構成要素ごとに各認識基準を適用しております。

(18) 政府補助金

政府補助金は、当社グループが補助金を受領し、その補助金に付帯する諸条件を遵守することが合理的に確かである場合に、公正価値で繰延収益として当初認識しております。

当初認識後、資産に係る補助金は、資産の耐用年数にわたって定期的に損益として認識しております。収益に係る補助金は、関連する費用を認識した期にその他の収益として損益で認識しております。

(19) 法人所得税

当期税金及び繰延税金は、企業結合に関連するもの及びその他の包括利益又は直接資本の部で認識される項目を除き、連結損益計算書上にて法人所得税費用として表示しております。

その他の包括利益に認識される項目に関する当期税金及び繰延税金は、その他の包括利益として認識しております。

① 当期税金

当期法人所得税は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものであります。

② 繰延税金

繰延法人所得税は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税金控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される年度の税率に則り見積り算定しております。

なお、次の一時差異に対しては、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識における将来加算一時差異
- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上又は税務上のいずれかの損益にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識に係る一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予見可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に一時差異が解消される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合（連結納税を含む）に相殺しております。

4 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

(1) 見積り及び判断

当社グループの連結財務諸表は、経営者の見積り及び判断が含まれております。

見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しております。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しております。

実際の業績は、会計上の見積り及びその基礎となる仮定と異なる場合があります。

(2) 当社グループの連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び判断は以下のとおりであります。

① 非金融資産及び持分法で会計処理されている投資の減損

当社グループは、非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産及び退職後給付資産を除く）及び持分法で会計処理されている投資について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には減損テストを実施しております。但し、のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、毎期及び減損の兆候を識別した時に減損テストを実施しております。

減損テストを実施する際の減損の兆候となる主な要素としては、過去又は見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更もしくは戦略全体の変更、業界・経済トレンドの著しい悪化等があります。

のれんについては、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資産、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎期及び減損の兆候を識別した時に、減損テストを行っております。

減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、当該資産の固有のリスクを反映した税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

回収可能価額の算定方法については「注記3 重要な会計方針 (12) 非金融資産及び持分法で会計処理されている投資の減損」に記載しております。

② 引当金

当社グループは、製品保証引当金や事業構造改善引当金等、様々な引当金を連結財政状態計算書に計上しております。

これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づき計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こり得る結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

引当金の性質及び金額については「注記19 引当金」に記載しております。

③ 従業員給付

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しております。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率等様々な変数についての見積り及び判断が求められます。当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

数理計算上の仮定及び関連する感応度については「注記21 従業員給付」に記載しております。

④ 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を見積り算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産に関連する内容及び金額については「注記15 法人所得税」に記載しております。

⑤ 金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際には、観察可能な市場データに基づかないインプットを利用する評価技法を用いております。観察可能な市場データに基づかないインプットは、将来の不確実な経済状況の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合に、連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容及び金額については「注記32 金融商品」に記載しております。

5 事業セグメント

(1) 報告セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、製品・サービス別の事業部門を置き、各事業部門は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従来、報告セグメントを「情報機器事業」、「ヘルスケア事業」、「産業用材料・機器事業」の3つの区分としておりましたが、当連結会計年度より、「オフィス事業」、「プロフェッショナルプリント事業」、「ヘルスケア事業」、「産業用材料・機器事業」の4つの区分に変更しました。

この変更は、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画「SHINKA 2019」の戦略推進のための組織改編を反映したものであります。「SHINKA 2019」では、事業を「基盤事業」、「成長事業」と経営基盤を中期的に構築していく「新規事業」に分け、「基盤事業」及び「成長事業」を4つの報告セグメントに区分し、「新規事業」については「その他」に含めております。この変更に伴い、従来の「情報機器事業」を「オフィス事業」、「プロフェッショナルプリント事業」の2つのセグメントに分け、従来「情報機器事業」に含めておりました産業用インクジェットのコンポーネントユニットを「産業用材料・機器事業」に報告セグメントを変更しております。

前連結会計年度のセグメント情報につきましては、変更後の区分方法に基づき作成したものを記載しております。

各報告セグメントの事業内容は以下のとおりであります。

	事業内容
オフィス事業	複合機及び関連消耗品の開発・製造・販売、関連ソリューション・サービスの提供
プロフェッショナルプリント事業	デジタル印刷システム・関連消耗品の開発・製造・販売、各種印刷サービス・ソリューション・サービスの提供
ヘルスケア事業	画像診断システム（デジタルX線画像診断、超音波画像診断システム等）の開発・製造・販売・サービスの提供、医療のデジタル化・ネットワーク化・ソリューション・サービスの提供
産業用材料・機器事業	<材料・コンポーネント分野> 液晶ディスプレイに使用されるTACフィルム、有機EL照明、産業用インクジェットヘッド、産業・プロ用レンズ等の開発・製造・販売
	<産業用光学システム分野> 計測機器等の開発・製造・販売

(2) 報告セグメント情報

報告セグメントの会計処理の方法は、「注記3 重要な会計方針」で記載している当社グループの会計方針と同一であります。

当社グループの報告セグメントごとの情報は以下のとおりであります。なお、セグメント利益は、営業利益であります。

前連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	オフィス事業	プロフェッショナルプリント事業	ヘルスケア事業	産業用材料・機器事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	558,226	203,969	89,940	101,552	953,688	8,866	962,555
セグメント間の内部売上高（注）	2,434	330	873	4,347	7,986	22,971	30,957
計	560,661	204,299	90,814	105,899	961,674	31,838	993,513
セグメント利益(△損失)	44,346	8,254	2,863	22,033	77,499	△9,008	68,491
その他の項目							
減価償却費及び償却費	23,550	8,992	4,000	8,923	45,467	199	45,667
非金融資産の減損損失	113	53	0	124	292	—	292

(注) セグメント間の内部売上高は市場価格等に基づいております。

当連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	オフィス事業	プロフェッショナルプリント事業	ヘルスケア事業	産業用材料・機器事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	583,886	214,256	96,513	118,247	1,012,904	18,351	1,031,256
セグメント間の内部売上高（注）	1,838	349	1,046	4,913	8,148	20,792	28,940
計	585,724	214,606	97,560	123,161	1,021,052	39,144	1,060,197
セグメント利益(△損失)	44,905	9,279	5,572	23,454	83,212	△14,850	68,361
その他の項目							
減価償却費及び償却費	25,224	9,574	4,038	8,173	47,011	3,487	50,498
非金融資産の減損損失	9	360	—	—	369	223	592

(注) セグメント間の内部売上高は市場価格等に基づいております。

報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
報告セグメント計	961,674	1,021,052
「その他」の区分の売上高	31,838	39,144
報告セグメントとその他の合計	993,513	1,060,197
調整額(注)	△30,957	△28,940
連結財務諸表の売上高	962,555	1,031,256

(注) 調整額はセグメント間取引消去であります。

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
報告セグメント計	77,499	83,212
「その他」の区分の利益(△損失)	△9,008	△14,850
報告セグメントとその他の合計	68,491	68,361
調整額(注)	△18,356	△14,517
連結財務諸表の営業利益	50,135	53,844

(注) 調整額は、セグメント間取引消去及び報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費からなる全社費用であります。なお、報告セグメントに帰属しないその他の収益及びその他の費用を含めております。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額(注)		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費及び償却費	45,467	47,011	199	3,487	6,136	5,759	51,804	56,257
非金融資産の減損損失	292	369	—	223	89	—	382	592

(注) 減価償却費及び償却費並びに減損損失の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない設備に係るものであります。

(3) 地域別情報

外部顧客への売上高の地域別内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
日本	192,297	196,393
米国	249,669	271,547
欧州	299,902	324,744
中国	73,211	80,467
アジア	72,114	79,161
その他	75,359	78,942
合計	962,555	1,031,256

(注) 売上高は顧客の所在国を基礎として分類しております。但し、個別に重要な国がない場合は地域として分類しております。

非流動資産（金融資産、繰延税金資産、退職後給付資産を除く）の帳簿価額の地域別内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

非流動資産	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
日本	205,495	206,108
米国	73,310	194,027
欧州	95,391	101,845
中国	17,109	17,521
アジア	14,059	13,295
その他	4,768	4,229
合計	410,135	537,029

(4) 主要な顧客に関する情報

売上高の10%以上を占める単一の外部顧客との取引はありません。

6 企業結合

前連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(MOBOTIX AGの株式の取得)

(1) 企業結合の概要

当社グループは、2016年5月10日にドイツのMOBOTIX AG（以下「MOBOTIX社」）の株式の65.5%（議決権所有比率65.5%）を現金により取得いたしました。MOBOTIX社はネットワーク監視カメラとビデオマネジメントソフトウェアのメーカーであります。

今回の買収を通じて、MOBOTIX社が持つ分散処理型（エッジコンピューティング）IPカメラ、画像データ圧縮技術、画像データ解析技術の獲得を図ります。

(2) 取得日における支払対価の公正価値、取得資産・引受負債の認識額

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	
現金	21,568
取得資産・引受負債の認識額	
現金及び現金同等物	219
営業債権及びその他の債権	2,123
棚卸資産	1,847
有形固定資産	2,451
無形資産	7,381
その他の資産	526
営業債務及びその他の債務	△1,150
社債及び借入金	△1,449
繰延税金負債	△2,182
その他の負債	△495
合計	9,271
非支配持分（注2）	3,198
のれん（注3）	15,495

(注1) 条件付対価はありません。

(注2) 非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しております。

(注3) のれんは、主に超過収益力を反映したものであり、税務上損金算入が見込まれるものではありません。

(3) 取得関連コスト

当企業結合に係る取得関連コスト521百万円は、「販売費及び一般管理費」にて費用処理しております。なお、前連結会計年度に発生した79百万円は前連結会計年度に費用処理しております。

(4) 取得日からの業績

当該会社の企業結合が当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

(5) プロフォーマ情報（非監査情報）

当該会社の企業結合が当連結会計年度期首である2016年4月1日に行われたと仮定した場合のプロフォーマ情報は、当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(Ambry Genetics Corporationの買収)

(1) 企業結合の概要

当社グループは、2017年10月18日に、米国で遺伝子検査事業を展開するAmbry Genetics Corporation（以下「Ambry社」）買収のために、株式会社産業革新機構（以下「INCJ」）と共同で出資したKonica Minolta PM., Inc.（以下「SPC1」）の完全子会社であるKonica Minolta Geno., Inc.（以下「SPC2」）とAmbry社との間でAmbry社を存続会社とする合併を行いました。

合併対価としてAmbry社の株主には現金を交付し、SPC1が保有するSPC2の株式を存続会社の株式に転換することにより、Ambry社を子会社化しました。

本取引実施後のAmbry社に対する持分比率は、当社グループが60%、INCJが40%となります。

Ambry社は、最先端の遺伝子診断技術を持ち、高度な商品開発力、多様な検査項目、高い検査処理能力、遺伝子カウンセラーチャンネルでの圧倒的な強さを背景に、成長著しいがん領域を中心とした米国の遺伝子検査市場におけるリーダー的存在です。同社は、世界で初めて診断を目的としたエクソーム解析試験を始め、遺伝性及び非遺伝性の腫瘍、心臓疾患、呼吸器疾患、及び神経疾患など多数の臨床分野向け遺伝子検査を提供しており、カリフォルニア州に所有する最先端の大規模ラボにおいて、100万件を超える遺伝子検査の実績を持っております。

Ambry社の買収により、Ambry社のもつ最先端の遺伝子診断技術、パイオインフォマティクスを駆使した高度なIT解析技術、最新鋭で大規模な検体検査ラボ、高収益なサービス事業を取得し、さらに当社の固有技術であるタンパク質高感度定量検出技術（HSTT）とAmbry社の遺伝子診断技術を合わせることで、患者のグループ化や新薬開発で欠かせないコア技術を強化し、プレジジョン・メディシン分野でのグローバル成長を図ります。

(2) 取得日における支払対価の公正価値、取得資産・引受負債の認識額

(単位：百万円)

支払対価の公正価値（注1）	
現金	86,591
未払額（注2）	2,289
条件付対価	1,914
合計	90,796
取得資産・引受負債の認識額	
現金及び現金同等物	2,162
営業債権及びその他の債権	2,991
棚卸資産	474
有形固定資産	4,052
無形資産	35,494
その他の資産	2,629
営業債務及びその他の債務	△723
社債及び借入金	△1,995
繰延税金負債	△13,289
その他の負債	△2,761
合計	29,035
のれん（注3）	61,760

(注1) 支払対価の公正価値には、非支配株主からの払込み額が含まれております。なお、非支配持分についてはプット・オプションが付されているため金融負債への振替を行っており、当該金融負債の公正価値と振替額35,419百万円との差額は資本剰余金として処理しております。

(注2) 2018年3月31日時点で未払いの金額であります。

(注3) のれんは、主に超過収益力及び取得から生じることが期待されるシナジー効果を反映したものであり、税務上損金算入が見込まれるものではありません。

(注4) 2018年3月31日に終了した3ヶ月間において、取得対価の価格調整及び配分の見直しにより、取得日における支払対価の公正価値及び資産・負債の金額を修正しております。主な修正の内容は、未払額の増加2,289百万円及びのれんの増加2,206百万円であります。なお、取得対価の調整及び識別可能な資産及び負債の公正価値に基づく取得対価の配分は未了であり、上記金額は暫定的な金額であります。

(3) 条件付対価

当企業結合における条件付対価は、Ambry社の取得日後2ヶ年度の業績達成度合いに応じて追加で対価を支払う契約に基づき算定しており、最大200百万米ドルの支払いが発生する可能性があります。当条件付対価の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しています。

当連結会計年度の条件付対価の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2017年4月1日時点の残高	—
企業結合	1,914
決済	—
公正価値の変動	△573
為替レートの変動の影響	△65
2018年3月31日時点の残高	1,274

(4) 取得関連コスト

当企業結合に係る取得関連コスト2,129百万円は、「販売費及び一般管理費」にて費用処理しております。なお、前連結会計年度に発生した138百万円は前連結会計年度に費用処理しております。

(5) 取得日からの業績

当該会社の企業結合が当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響額は、売上高6,196百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失643百万円であります。

(6) プロフォーマ情報（非監査情報）

当該会社の企業結合が当連結会計年度期首である2017年4月1日に行われたと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響額は、売上高17,287百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失622百万円であります。

(Invicro, LLCの持分の取得)

(1) 企業結合の概要

当社グループは、2017年11月10日に、米国の創薬支援企業であるInvicro, LLC（以下「Invicro社」）の持分の95%を現金により取得しました。

Invicro社は、高度な数値解析技術、身体の状態を反映する指標となるバイオマーカーの探索技術に強みを持つ創薬支援のイメージングCRO（医薬品開発支援業務受託機関）です。

Invicro社の買収は、先のAmbry社の買収と共に、当社のプレジジョン・メディシン分野への参入の要となります。当社の固有技術であるタンパク質高感度定量検出技術（HSTT）、Ambry社のグローバルトップレベルの遺伝子診断技術、Invicro社が持つ数値解析技術、バイオマーカー探索技術、画像処理技術、製薬企業への提案力を統合し、新薬開発の飛躍的な生産性向上、患者のQuality of Life向上、国民が負担する医療費高騰の抑制に貢献するとともに、新たな高収益事業への育成を図ります。

(2) 取得日における支払対価の公正価値、取得資産・引受負債の認識額

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	
現金	31,143
取得資産・引受負債の認識額	
現金及び現金同等物	261
営業債権及びその他の債権	1,759
棚卸資産	34
有形固定資産	1,306
無形資産	10,643
その他の資産	398
営業債務及びその他の債務	△570
社債及び借入金	△1,564
その他の負債	△2,267
合計	10,002
非支配持分（注2）	500
のれん（注3）	21,640

(注1) 条件付対価はありません。

(注2) 非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しております。

(注3) のれんは、主に超過収益力及び取得から生じることが期待されるシナジー効果を反映したものであります。なお、損金算入可能と見込まれる税務上ののれんの金額は14,401百万円であります。

(注4) 2018年3月31日に終了した3ヶ月間において、取得対価の配分により、取得日における資産及び負債の金額を修正しております。主な修正の内容は、無形資産の増加9,527百万円、非支配持分の増加482百万円、のれんの減少9,163百万円であります。なお、取得対価の調整及び識別可能な資産及び負債の公正価値に基づく取得対価の配分は未了であり、上記金額は暫定的な金額であります。

(3) 取得関連コスト

当企業結合に係る取得関連コスト328百万円は、「販売費及び一般管理費」にて費用処理しております。

(4) 取得日からの業績

当該会社の企業結合が当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

(5) プロフォーマ情報（非監査情報）

当該会社の企業結合が当連結会計年度期首である2017年4月1日に行われたと仮定した場合のプロフォーマ情報は、当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

7 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
受取手形及び売掛金	204,564	223,095
ファイナンス・リース債権	32,156	32,876
その他	12,006	13,620
控除：貸倒引当金	△5,533	△6,139
合計	243,195	263,453

8 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
商品及び製品	104,700	105,038
仕掛品	10,691	11,072
原材料及び貯蔵品（注1）	20,629	23,425
合計	136,020	139,536

(注1) 原材料には保守用のスペアパーツ等各連結会計年度末から12ヶ月を超えて使用されるものが一部含まれておりますが、正常営業循環期間内で保有するものであるため棚卸資産に含まれております。

(注2) 当連結会計年度に費用として認識された棚卸資産の取得価額は主に「売上原価」に含まれております。

(注3) 当連結会計年度に正味実現可能価額まで評価減した棚卸資産の金額は、2,247百万円（前連結会計年度2,220百万円）であり、「売上原価」に含まれております。

9 その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
貸付金	165	70
投資有価証券	27,872	28,714
敷金保証金	6,522	6,878
デリバティブ金融資産	7,764	1,221
その他	12,806	12,662
控除：貸倒引当金	△665	△613
合計	54,466	48,934
流動	6,924	1,427
非流動	47,542	47,507

10 有形固定資産

有形固定資産の帳簿価額の増減は、以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	賃貸用資産	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度期首 (2016年4月1日)	187,854	211,416	166,492	44,997	31,572	8,408	650,743
取得	785	1,939	10,325	7,353	3	18,429	38,837
企業結合による取得	1,694	1,255	796	13	102	23	3,884
建設仮勘定振替	7,009	11,202	4,472	5	—	△22,690	—
処分	△1,554	△6,791	△9,130	△6,648	△421	△271	△24,817
その他	1,130	1,742	1,579	△1,993	632	△230	2,860
為替レートの変動の影響	△1,512	△1,212	△2,633	△1,703	△101	△18	△7,181
前連結会計年度 (2017年3月31日)	195,408	219,553	171,902	42,024	31,788	3,650	664,327
取得	841	2,388	11,421	7,409	—	13,697	35,758
企業結合による取得	2,129	897	2,180	—	256	—	5,463
建設仮勘定振替	3,464	5,107	4,854	—	37	△13,463	—
処分	△4,745	△8,223	△11,127	△4,156	△551	△39	△28,844
その他	4,444	△389	2,843	△2,003	297	148	5,340
為替レートの変動の影響	524	578	969	1,289	22	9	3,393
当連結会計年度 (2018年3月31日)	202,066	219,911	183,044	44,563	31,850	4,002	685,438

(注) その他は、科目振替等であります。

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	賃貸用資産	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度期首 (2016年4月1日)	△120,399	△178,730	△132,340	△30,433	△1,434	△82	△463,421
減価償却費	△5,629	△9,061	△14,946	△5,435	△10	—	△35,082
減損損失	△109	△211	△17	△42	—	—	△382
処分	1,361	6,057	8,399	6,315	42	—	22,176
その他	△415	△1,544	△1,062	1,390	△0	59	△1,572
為替レートの変動の影響	874	832	1,819	1,003	6	—	4,536
前連結会計年度 (2017年3月31日)	△124,318	△182,658	△138,149	△27,201	△1,395	△23	△473,746
減価償却費	△5,919	△9,597	△15,764	△6,508	△10	—	△37,801
減損損失	—	△0	△226	△12	—	—	△239
処分	3,317	7,767	10,266	3,689	9	—	25,050
その他	△763	△12	△3,855	1,330	0	—	△3,301
為替レートの変動の影響	△356	△529	△813	△754	△5	△1	△2,460
当連結会計年度 (2018年3月31日)	△128,040	△185,030	△148,542	△29,457	△1,402	△24	△492,497

(注) その他は、科目振替等であります。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	賃貸用資産	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度 (2017年3月31日)	71,090	36,894	33,753	14,822	30,392	3,627	190,580
当連結会計年度 (2018年3月31日)	74,026	34,881	34,502	15,105	30,447	3,978	192,941

有形固定資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

リース資産の帳簿価額

(単位：百万円)

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	賃貸用資産	土地
前連結会計年度 (2017年3月31日)	266	478	595	2,053	891
当連結会計年度 (2018年3月31日)	733	679	1,477	2,149	1,161

11 のれん及び無形資産

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は、以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	カスタマー・ リレーション シップ	ソフトウェア	テクノロジー	その他 (注)	合計
前連結会計年度期首 (2016年4月1日)	115,098	48,005	57,554	—	26,577	247,235
取得	—	—	1,910	—	6,859	8,770
企業結合による取得	25,939	4,356	355	6,954	7,025	44,631
処分	—	—	△5,055	—	△38	△5,093
その他	2,142	△1,666	7,308	—	△6,285	1,498
為替レートの変動の影響	△2,386	△1,132	△983	△275	△1,622	△6,400
前連結会計年度 (2017年3月31日)	140,792	49,562	61,090	6,679	32,516	290,641
取得	—	—	1,783	—	9,037	10,821
企業結合による取得	85,294	7,098	247	33,925	5,779	132,345
処分	—	—	△7,393	—	△915	△8,308
その他	△103	△371	7,920	—	△5,054	2,391
為替レートの変動の影響	△2,031	△1,578	594	△865	1,079	△2,801
当連結会計年度 (2018年3月31日)	223,952	54,711	64,242	39,739	42,444	425,089

(注) ソフトウェア仮勘定は無形資産の「その他」に含まれております。

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	カスタマー・ リレーション シップ	ソフトウェア	テクノロジー	その他 (注1)	合計
前連結会計年度期首 (2016年4月1日)	—	△23,034	△37,697	—	△8,112	△68,844
償却費(注2)	—	△4,842	△9,040	△689	△2,149	△16,721
処分	—	—	4,953	—	18	4,972
その他	—	△28	△275	—	△893	△1,197
為替レートの変動の影響	—	407	642	△12	△310	727
前連結会計年度 (2017年3月31日)	—	△27,497	△41,417	△701	△11,447	△81,063
償却費(注2)	—	△4,692	△9,232	△1,643	△2,888	△18,456
減損損失	△353	—	—	—	—	△353
処分	—	—	7,312	—	656	7,968
その他	—	101	△71	—	△581	△551
為替レートの変動の影響	4	987	△390	△59	△475	66
当連結会計年度 (2018年3月31日)	△348	△31,101	△43,799	△2,403	△14,737	△92,390

(注1) ソフトウェア仮勘定は無形資産の「その他」に含まれております。

(注2) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	カスタマー・ リレーション シップ	ソフトウェア	テクノロジー	その他 (注1)	合計
前連結会計年度 (2017年3月31日)	140,792	22,065	19,673	5,978	21,068	209,577
当連結会計年度 (2018年3月31日)	223,603	23,610	20,442	37,335	27,707	332,699

(注1) ソフトウェア仮勘定は無形資産の「その他」に含まれております。

(注2) 当連結会計年度における無形資産の帳簿価額には、耐用年数を確定できない無形資産4,833百万円が含まれております。そのうち、主なものは当連結会計年度におけるAmbyry社の買収に係る商標権であり、事業が継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないものと判断しております。

(注3) 当連結会計年度における無形資産の帳簿価額には、自己創設無形資産537百万円が含まれております。

12 非金融資産の減損損失

(1) 減損損失

当社グループは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しております。減損損失は、連結損益計算書のその他の費用に含まれております。

減損損失の資産別内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
有形固定資産	382	239
のれん	—	353
合計	382	592

(2) のれんの減損テスト

当連結会計年度におけるのれんのうち、重要なものは、当社がミノルタ株式会社との経営統合の際に発生したのれんのうちオフィス事業に配分したのれん及びAmbyry社買収により発生したのれんであります。

①ミノルタ株式会社との経営統合に係るのれん

ミノルタ株式会社との経営統合に係るのれん46,208百万円のうちオフィス事業に配分したのれんの当連結会計年度の帳簿価額は31,568百万円であります。オフィス事業以外に配分したのれんの金額はのれんの連結財務諸表計上額に比して重要ではないと判断しております。なお当連結会計年度の組織改編に伴い、のれんを再配分しています。

減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は、取締役会において承認された3年間の事業計画と成長率を基礎とした見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。承認された事業計画を超える期間の見積りに用いた成長率は、資金生成単位が属する市場の長期平均成長率を基礎として決定しております。当連結会計年度の使用価値の測定に使用した成長率は1.0%、税引前割引率は8.9%であります。減損テストを実施した結果、当該のれんに係る減損損失は認識しておりません。

減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、当該資金生成単位において、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

②Ambyry社買収に係るのれん

Ambyry社買収に係るのれんの当連結会計年度の帳簿価額は58,927百万円であります。当連結会計年度において、取得対価の調整及び識別可能な資産及び負債の公正価値に基づく取得対価の配分が未了であるため、当該のれんの資金生成単位への配分も完了しておらず、減損テストは実施しておりません。

13 持分法で会計処理されている投資

(1) 関連会社に対する投資

関連会社に関する情報は次のとおりであります。なお、当社グループにとって重要な関連会社はありません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
持分法で会計処理されている投資の帳簿価額	3,489	3,195

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
持分法による投資利益 (△は損失)	△66	△317
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	△18	27
当期包括利益合計	△84	△290

(2) 共同支配企業に対する投資

共同支配企業に関する情報は次のとおりであります。なお、当社グループにとって重要な共同支配企業はありません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
持分法で会計処理されている投資の帳簿価額	—	405

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
持分法による投資利益 (△は損失)	—	△329
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	—	—
当期包括利益合計	—	△329

14 リース

(1) 借手

①ファイナンス・リース

当社グループは、ファイナンス・リース契約に基づき様々な有形固定資産を賃借しております。一部のリース契約には、更新又は購入選択権が含まれております。サブリース契約及びエスカレーション条項並びにリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額及びそれらの現在価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	最低支払リース料総額		最低支払リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	2,735	2,821	2,578	2,734
1年超5年以内	4,237	4,198	3,964	3,902
5年超	61	244	58	241
合計	7,034	7,264	6,601	6,878
将来財務費用	432	385		
現在価値	6,601	6,878		

②オペレーティング・リース

当社グループは、解約不能オペレーティング・リース契約に基づき様々な有形固定資産を賃借しております。

また、当社は一部の資産を売却し、リースバックしております。リースバックした資産について、当社が継続的に関与することとなる取引条件、義務、契約条項又は状況はありません。

当連結会計年度における連結損益計算書に計上された賃借料の金額は、12,237百万円（前連結会計年度10,637百万円）であります。

解約不能オペレーティング・リース契約に基づく将来の最低支払リース料は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	10,327	10,789
1年超5年以内	20,670	24,219
5年超	2,177	14,739
合計	33,175	49,748

(2) 貸手

①ファイナンス・リース

当社グループは、ファイナンス・リース契約に基づき主に情報機器を賃貸しております。

ファイナンス・リース契約に基づくリース投資未回収総額及び将来の最低受取リース料総額の現在価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	リース投資未回収総額		最低受取リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	13,499	14,544	12,438	13,381
1年超5年以内	21,551	21,025	19,626	19,444
5年超	94	54	91	50
合計	35,144	35,624	32,156	32,876
未稼得金融収益	2,987	2,748		
現在価値	32,156	32,876		

(注1) 上記リース取引について重要な無保証残存価値の設定はありません。

(注2) ファイナンス・リース債権に対する重要な貸倒引当金の計上はありません。

②オペレーティング・リース

当社グループは、解約不能オペレーティング・リース契約に基づき主に情報機器を賃貸しております。

解約不能オペレーティング・リース契約に基づく将来の最低受取リース料は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	4,143	4,524
1年超5年以内	5,185	6,377
5年超	0	0
合計	9,329	10,902

15 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

① 認識された繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
従業員給付関連	25,984	21,983
有形固定資産	4,249	3,893
のれん及び無形資産	△533	△10,767
棚卸資産	10,494	9,830
その他	254	607
繰越欠損金	20,840	18,427
控除：評価性引当額	△18,381	△18,992
合計	42,907	24,981
繰延税金資産	48,129	37,540
繰延税金負債	5,222	12,558

繰延税金資産の純額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	55,609	42,907
損益を通じて認識	△5,797	△3,820
その他の包括利益を通じて認識	△3,941	△2,482
企業結合	△3,753	△12,777
その他	790	1,155
期末残高	42,907	24,981

② 繰延税金資産を認識していない一時差異等

当社グループは、将来減算一時差異、将来課税所得計画及びタックス・プランニングを考慮して繰延税金資産を認識しております。その上で繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び繰越欠損金は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
将来減算一時差異	5,184	7,607
繰越欠損金	52,692	45,308

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の繰越期限は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
5年以内	37,470	39,594
5年超	15,222	5,713
計	52,692	45,308

当社グループは、当社グループが一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予見可能な将来に一時差異が解消しない可能性が高い場合には、当該一時差異に関連する繰延税金負債を認識しておりません。当連結会計年度において、繰延税金負債として認識されていない子会社及び関連会社に対する投資に係る一時差異の総額は21,621百万円（前連結会計年度18,199百万円）であります。

(2) 法人所得税費用

① 損益で認識された法人所得税費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期法人所得税費用	12,058	13,096
繰延法人所得税費用		
一時差異の増減（△は増加）	835	756
繰越欠損金の増減（△は増加）	1,944	2,808
評価性引当額の増減（△は減少）	3,017	255
計	5,797	3,820
合計	17,856	16,916

② その他の包括利益で認識された法人所得税

その他の包括利益で認識された法人所得税は、「注記30 その他の包括利益」にて記載しております。

③ 税率調整

当社及び国内子会社は、主に法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した日本における法定実効税率は、2017年3月期及び2018年3月期においては30.86%、2019年3月期以降においては30.62%となっております。

在外営業活動体については、その納税管轄地における法人所得税が課されております。

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
評価性引当額	7.2%	△1.1%
課税所得計算上加算されない収益	△0.5%	△3.5%
課税所得計算上減算されない費用	2.0%	1.8%
在外営業活動体との税率差異	△1.0%	△1.8%
試験研究費等の税額控除	△2.3%	△1.5%
繰越欠損金の期限切れ	— %	3.8%
税制改正による期末繰延税金資産の修正	— %	1.5%
その他	△0.2%	4.4%
税効果会計適用後の平均実際負担税率	36.2%	34.4%

16 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
支払手形及び買掛金	95,703	101,397
設備関連債務	4,947	5,729
未払金	54,931	65,337
その他	508	1,532
合計	156,090	173,996

17 社債及び借入金

社債及び借入金の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)	利率 (%) (注1)	返済期限
短期借入金	19,513	6,822	1.686	—
1年内償還予定の社債(注3)	10,000	20,000	0.902	—
1年内返済予定の長期借入金	9,202	3,579	1.380	—
1年内返済予定のリース債務	2,578	2,734	—	—
社債(注2)(注3)	20,000	39,811	0.274	—
長期借入金(注2)	120,195	216,575	1.119	2019年4月～ 2077年10月
リース債務(注2)	4,023	4,143	—	2019年4月～ 2026年9月
合計	185,512	293,667		
流動	41,294	33,136		
非流動	144,218	260,530		

(注1) 利率については、期末残高の加重平均利率を記載しております。

(注2) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、「注記32 金融商品」に記載しております。

(注3) 社債の銘柄ごとの帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)	利率 (%)	償還期限
当社	第2回無担保社債	2010年12月2日	10,000	—	0.956	2017年12月1日
〃	第4回無担保社債	2011年12月2日	20,000	20,000	0.902	2018年11月30日
〃	第5回無担保社債	2017年12月15日	—	9,959	0.060	2020年12月15日
〃	第6回無担保社債	2017年12月15日	—	14,930	0.300	2024年12月13日
〃	第7回無担保社債	2017年12月15日	—	14,921	0.390	2027年12月15日
合計	—	—	30,000	59,811	—	—

18 財務活動から生じた負債の増減

財務活動から生じた負債の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	社債及び借入金				デリバティブ 負債 (△は資産)	非支配株主 に付与され たプット・ オプション	合計
	短期借入金	長期借入金	社債	リース債務			
前連結会計年度 (2017年3月31日)	19,513	129,397	30,000	6,601	268	1,739	187,520
キャッシュ・フロー 為替変動の影響額	△15,187	95,434	30,000	△3,047	261	—	107,460
公正価値の変動	1,795	△2,487	—	370	—	—	△321
その他	—	—	—	—	3,719	△1,031	2,688
当連結会計年度 (2018年3月31日)	700	△2,189	△188	2,954	—	54,136	55,412
当連結会計年度 (2018年3月31日)	6,822	220,154	59,811	6,878	4,249	54,844	352,760

19 引当金

引当金の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	製品保証引当金 (注1)	事業構造改善引 当金(注2)	資産除去債務 (注3)	その他 (注4)	合計
前連結会計年度 (2017年3月31日)	1,552	1,077	892	3,273	6,795
増加額	1,637	3,111	3,186	2,635	10,571
目的使用による減少額	△779	△982	△10	△2,093	△3,866
戻入れによる減少額	△570	—	—	△368	△939
為替レートの変動の影響	22	74	△0	102	199
当連結会計年度 (2018年3月31日)	1,863	3,281	4,067	3,549	12,760
流動	1,863	3,281	91	3,236	8,472
非流動	—	—	3,975	312	4,288

(注1) 製品保証引当金は、当社グループが製品の信頼性や性能に対して保証を与えた場合に設定され、過去の発生水準に基づき算定しております。将来における発生水準は、過去の実績と異なる可能性があります、発生水準の変化が引当金額に重要な影響を与えることは想定しておりません。

(注2) 事業構造改善引当金は、当社グループ事業の収益性改善のための合理化及び事業再編に係る費用を計上しております。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

(注3) 資産除去債務は、当社グループが使用する賃貸事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる額を計上しております。これらの債務は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

(注4) その他には訴訟損失引当金等が含まれております。

20 その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
デリバティブ金融負債(注)	4,672	60,345
条件付対価	—	1,274
その他	61	35
合計	4,734	61,656
流動	372	1,874
非流動	4,362	59,781

(注) デリバティブ金融負債には、非支配株主へ付与されたプット・オプション54,844百万円(前連結会計年度1,739百万円)が含まれております。

21 従業員給付

当社グループは、確定給付制度として、企業年金制度及び退職一時金制度を、確定拠出制度として、企業型確定拠出年金制度を設けております。これらの年金制度は、一般的な投資リスク、利率リスク等に晒されていますが、重要性はないものと判断しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

国内の企業年金制度においては、積立基準、受託者責任、情報開示等の統一的な規約があり、年金資産の運用に関する基本方針に基づき、運用方針及び結果について、担当役員及び所管部門が適時にミーティングを行っております。会社の財務状況や資産運用の見通し等を基に3年ごとに財政再計算を行い、積立基準に満たない場合は掛金の引上げを行います。なお、当社は制度資産として退職給付信託を設定しております。

制度資産は当社グループより法的に分離されており、資産運用受託者は制度資産に対し責任を負い、年金制度加入者等に対する忠実義務、分散投資義務等の運営上の責任、及び利益相反行為の禁止を義務付けられております。

(1) 確定給付制度

確定給付制度の連結財政状態計算書上の金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
確定給付制度債務の現在価値	189,778	183,465
制度資産の公正価値	128,692	132,021
連結財政状態計算書上の負債及び資産の純額	61,086	51,444
確定給付負債	61,267	51,599
確定給付資産	181	154

確定給付制度債務の現在価値の変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	189,343	189,778
当期勤務費用	5,765	5,650
過去勤務費用	97	67
利息費用	1,688	1,831
再測定：		
人口統計上の仮定の変更による数理差異	34	△1,555
財務上の仮定の変更による数理差異	3,960	1
給付支払額	△8,176	△13,203
清算に係る給付支払額	△42	△118
企業結合及び処分の影響	45	—
為替換算調整及びその他の変動	△2,937	1,013
期末残高	189,778	183,465

(注) 当連結会計年度末における確定給付制度債務の加重平均支払期間は、12年となっております。

制度資産の公正価値の変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	121,623	128,692
利息収益	1,254	1,382
再測定：		
制度資産に係る収益の純額	6,938	4,409
事業主による拠出額	7,882	7,539
給付支払額	△6,563	△10,435
為替換算調整及びその他の変動	△2,442	432
期末残高	128,692	132,021

(注) 翌連結会計年度における制度資産への拠出予定額は、7,764百万円であります。

制度資産の公正価値の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)			当連結会計年度 (2018年3月31日)		
	活発な市場での市場価格			活発な市場での市場価格		
	あり	なし	合計	あり	なし	合計
国内株式	21,124	485	21,610	23,493	1,382	24,875
海外株式	16,794	4,859	21,653	12,513	8,713	21,226
国内債券	1,786	265	2,051	2,659	799	3,458
海外債券	17,630	2,714	20,344	21,559	4,164	25,723
退職給付信託（国内株式）	10,289	—	10,289	8,872	—	8,872
生保一般勘定	—	9,112	9,112	—	9,235	9,235
現金及び現金同等物	20,968	—	20,968	11,687	—	11,687
その他	12,595	10,066	22,661	14,969	11,970	26,939
合計	128,692			132,021		

(注1) 制度資産は株式、債券、デリバティブ等により運用されております。

(注2) 当社の確定給付制度への出資方針は、確定給付制度債務の支払いを将来にわたり確実にを行うために、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的としております。具体的には、税法上の損金算入限度額、制度資産の積立状態、数理計算等の様々な要因を考慮の上、確定給付企業年金に係る規約に定めるところにより、掛金を毎事業年度1回拠出する必要があります。また、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、3年ごとに財政再計算が行われます。さらに、給付に充てる積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合は、一定の金額を掛金として拠出することが求められます。

確定給付制度債務の測定に用いられる主な数理計算上の仮定は、以下のとおりであります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
割引率	0.42	0.37

主な数理計算上の仮定が0.5%増減した場合の確定給付制度債務への影響額は、以下のとおりであります。計算にあたり用いた仮定以外の変数は一定として算定しており、実際には、個々の仮定は経済指標や状況の変化の影響を同時に受けることから、独立して、又は相互的に変動することが想定され、それらの変動により確定給付制度債務へ与える実際の影響額は異なる可能性があります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)		当連結会計年度 (2018年3月31日)	
	増加	減少	増加	減少
割引率影響額	△6,593	7,302	△6,440	7,132

(2) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る費用は、当連結会計年度は5,011百万円（前連結会計年度4,826百万円）であります。

(3) その他の従業員給付

一部の米国子会社において、Supplemental Executive Retirement Plan (SERP) を採用しております。当該制度から生じる債務は、当連結会計年度は3,140百万円（前連結会計年度2,845百万円）であり、その他の非流動負債として計上しております。

22 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

(単位：株)

	授權株式数	発行済株式数 (注1) (注2)	自己株式 (注3)
2016年4月1日時点の残高	1,200,000,000	502,664,337	7,188,993
増加	—	—	3,888
減少	—	—	151,799
2017年3月31日時点の残高	1,200,000,000	502,664,337	7,041,082
増加	—	—	1,279,020
減少	—	—	144,127
2018年3月31日時点の残高	1,200,000,000	502,664,337	8,175,975

(注1) 当社の発行する株式は無額面普通株式であります。

(注2) 発行済株式は全額払込済となっております。

(注3) 2018年3月31日時点の残高には、当連結会計年度において役員報酬BIP信託により取得した当社株式1,274,000株が含まれております。

(2) 資本剰余金

会社法では、株式の発行に対するの払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当することができ、また株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(4) その他の資本の構成要素

(単位：百万円)

	確定給付制度の再測定 (注1)	公正価値で測定する金融資産の純変動 (注2)	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動 (注3)	在外営業活動体の換算差額 (注4)	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分 (注5)	合計
2016年4月1日時点の残高	—	4,391	△1,067	19,872	7	23,204
増減	1,519	3,958	697	△12,142	△18	△5,985
利益剰余金への振替	△1,519	△13	—	—	—	△1,533
2017年3月31日時点の残高	—	8,336	△369	7,730	△11	15,685
増減	2,985	1,044	232	△2,586	27	1,703
利益剰余金への振替	△2,985	△1,362	—	—	—	△4,348
2018年3月31日時点の残高	—	8,018	△137	5,144	15	13,041

(注1) 確定給付制度の再測定は、期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響、制度資産に係る収益と制度資産に係る利息収益の差額等であります。

(注2) 公正価値で測定する金融資産の純変動には、純変動額の累積額が含まれます。

(注3) キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動は、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価値の累積的変動額のうち、有効と認められる部分であります。

(注4) 在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジから生じる為替換算差額であります。

(注5) 持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分には、持分法適用会社が保有する公正価値で測定する金融資産の純変動額の累積額及び在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額が含まれます。

23 配当金

(1) 配当金支払額

前連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2016年5月12日 取締役会	普通株式	7,432	15.00	2016年3月31日	2016年5月27日	利益剰余金
2016年10月31日 取締役会	普通株式	7,433	15.00	2016年9月30日	2016年11月29日	利益剰余金

当連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年5月11日 取締役会	普通株式	7,434	15.00	2017年3月31日	2017年5月29日	利益剰余金
2017年10月30日 取締役会（注）	普通株式	7,435	15.00	2017年9月30日	2017年11月28日	利益剰余金

（注）2017年10月30日開催の取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月14日 取締役会（注）	普通株式	7,436	15.00	2018年3月31日	2018年5月30日	利益剰余金

（注）2018年5月14日開催の取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

24 売上高

売上高の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
物品の販売	556,092	588,923
サービスの提供	406,463	442,333
合計	962,555	1,031,256

25 その他の収益

その他の収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
有形固定資産及び無形資産売却益(注1)	1,003	20,858
特許関連収入(注2)	7,751	—
その他	5,392	3,998
合計	14,147	24,856

(注1) 当連結会計年度の有形固定資産及び無形資産売却益は、主として固定資産の流動化を目的としたオペレーティング・リースに該当するセール・アンド・リースバックを活用した国内、香港及び米国の固定資産の売却によるものであります。

(注2) 前連結会計年度の特許関連収入は、産業用材料・機器事業関連の特許権の実施許諾に係る対価であります。

26 その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
退職特別加算金(注1)	155	5,332
事業構造改善費用(注2)	1,486	4,620
量産化試作品処分損(注3)	2,165	1,804
有形固定資産及び無形資産除売却損	1,004	968
その他	2,515	4,093
合計	7,328	16,819

(注1) 退職特別加算金は、国内における特別転進支援制度の実施に伴う退職者への退職加算金等であります。

(注2) 事業構造改善費用は、主としてオフィス事業及びプロフェッショナルプリント事業における欧州、北米等の販売拠点に係る構造改革費用であります。

(注3) 量産化試作品処分損は、産業用材料・機器事業の新製品立ち上げに伴い発生した量産化試作品の処分損等であります。

27 営業費用の性質別内訳

営業費用(売上原価、販売費及び一般管理費、その他の費用の合計)の性質別内訳のうち、主要な費目は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
人件費	327,100	343,408
減価償却費及び償却費	51,804	56,257

なお、営業費用に含まれる研究開発費の合計額は、当連結会計年度77,021百万円(前連結会計年度73,275百万円)であります。

28 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
金融収益		
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	1,416	1,139
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債	746	1,456
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	525	605
その他		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債	36	576
合計	2,724	3,778
金融費用		
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	2,508	4,198
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債	340	844
為替差損 (注)	46	2,444
その他		
償却原価で測定する金融負債	397	353
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債	159	9
合計	3,451	7,851

(注) 通貨デリバティブの評価損益は、為替差損益に含まれております。

29 1株当たり当期利益

親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は、次の情報に基づいて算定しております。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
基本的1株当たり当期利益算定上の基礎		
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	31,542	32,248
親会社の普通株主に帰属しない当期利益 (百万円)	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	31,542	32,248
期中平均普通株式数 (千株)	495,554	494,865
基本的1株当たり当期利益 (円)	63.65	65.17
希薄化後1株当たり当期利益算定上の基礎		
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	31,542	32,248
当期利益調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	31,542	32,248
期中平均普通株式数 (千株)	495,554	494,865
希薄化効果の影響 (千株)	1,409	1,560
希薄化後の期中平均普通株式数 (千株)	496,963	496,426
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	63.47	64.96

30 その他の包括利益

その他の包括利益の各項目の期中変動額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の再測定		
当期発生額	2,943	5,963
税効果	△1,424	△2,977
税効果控除後	1,519	2,985
公正価値で測定する金融資産の純変動		
当期発生額	5,702	1,527
税効果	△1,744	△482
税効果控除後	3,958	1,044
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	△0	0
計	5,477	4,030
損益に振り替えられる可能性のある項目		
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動		
当期発生額	2,985	△3,947
組替調整額	△2,152	4,283
税効果	△135	△103
税効果控除後	697	232
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	△11,367	△2,936
組替調整額	△320	—
税効果	△637	1,081
税効果控除後	△12,324	△1,854
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	△18	26
計	△11,645	△1,595
合計	△6,168	2,435

上記のうち、非支配持分に帰属する金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
在外営業活動体の換算差額	△182	731
合計	△182	731

31 株式に基づく報酬

(1) ストック・オプション制度

当社グループは、株式に基づく報酬としてストック・オプション制度を採用しており、当社の執行役、取締役（社外取締役を除く）及びグループ業務執行役員（以下「役員等」）に対し付与しております。

権利確定条件は付しておりませんが、対象勤務期間終了時以前に役員等退任日を迎えた場合、付与個数に対象勤務期間開始日を含む月の前月から役員等退任日を含む月までの役員等在任月数を乗じた数を12で除した数の新株予約権を継続保有するものとし、残りの新株予約権は、無償で返還することとしております。

行使期間は割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。また、付与日以降、権利確定日までに、対象者が退任する場合は、当該オプションは失効いたします。権利行使条件は、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日を権利行使可能日と定めております。

当社グループの株式報酬制度は持分決済型株式報酬として会計処理しております。持分決済型株式報酬取引に関する費用は連結損益計算書の販売費及び一般管理費に計上しており、当連結会計年度に計上した額は34百万円（前連結会計年度：124百万円）であります。

ストック・オプションについての公正な評価単位の見積りに使用した評価技法は、ブラック・ショールズ式であります。2016年8月に発行された第12回をもってストック・オプションの新規の付与を行わないことといたしました。

	付与数 (株)	付与日	行使期限	行使価格 (円)	付与日の公正価値 (円)
第1回	194,500	2005年8月23日	2025年6月30日	1	1,071
第2回	105,500	2006年9月1日	2026年6月30日	1	1,454
第3回	113,000	2007年8月22日	2027年6月30日	1	1,635
第4回	128,000	2008年8月18日	2028年6月30日	1	1,419
第5回	199,500	2009年8月19日	2029年6月30日	1	776
第6回	188,000	2010年8月27日	2030年6月30日	1	664
第7回	239,500	2011年8月23日	2031年6月30日	1	428
第8回	285,500	2012年8月22日	2032年6月30日	1	518
第9回	257,500	2013年8月22日	2043年6月30日	1	678
第10回	159,600	2014年9月11日	2044年6月30日	1	1,068
第11回	110,100	2015年8月18日	2045年6月30日	1	1,148
第12回	191,400	2016年8月31日	2046年6月30日	1	687

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
	株数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	1,378,400	1	1,414,000	1
期中付与	191,400	1	—	1
期中行使	151,500	1	144,000	1
期中失効	4,300	1	1,300	1
期末未行使残高	1,414,000	1	1,268,700	1
期末行使可能残高	1,414,000	1	1,268,700	1

(注1) 各年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) 期中行使されたストック・オプションの権利行使日の加重平均株価は961円(前連結会計年度は961円)であります。

(注3) 当連結会計年度末の未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は20年(前連結会計年度は20年)であります。

(2) 業績連動型株式報酬制度

当社グループは、株式に基づく報酬として役員報酬BIP(Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用しており、当社の執行役、取締役(社外取締役を除く)、グループ業務執行役員及び技術フェロー(以下「役員等」)に対し付与しております。

株式交付規程に基づき、役員等の役位及び中期経営計画の業績目標達成度に応じたポイントの付与を行います。当ポイントに応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を中期経営計画の対象期間終了後に交付又は給付(以下「交付等」)いたします。

権利確定条件は付しておりませんが、対象勤務期間終了時以前に役員等退任日を迎えた場合、付与ポイントに対象勤務期間開始日を含む月の前月から役員等退任日を含む月までの役員等在任月数を乗じた数を12で除した数のポイントに応じた交付等を行います。

上記交付等の原資は信託に拠出し、当社株式を株式市場から取得しております。当連結会計年度末において、当信託で保有する当社株式の残高は1,159百万円であり、連結財政状態計算書上、自己株式として計上しております。

	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
ポイント数 (ポイント)	237,248
公正価値(注1) (円)	910
費用計上額(注2) (百万円)	215

(注1) 期中に付与したポイントに応じて交付等される当社株式の公正価値は観察可能な市場価格を基礎に測定しており、予想配当を公正価値の測定に織り込んでおります。

(注2) 当社グループの株式報酬制度は持分決済型株式報酬として会計処理しており、持分決済型株式報酬取引に関する費用は連結損益計算書の販売費及び一般管理費に計上されております。

32 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、中長期的な成長と企業価値向上を実現するために、資本効率を向上させつつ、財務の健全性を確保することを資本管理の基本方針としております。

当社が資本管理において用いる主な指標には、以下のものがあります。

		前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
ROE (注1)	(%)	6.1	6.1
親会社所有者帰属持分比率 (注2)	(%)	52.1	43.6
デット・エクイティ・レシオ (注3)	(倍)	0.35	0.56
ネット・デット・エクイティ・レシオ (注4)	(倍)	0.18	0.27

(注1) 親会社の所有者に帰属する当期利益／親会社の所有者に帰属する持分 (期首・期末平均)

(注2) 親会社の所有者に帰属する持分／総資本

(注3) 社債及び借入金／親会社の所有者に帰属する持分

(注4) (社債及び借入金－現金及び現金同等物)／親会社の所有者に帰属する持分

(2) 金融商品の分類

①当社グループにおける金融商品の分類は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
<金融資産>		
現金及び現金同等物	92,628	149,913
償却原価で測定する金融資産		
営業債権及びその他の債権	243,195	263,453
その他の金融資産	14,197	13,952
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	27,782	28,615
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	12,486	6,366
合計	390,290	462,301
<金融負債>		
償却原価で測定する金融負債		
営業債務及びその他の債務	156,090	173,996
社債及び借入金	185,512	293,667
その他の金融負債	61	35
損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
その他の金融負債	2,933	6,776
合計	344,598	474,476

上記のほか、非支配株主へ付与されたプット・オプションが54,844百万円 (前連結会計年度1,739百万円) あります。

②その他の包括利益を通じて公正価値で測定する指定を行った金融資産

株式等の資本性金融商品は、主に投資先に対する経営参加や系列化、営業基盤強化等を目的として保有しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

資本性金融商品の主な銘柄及びそれらの公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
オムロン(株)	2,719	3,378
丸紅(株)	2,559	2,763
ローム(株)	1,634	2,324
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,214	1,286
(株)T&Dホールディングス	1,331	1,277

資本性金融商品は、保有資産の効率化及び有効活用を図るため、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

期中に売却した銘柄の売却日時点の公正価値、その他の資本の構成要素で認識していた累積利得又は損失（税効果考慮前）及び受取配当金の合計額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売却日時点の公正価値	111	2,357
累積利得（税効果前）	22	1,985
受取配当金	7	8

(3) リスク管理に関する事項

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。そのため、当社グループでは、営業債権については、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減のため、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理する方針としております。また、新規顧客については、外部格付けや銀行信用照会等利用可能な情報をもとに個別に信用状況を分析し、顧客ごとに与信限度額を設定し継続モニタリングを行う方針としております。

また、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これらの取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引については、格付の高い金融機関のみを相手として取引を実施していることから、相手先の契約不履行に係る信用リスクは、極めて限定的と判断しております。

なお、金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている帳簿価額となります。

1) 期日経過した債権

期日経過している営業債権及びその他の債権に対する貸倒引当金の設定状況は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2017年3月31日）

（単位：百万円）

	期日経過額			
	3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超
営業債権及びその他の債権（総額）	28,464	3,383	2,453	3,862
貸倒引当金	△515	△665	△847	△3,146
営業債権及びその他の債権	27,949	2,718	1,606	715

当連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	期日経過額			
	3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超
営業債権及びその他の債権（総額）	35,594	6,166	2,359	3,434
貸倒引当金	△492	△709	△813	△2,644
営業債権及びその他の債権	35,101	5,457	1,546	789

2) 貸倒引当金

当社グループは、個別に重要な金融資産は回収不能な金額、個別に重要でない金融資産は過去の実績等に基づく金額により減損損失を計上するために、貸倒引当金勘定を使用しております。当該金融資産に係る貸倒引当金は、連結財政状態計算書上、「営業債権及びその他の債権」及び「その他の金融資産」に含まれております。各連結会計年度の貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	7,103	6,198
増加額	1,244	2,303
目的使用による減少額	△802	△1,406
戻入れによる減少額	△1,103	△453
為替レートの変動の影響	△243	109
期末残高	6,198	6,752

当連結会計年度において、顧客の財務内容や期日超過状況等を勘案し、個別に減損損失を計上した営業債権及びその他の債権は4,353百万円（前連結会計年度3,859百万円）であります。また、当該債権に対して2,339百万円（前連結会計年度2,296百万円）の貸倒引当金を計上しております。

②流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

当社グループは借入金等により資金の調達を行っておりますが、それらの負債は、資金調達環境の悪化等により支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクを抱えております。

当社は、子会社及び当社の各部署からの報告に基づき、財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、常に経営環境をモニターし、状況に応じた適切な手元流動性を維持、確保することにより、当社グループの流動性リスクを管理しております。

長期金融負債の期日別残高は以下のとおりであり、契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含まない割引前のキャッシュ・フローを記載しております。

前連結会計年度（2017年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	129,397	129,397	9,202	3,370	14,719	28,910	31,585	41,608
社債	30,000	30,000	10,000	20,000	—	—	—	—
リース債務	6,601	6,601	2,578	1,756	1,097	695	414	58
デリバティブ 金融負債	4,672	4,672	310	—	313	2,220	—	1,827
その他	61	61	61	—	—	—	—	—
合計	170,733	170,733	22,152	25,127	16,131	31,825	32,000	43,495

当連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	220,154	223,979	3,579	14,971	36,295	31,106	28,201	109,826
社債	59,811	60,000	20,000	—	10,000	—	—	30,000
リース債務	6,878	6,878	2,734	1,524	1,100	801	476	241
デリバティブ 金融負債	60,345	60,345	1,812	570	1,460	53,698	2,660	143
その他	1,310	1,310	62	1,248	—	—	—	—
合計	348,501	352,514	28,188	18,314	48,855	85,606	31,338	140,210

③市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

1) 為替変動リスク

グローバルな事業展開により生じる外貨建債権債務は、為替の変動リスクに晒されております。そのため、当社グループは、外貨建債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務につき、一定期間を限度として為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。

為替の感応度分析

当社グループが各年度末において保有する外貨建債権債務において、米ドル、ユーロ及び英ポンドが円に対し1%増価した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。計算に当たり、使用した通貨以外の通貨は変動しないものと仮定しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
米ドル	227	169
ユーロ	△179	95
英ポンド	8	△1

2) 株価変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されております。これらの資本性金融商品は、投資先に対する経営参加や系列化、営業基盤の強化等のビジネス戦略を円滑に遂行する目的で保有されており、これらの投資を活発に売却することはしておりません。資本性金融商品については、定期的に株価や発行体の財務状況を把握しております。

株価変動の感応度分析

当社グループは以下の感応度分析について、期末日の資本性金融商品の価格リスクを基礎に計算しております。株価が1%上昇又は下落した場合には、その他の資本の構成要素（税効果考慮前）は当連結会計年度末の現在の金額から248百万円（前連結会計年度256百万円）増減いたします。

3) 金利変動リスク

当社の有利子負債のうち変動金利によるものは、金利の変動がキャッシュ・フローに与える潜在的なリスクをヘッジするため、金利スワップ契約を結んでおり、リスクの低減を目的として、定められた方針に従ってデリバティブ取引を利用しております。金利支払が当社グループの損益に与える影響は軽微であるため金利感応度分析は行っておりません。

(4) 金融商品の公正価値

公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。なお、ヒエラルキーレベルの定義については(5)に記載しております。

①デリバティブ金融資産・負債

通貨デリバティブは先物相場や契約を締結している金融機関から提示された価格等、金利デリバティブは契約を締結している金融機関から提示された価格等に基づいて算出しており、レベル2に分類しております。

非支配株主へ付与されたプット・オプションは、予想される行使期間における被取得企業の予測EBITDA、類似企業の予測EBITDA倍率等をインプットとして用いて、モンテカルロ・シミュレーションにより将来の行使価格を予測し、当該予測に応じた契約相手への支払額を適切な割引率により割り引くことにより公正価値を算定しております。また、算定にあたり観察可能な市場データに基づかないインプットを用いているためレベル3に分類しております。なお、公正価値は、被取得企業の予測EBITDAまたは類似企業の予測EBITDA倍率が上昇（低下）した場合、増加（減少）する関係にあります。

②投資有価証券

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いており、レベル1に分類しております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値は、個々の資産の性質、特徴並びにリスク等を考慮した上で、将来キャッシュ・フローを割り引く方法又はその他の適切な評価方法により算出しており、レベル3に分類しております。

③借入金

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、公正価値が帳簿価額と近似しているため、公正価値は帳簿価額と同額とみなしております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル3に分類しております。但し、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われており、公正価値が帳簿価額と近似しているため、公正価値は帳簿価額と同額とみなしております。

④社債

市場価格に基づき公正価値を算定しており、レベル1に分類しております。

⑤条件付対価

適切な評価方法を用いて、将来追加で支払いが発生する金額を見積もり、公正価値を算定しております。

⑥上記以外の金融商品

上記以外の金融商品は主に短期間で決済されるものであり、公正価値が帳簿価額と近似しているため、公正価値は帳簿価額と同額とみなしております。

償却原価で測定する主な金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)		当連結会計年度 (2018年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入金	129,397	125,546	220,154	197,753
社債	30,000	30,345	59,811	60,115
合計	159,397	155,891	279,966	257,868

(注) 長期借入金及び社債には1年以内返済又は償還予定の残高が含まれております。

(5) 公正価値のヒエラルキー

金融商品のうち、当初認識後に公正価値で測定される金融商品に関し、公正価値のヒエラルキーによる分類を行っております。公正価値のヒエラルキーはレベル1からレベル3までを以下のように定義しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識していません。

公正価値で測定される金融資産及び金融負債に係る前連結会計年度及び当連結会計年度における公正価値のレベル別内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度（2017年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<金融資産>				
投資有価証券	25,699	—	2,172	27,872
デリバティブ金融資産	—	7,764	—	7,764
その他	3,774	—	856	4,631
合計	29,474	7,764	3,029	40,269
<金融負債>				
デリバティブ金融負債	—	2,933	1,739	4,672
合計	—	2,933	1,739	4,672

当連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<金融資産>				
投資有価証券	24,805	—	3,908	28,714
デリバティブ金融資産	—	1,221	—	1,221
その他	4,036	—	1,009	5,045
合計	28,842	1,221	4,917	34,981
<金融負債>				
デリバティブ金融負債	—	5,501	54,844	60,345
その他	—	—	1,274	1,274
合計	—	5,501	56,119	61,620

（注）前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1、2、3間の移動はありません。

レベル3に分類された金融商品の増減表

各年度におけるレベル3に分類された金融商品の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金融資産	金融負債
前連結会計年度期首 (2016年4月1日)	2,927	34
利得・損失(注1)		
当期利益	△155	—
その他の包括利益	92	—
取得	222	—
処分・決済	△52	△32
企業結合(注2)	—	1,343
その他(注3)	—	424
為替レートの変動の影響	△5	△30
前連結会計年度 (2017年3月31日)	3,029	1,739
利得・損失(注1)		
当期利益	14	△573
その他の包括利益	104	—
取得	1,878	—
処分・決済	△117	—
企業結合(注2)	—	56,051
その他(注3)	—	△1,031
為替レートの変動の影響	8	△65
当連結会計年度 (2018年3月31日)	4,917	56,119

(注1) 当期利益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しており、その他の包括利益に認識した利得又は損失は、連結包括利益計算書上の「公正価値で測定する金融資産の純変動」に表示しております。

(注2) 当社グループが企業結合に当たり被取得企業の株式を取得した際、非支配株主ヘット・オプションを付与したことにより認識した債務、及び企業結合の対価の一部を条件付対価としたことにより認識した債務であります。

(注3) 非支配株主へ付与されたプット・オプションの公正価値を事後測定したことにより生じた変動差額であります。なお、当変動差額を資本剰余金として処理しております。

(6) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、金融機関とデリバティブ契約を締結し、金融資産及び金融負債のキャッシュ・フローの変動をヘッジしております。デリバティブは実需に見合う取引に限定し、投機目的では保有しておりません。

当社グループは、外貨建債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約及び通貨オプションを利用しております。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務につき、一定期間を限度として為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。

また、当社グループは、変動金利の借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制し、将来予想される調達コストの変動リスクを回避するために、通貨スワップ取引・金利スワップ取引を利用しており、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。

この他、当社グループは、主に在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクを回避することを目的として、デリバティブ又は外貨建借入金を用いてヘッジ会計を行っております。

各連結会計年度におけるデリバティブ取引の公正価値の内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
ヘッジ会計適用		
通貨関連	96	106
金利関連	△522	△221
純投資ヘッジ関連	5,712	41
ヘッジ会計非適用		
通貨関連	△546	△4,206
金利関連	91	—
非支配株主へ付与された プット・オプション	△1,739	△54,844
合計	3,091	△59,124

(注) 上記の他に、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクの一部をヘッジする目的で外貨建借入金6,069百万円(前連結会計年度5,216百万円)をヘッジ手段に指定し、純投資ヘッジを適用しております。

(7) 金融資産と金融負債の相殺

同一取引先相手に対して認識した金融資産及び金融負債の相殺に関する情報は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(単位：百万円)

金融資産	取引の種類	認識済の金融資産の総額	連結財政状態計算書上で相殺される認識済の金融負債の総額	連結財政状態計算書上に表示されている金融資産の純額
現金及び現金同等物	ノーショナル ・プーリング	62,072	61,824	248

(単位：百万円)

金融負債	取引の種類	認識済の金融負債の総額	連結財政状態計算書上で相殺される認識済の金融資産の総額	連結財政状態計算書上に表示されている金融負債の純額
社債及び借入金	ノーショナル ・プーリング	61,824	61,824	—

当連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

金融資産	取引の種類	認識済の金融資産の総額	連結財政状態計算書上で相殺される認識済の金融負債の総額	連結財政状態計算書上に表示されている金融資産の純額
現金及び現金同等物	ノーショナル ・プーリング	10,225	10,225	—

(単位：百万円)

金融負債	取引の種類	認識済の金融負債の総額	連結財政状態計算書上で相殺される認識済の金融資産の総額	連結財政状態計算書上に表示されている金融負債の純額
社債及び借入金	ノーショナル ・プーリング	10,447	10,225	221

33 関連当事者

主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
固定報酬	765	834
業績連動報酬	200	267
株式に基づく報酬	114	215
合計	1,079	1,317

34 コミットメント

資産の取得に対する契約上確約している金額は軽微であります。

35 偶発事象

当社グループは、当社グループ以外の会社等の金融機関からの借入やリース債務等に対し債務保証を行っております。当連結会計年度末現在の債務保証額は263百万円（前連結会計年度316百万円）であり、保証債務は履行可能性が低いと見られ、金融負債として認識しておりません。

36 他の企業への関与

当社グループの主要な子会社については「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。当社グループには、重要な非支配持分がある子会社はありません。当社グループ間での資産の移動、利用及び負債の決済能力に係る重大な法的又は契約上の制限はありません。

37 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

累計期間

	第1四半期 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	第2四半期 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	第3四半期 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高 (百万円)	232,351	488,102	750,253	1,031,256
税引前四半期利益又は 税引前利益 (百万円)	8,207	19,058	27,145	49,124
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(百万円)	5,367	13,515	18,617	32,248
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	10.83	27.29	37.61	65.17

会計期間

	第1四半期 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	第2四半期 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	第3四半期 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	第4四半期 (自 2018年1月1日 至 2018年3月31日)
基本的1株当たり 四半期利益 (円)	10.83	16.47	10.32	27.57

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	69,097	85,623
受取手形	3,381	2,448
売掛金	※1 81,378	※1 81,025
たな卸資産	※3 41,039	※3 38,209
前払費用	※1 1,798	※1 3,511
繰延税金資産	1,937	3,480
短期貸付金	※1 20,811	※1 37,719
1年内回収予定の長期貸付金	※1 230	※1 230
未収入金	※1 6,493	※1 8,461
未収還付法人税等	—	735
その他	※1 9,459	※1 4,128
貸倒引当金	△6	△6
流動資産合計	235,620	265,565
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	43,343	45,676
構築物（純額）	1,896	1,841
機械及び装置（純額）	19,846	18,220
車両運搬具（純額）	19	18
工具、器具及び備品（純額）	10,730	8,792
土地	27,651	27,300
リース資産（純額）	586	631
建設仮勘定	2,591	2,740
有形固定資産合計	106,665	105,221
無形固定資産		
ソフトウェア	11,901	11,604
その他	6,630	6,231
無形固定資産合計	18,532	17,836
投資その他の資産		
投資有価証券	26,116	26,949
関係会社株式	185,231	269,656
関係会社出資金	77,632	78,936
長期貸付金	※1 1,841	※1 6,923
長期前払費用	3,033	2,901
繰延税金資産	13,445	7,986
その他	※1 10,935	※1 10,904
貸倒引当金	△22	△21
投資その他の資産合計	318,212	404,236
固定資産合計	443,410	527,294
資産合計	679,030	792,860

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	8,814	9,209
買掛金	※1 53,070	※1 52,141
短期借入金	※1 39,847	※1 38,936
1年内償還予定の社債	10,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	9,000	3,000
リース債務	※1 353	226
未払金	※1 26,671	※1 25,491
未払費用	※1 4,198	※1 5,800
未払法人税等	2,478	648
前受金	862	746
賞与引当金	5,196	4,911
役員賞与引当金	131	184
製品保証引当金	193	322
その他	※1 1,010	※1 2,952
流動負債合計	161,829	164,572
固定負債		
社債	20,000	40,000
長期借入金	115,820	210,114
リース債務	311	293
再評価に係る繰延税金負債	3,818	3,740
退職給付引当金	25,189	23,392
株式報酬引当金	—	199
資産除去債務	718	3,810
その他	2,108	3,650
固定負債合計	167,967	285,201
負債合計	329,796	449,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,519	37,519
資本剰余金		
資本準備金	135,592	135,592
資本剰余金合計	135,592	135,592
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	163,091	161,065
利益剰余金合計	163,091	161,065
自己株式	△9,214	△10,189
株主資本合計	326,989	323,987
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,724	8,310
繰延ヘッジ損益	3,881	1,390
土地再評価差額金	8,640	8,463
評価・換算差額等合計	21,245	18,163
新株予約権	998	934
純資産合計	349,234	343,086
負債純資産合計	679,030	792,860

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	※1 436,840	※1 436,157
売上原価	※1 291,444	※1 293,539
売上総利益	145,395	142,617
販売費及び一般管理費	※1, ※2 142,063	※1, ※2 142,535
営業利益	3,332	82
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 9,998	※1 13,328
特許関連収入	7,751	—
為替差益	—	0
雑収入	※1 2,008	※1 1,865
営業外収益合計	19,759	15,195
営業外費用		
支払利息	※1 1,723	※1 3,054
為替差損	878	—
量産化試作品処分損	2,275	1,804
雑支出	※1 2,399	※1 2,763
営業外費用合計	7,275	7,622
経常利益	15,815	7,655
特別利益		
固定資産売却益	842	※3 12,144
投資有価証券売却益	36	1,903
子会社清算益	41	—
特別利益合計	920	14,047
特別損失		
固定資産除売却損	509	482
投資有価証券売却損	0	—
関係会社清算損	—	0
減損損失	—	223
退職特別加算金	—	※4 4,437
特別損失合計	510	5,142
税引前当期純利益	16,226	16,560
法人税、住民税及び事業税	517	△1,257
法人税等調整額	3,984	5,061
法人税等合計	4,501	3,803
当期純利益	11,724	12,756

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,519	135,592	135,592	166,295	166,295	△9,408	329,998
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△14,865	△14,865	—	△14,865
当期純利益	—	—	—	11,724	11,724	—	11,724
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△3	△3
自己株式の処分	—	—	—	△62	△62	198	135
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△3,203	△3,203	194	△3,009
当期末残高	37,519	135,592	135,592	163,091	163,091	△9,214	326,989

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,727	2,880	8,640	16,248	1,009	347,257
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△14,865
当期純利益	—	—	—	—	—	11,724
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	—	—	135
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,996	1,000	—	4,997	△10	4,986
当期変動額合計	3,996	1,000	—	4,997	△10	1,976
当期末残高	8,724	3,881	8,640	21,245	998	349,234

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,519	135,592	135,592	163,091	163,091	△9,214	326,989
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△14,870	△14,870	—	△14,870
当期純利益	—	—	—	12,756	12,756	—	12,756
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,164	△1,164
自己株式の処分	—	—	—	△89	△89	188	99
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	177	177	—	177
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△2,025	△2,025	△975	△3,001
当期末残高	37,519	135,592	135,592	161,065	161,065	△10,189	323,987

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	8,724	3,881	8,640	21,245	998	349,234
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△14,870
当期純利益	—	—	—	—	—	12,756
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,164
自己株式の処分	—	—	—	—	—	99
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	△177	△177	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△413	△2,491	—	△2,904	△63	△2,968
当期変動額合計	△413	△2,491	△177	△3,082	△63	△6,148
当期末残高	8,310	1,390	8,463	18,163	934	343,086

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
- 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、役員に対する賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。
 - (4) 製品保証引当金
販売製品の無償アフターサービスに備えるため、売上高に対する経験率により計上しております。
 - (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - (6) 株式報酬引当金
役員等に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員等に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を基礎として計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす通貨スワップについては振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、それぞれ採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、貸付金、借入金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引及び通貨オプション取引については、外国為替相場変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内においてのみ実施し、収益確保を目的としたディーリングは実施しないこととしております。通貨スワップ取引及び金利スワップ取引については、借入金に係る金利コストの安定化及び将来予想される調達コストの変動リスクの回避を目的とし、実需に伴う取引に限定し、投機的な取引は実施しないこととしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動及びキャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としております。

7 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は長期前払費用に計上の上、5年間で均等償却しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

2017年度から2019年度までを対象とする中期経営計画「SHINKA 2019」の中で掲げた業績目標と、執行役、取締役（社外取締役を除く）、グループ業務執行役員及び技術フェローの報酬を連動化することを目的として、役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用した中期業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

当信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告30号 平成27年3月26日）を適用し、信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株数は2018年3月31日現在、1,159百万円、1,274,000株であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
短期金銭債権	96,685 百万円	117,827 百万円
長期金銭債権	1,839	6,925
短期金銭債務	84,856	92,743

2 保証債務

関係会社のリース契約に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
Konica Minolta Business Solutions U. S. A., Inc.	－ 百万円	5,957 百万円

※3 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
商品及び製品	25,324 百万円	26,082 百万円
仕掛品	9,189	5,592
原材料及び貯蔵品	6,525	6,534

4 貸出コミットメント

当社は、子会社とグループ金融に関する金銭消費貸借基本契約を締結し、内12社に対し貸付限度額を設定しております。これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
貸付限度額の総額	119,385 百万円	114,773 百万円
貸付実行残高	20,811	44,871
差引貸付未実行残高	98,573	69,902

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	336,364 百万円	335,252 百万円
仕入高	228,791	230,714
その他の営業取引高	33,143	35,530
営業取引以外の取引高	11,021	8,403

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は19%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は81%であります。

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
研究開発費	72,785 百万円	74,218 百万円
支払手数料及び業務委託料	20,224	20,398
減価償却費	5,295	5,413
賞与引当金繰入額	1,667	1,576
役員賞与引当金繰入額	126	184
貸倒引当金繰入額	—	0
貸倒引当金戻入額	△1,224	—

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
—————		経営資源の有効活用による資産の効率化と財務体質の強化を図るため、東京サイト日野（東京都日野市）の一部底地を譲渡したことによるものであります。なお、譲渡後も譲渡先との賃貸借契約により継続使用しております。

※4 退職特別加算金の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
—————		特別転進支援制度の実施に伴う退職者への退職加算金等であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度 (2017年3月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	32,500	25,549	△6,950
合計	32,500	25,549	△6,950

当事業年度 (2018年3月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	32,500	28,233	△4,266
合計	32,500	28,233	△4,266

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
子会社株式	152,646	236,336
関連会社株式	84	819
合計	152,730	237,155

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	15,662百万円	13,483百万円
退職給付引当金	12,896	11,856
税務上の繰越欠損金	11,263	9,768
賞与引当金	1,603	1,504
資産評価減	1,132	1,293
減価償却費	1,325	1,219
貸倒引当金	8	8
その他	3,955	4,304
繰延税金資産小計	47,849	43,437
評価性引当額	△24,657	△25,283
繰延税金資産合計	23,191	18,154
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,364	△3,257
退職給付信託設定益	△1,329	△1,431
譲渡損益の繰延(譲渡益)	△1,384	△1,384
その他	△1,730	△613
繰延税金負債合計	△7,808	△6,686
繰延税金資産の純額	15,382	11,467
再評価に係る繰延税金負債		
土地の再評価に係る繰延税金負債	△3,818	△3,740

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
評価性引当額	16.5	3.8
受取配当金の益金不算入	△14.9	△21.9
試験研究費等の税額控除	△5.5	△1.7
繰越欠損金の期限切れ	-	11.2
その他	0.8	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.7	23.0

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残高 (注4)	当 期 増加額 (注1)	当 期 減少額 (注2)(注3) (注4)	当 期 償却額	当期末 残高 (注4)	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	43,343	5,296	102	2,860	45,676	75,429
	構築物	1,896	111	1	165	1,841	6,954
	機械及び装置	19,846	3,819	76	5,368	18,220	134,237
	車両運搬具	19	8	0	9	18	382
	工具、器具及び備品	10,730	4,617	1,592 (195)	4,962	8,792	81,187
	土地	27,651 [12,458]	—	350 [255]	—	27,300 [12,203]	—
	リース資産	586	217	—	172	631	327
	建設仮勘定	2,591	10,867	10,719	—	2,740	—
	計	106,665 [12,458]	24,939	12,843 (195) [255]	13,539	105,221 [12,203]	298,518
無形固 定資産	ソフトウェア	11,901	5,567	47	5,817	11,604	
	その他	6,630	5,824	5,614	608	6,231	
	計	18,532	11,392	5,662	6,425	17,836	

(注1) 「当期増加額」の主な内容は、次のとおりであります。

ソフトウェア	複合機用販売ソフトウェア	712百万円
ソフトウェア	ヘルスケア製品組込ソフトウェア	571百万円
機械及び装置	ビジネスソリューション現像剤設備	499百万円
建 物	東京サイト（八王子）特高変電所更新工事	410百万円
建 物	東京サイト耐震工事	406百万円

(注2) 「当期減少額」の主な内容は、次のとおりであります。

土地、建物	三木土地建物売却	402百万円
-------	----------	--------

(注3) 「当期減少額」欄の（ ）は内書きで、当期の減損損失累計額であります。

なお、主な内容は、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	光学ガラス熔融設備	195百万円
-----------	-----------	--------

(注4) 「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]は内書きで、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。なお、「当期減少額」は売却によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	29	6	7	28
賞与引当金	5,196	4,911	5,196	4,911
役員賞与引当金	131	184	131	184
製品保証引当金	193	322	193	322
株式報酬引当金	—	215	16	199

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日、その他の配当基準日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 及び買増し 取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりとする。 http://konicaminolta.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第113期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
2017年6月21日 関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2017年6月21日 関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第114期第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）
2017年8月10日 関東財務局長に提出
第114期第2四半期（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）
2017年11月8日 関東財務局長に提出
第114期第3四半期（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）
2018年2月8日 関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
2017年4月20日 関東財務局長に提出
事業年度 第111期（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
2017年4月20日 関東財務局長に提出
事業年度 第112期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (5) 臨時報告書
2017年6月21日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）に基づく臨時報告書であります。
2017年7月6日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2（連結子会社による子会社取得）に基づく臨時報告書であります。
2018年6月20日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）に基づく臨時報告書であります。
- (6) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
2017年7月12日 関東財務局長に提出
- (7) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
2017年12月8日 関東財務局長に提出
- (8) 訂正発行登録書
2018年6月20日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年6月19日

コニカミノルタ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 茂 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 染 葉 真 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 邊 道 明 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタ株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、コニカミノルタ株式会社及び連結子会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コニカミノルタ株式会社の2018年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、コニカミノルタ株式会社が2018年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年6月19日

コニカミノルタ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 茂 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 染 葉 真 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 邊 道 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタ株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第114期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コニカミノルタ株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月20日
【会社名】	コニカミノルタ株式会社
【英訳名】	KONICA MINOLTA, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 山名 昌 衛
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役 畑野 誠 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役代表執行役社長兼CEO山名昌衛及び取締役常務執行役畑野誠司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2018年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社131社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社33社、持分法適用会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していくと共に重要な生産拠点等を加味し、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2以上に達している12事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月20日
【会社名】	コニカミノルタ株式会社
【英訳名】	KONICA MINOLTA, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 山名 昌 衛
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役 畑野 誠 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役代表執行役社長兼CEO山名昌衛及び当社最高財務責任者畑野誠司は、当社の第114期（自2017年4月1日至2018年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。